

三井住友海上あいおい生命

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

三井住友海上あいおい生命の現状

Mitsui Sumitomo Aoi Life Insurance Disclosure

2019



会社概要	2019年3月31日現在
社名	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
英文名称	Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Company, Limited
設立	1996年(平成8年)8月8日
資本金	855億円
従業員数	2,602名
本社所在地	東京都中央区新川2-27-2
URL	https://www.msa-life.co.jp

*本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

目次	
トップメッセージ	02
MS&ADインシュアランスグループについて	
MS&ADインシュアランスグループについて	04
MS&ADインシュアランスグループの価値創造ストーリー	06
グループ中期経営計画「Vision 2021」	08
経営について	
お客さま第一の業務運営について	10
代表的な経営指標	12
三井住友海上あいおい生命 中期経営計画「Vision 2021」	22
デジタル化の推進	24
三井住友海上あいおい生命 行動憲章	26
情報開示方針	28
反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	28
利益相反取引の管理について	29
コーポレート・ガバナンス体制	30
内部統制システムに関する方針	31
コンプライアンス(法令等遵守)の取組み	32
ERM経営の推進	33
リスク管理の取組み	33
監査体制	36
個人情報の取り扱い	37
お客さまの安心と満足度向上に向けた取組み	39
金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について	44
より良い品質を目指す取組み	45
当社の勧誘方針	46
生命保険契約者保護機構について	47
人財戦略について	49
商品・サービス	
商品トピックス	52
商品ラインアップ	54
サービストピックス	58
お客さまに医療情報をお伝えする活動	59
ご契約時のご案内	61
ご契約後のサービス・情報提供	66
保険金等支払管理態勢とお支払い状況	71
代理店教育・研修	74
ライフ・コンサルタントについて	75
サステナビリティ取組	
MS&ADインシュアランスグループの取組み	76
当社のサステナビリティ取組	76
スポーツ振興	80
環境問題への取組み	81
会社データ	
目次	84
会社データ	86

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

Top Message

トップメッセージ

日ごろより三井住友海上あいおい生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
当社は、MS&ADインシュアランスグループの中核生命保険会社として、「安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えること」を経営理念に掲げています。

2018年度を振り返って

2018年度よりスタートした中期経営計画「Vision 2021」では、持続可能な開発目標(SDGs)を道標に、社会との共通価値の創造に向けた取組みを進めてまいりました。

2018年4月には、多様化するお客さまニーズにお応えするため、認知症、出産・不妊治療や抗がん剤治療の保障を新設した「新医療保険Aプレミアム」を、9月には、ガン診断から通院・退院後治療や再発リスクの保障を拡充した「ガン保険スマート」を発売しました。

両商品とも多くのお客さまからご好評をいただき、個人保険および個人年金保険の新契約年換算保険料は31.7%増加し、511億円となりました。保有契約年換算保険料は4.6%増加し、4,315億円となり、保有契約件数も4.8%増加の339.6万件と、順調に業績を伸ばすことができました。生命保険会社における保険金等支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、1,681.8%と高い健全性を維持しています。

2019年度の取組み

急速な少子高齢化や長寿社会の到来、働き方やライフスタイルの多様化など、生命保険業界を取り巻く環境は大きく変化しています。当社は、そのような環境変化に柔軟に対応し、介護・医療の負担増や健康寿命の延伸などの社会課題の解決に貢献してまいります。

2019年6月には、介護や就労不能などの「働けなくなるリスク」に対し、給付対象範囲を拡充した「新総合収入保障ワイド」と、就労不能保障に特化した「くらしの応援ほけん」を新たに発売しました。

また、がん・脳卒中の予防や最新治療法のセミナー、認知症の方を支援していくための見守り活動など、「いのち・医療に関する啓発活動」に積極的に取り組み、お客さまの「元気で長生き」を支えてまいります。

お客さまの利便性向上に向けては、ご請求手続きの案内冊子に、音声と手話動画の二つのガイダンス機能を業界に先駆けて導入したほか、コンタクトセンターへのAI導入により、お問い合わせなどに、より迅速に対応できる体制を整備していきます。

これからも、当社は、お客さま第一の業務運営を遂行してまいります。お客さまから寄せられた声を真摯に受けとめ、保険募集からアフターフォロー活動、保険金のお支払いなど、すべての事業活動において、不断の改善に努め、品質向上を進めてまいります。

当社は、健康で安心な暮らしを支える生命保険会社としての使命を果たし、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

今後とも、当社をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019年7月



三井住友海上あいおい生命保険株式会社 取締役社長

丹保人重

MS&ADインシュアランスグループについて

MS&ADインシュアランスグループは、「世界トップ水準の保険・金融グループの創造」を掲げ、2010年に誕生した保険グループです。グループの中核事業である国内損害保険事業において、三井住友海上火災保険株式会社は、三井・住友両グループの営業基盤や国内外における幅広い事業展開力、一方のあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、トヨタ・日本生命グループのネットワークと地域に密着したリテールマーケット開拓力という強みを有しています。また、国内損害保険事業に加え、国内生命保険事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連サービス事業の5つのドメインで、グローバルに事業展開しており、2018年のフォーチュングローバル500の損害保険カテゴリーの収入ランキングでは、第7位にランクされています。



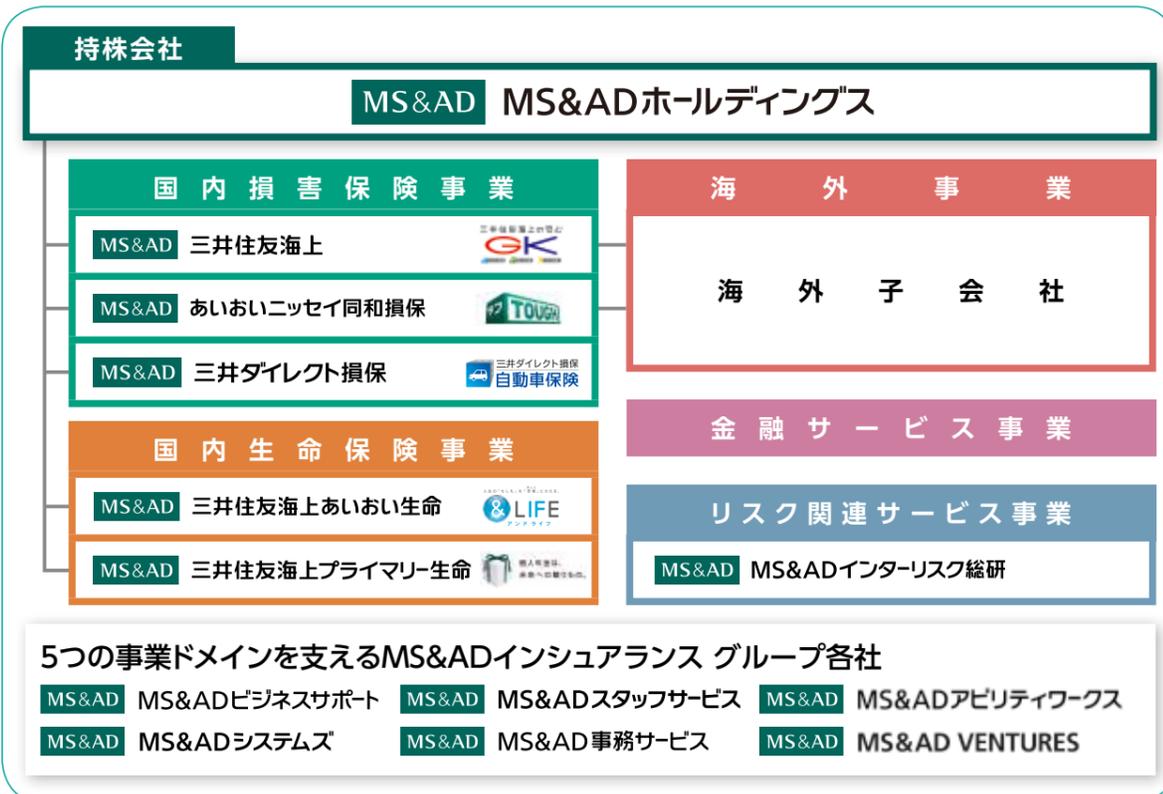
MS&ADホールディングスが入る東京住友ツインビルディング

2018年度より開始した中期経営計画「Vision 2021 (2018年～2021年)」では、「世界トップ水準の保険・金融グループ」の実現を見据え、環境変化に対応できるレジリエントな態勢を構築する上で、「グループ総合力の発揮」「デジタルイノベーションの推進」「ポートフォリオ変革」を3つの重点戦略として位置付けています。また、ERMサイクルをグループ経営のベースとして、健全性の確保を前提に収益力と資本効率の向上のための取組みを強化していきます。

当社グループのミッションである「安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える」上で、企業活動の軸にあるのが「価値創造ストーリー」です。この「価値創造ストーリー」とは、社会的課題の解決につながるさまざまな商品・サービスを提供し、お客さまが安心して生活や事業活動を行うための環境を作り上げることです。どの時代においても、社会に求め続けられる存在であるために、「価値創造ストーリー」を軸に本来の強みである多様性とその総合力を活かし、ステークホルダーの皆さまとともに歩んでいきます。

グループの構成

(2019年4月1日現在)



MS&ADインシュアランスグループの目指す姿

MS&ADインシュアランスグループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念(ミッション)、経営ビジョン、行動指針(バリュー)を次のとおり定めています。

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

お客さま第一	CUSTOMER FOCUS カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
誠実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

MS&ADインシュアランスグループの目指す社会像

MS&ADインシュアランスグループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます。」という経営理念のもと、価値創造ストーリーを紡いで発展してきました。

2018年度にスタートしたグループ中期経営計画「Vision 2021」では、当社グループが2030年に目指す社会像として「レジリエント^(※1)でサステナブルな社会」を掲げています。その実現に向けて、SDGs^(※2)を道標(みちしるべ)とし、社会との共通価値創造(CSV: Creating Shared Value)に取り組み、世界トップ水準の保険・金融グループを目指します。

(※1) 変化する状況や予期せぬ出来事に対して、柔軟かつ上手に適応し、影響を低減し、迅速に回復する力があること。
(※2) 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。2015年9月「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な世界に向けた2030年までのグローバルな目標。17の目標と169のターゲットから構成されています。



MS&ADインシュアランスグループの価値創造ストーリー

MS&ADインシュアランスグループは、国内損害保険事業、国内生命保険事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連サービス事業の5つの事業ドメインで、グループのミッションの実現に向けた活動を展開しています。

「私たちの目指す『活力ある社会の発展と地球の健やかな未来』を支えるために、それを阻害する社会的課題から生じる多様なリスクをいち早く見つけ、お伝えし、リスクの発現を防ぎ、リスクの影響を小さくするとともに、リスクが現実となったときの経済的負担を小さくするためのさまざまな商品・サービスを提供することで、世界中のチャレンジするお客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行う」、これが私たちの価値創造ストーリーです。

MS&ADを支える資源

財務資本

- お客さまのリスクを引き受けるのに十分かつ健全な財務基盤

連結純資産(2019年3月31日現在) **2兆7,780**億円

人的資本

- グローバルで多様な人財
- 保険・リスク関連等の知識に精通したプロフェッショナルな人財

連結従業員数(2019年3月31日現在) **41,467**名

知的資本

- 事業の長い歴史と経験に支えられた知見と信用力
- 国内・ASEANで最も豊富なリスクデータ

リスクサーベイ実施回数(2018年度実績) **1,140**件

社会・関係資本

- 国内No.1の規模を誇る顧客層

国内個人お客さま数^{※1} 約**4,200**万人

国内法人お客さま数^{※1} 約**240**万社

- ASEAN域内**No.1**の総収入保険料

- 国内No.1の代理店ネットワーク

国内損害保険代理店数^{※1} **86,222**店

国内営業拠点^{※2} **261**部支店・**1,016**課支社

国内事故対応拠点^{※3} **428**カ所

- 海外拠点等^{※4} **49**カ国・地域

- トヨタグループ、日本生命グループ、三井グループ、住友グループなど、異業種のトップ企業とのパートナーシップ

自然資本

- 地球の安定した気候システム
- 生物多様性が保全された生態系
- 持続可能な自然資源

紙使用量 **10,545**トン

※1 三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保のお客さま数、代理店数の単純合算値(2019年3月31日現在)
 ※2 国内保険会社の拠点数の単純合算値(2019年4月1日現在)
 ※3 国内損害保険会社の事故対応拠点の単純合算値(2019年4月1日現在)
 ※4 SLI Cayman Limited(金融サービス事業)があるケイマン諸島を含む(2019年4月1日現在)

MS&ADの強み

スケール

規模によって十分なキャパシティを実現

歴史

過去の経験と学びは将来の糧

多様性

多様性から生まれる創造力と結束力

イノベーション

時流を捉えて成長を実現

サステナビリティ

常に社会とともに

活力ある社会の発展と地球の健やかな未来

社会的課題

社会を取り巻く多様なリスク

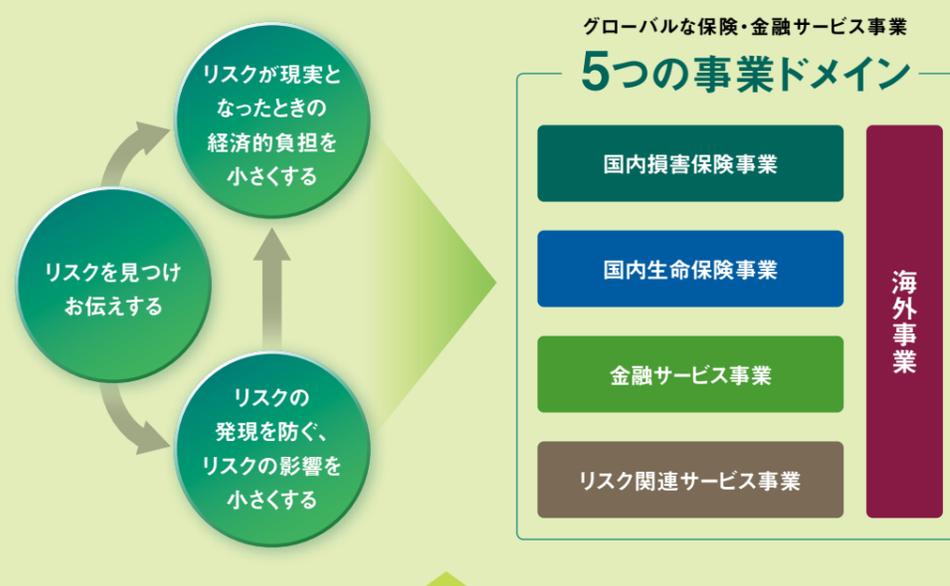
- 1 多様化・甚大化する事故・災害
- 2 限界に近づく地球環境(気候変動や資源枯渇等)
- 3 高齢化に伴う介護・医療の負担増
- 4 格差拡大等による社会の活力低下

レジリエントでサステナブルな社会

安定した人々の生活
活発な事業活動

安心・安全の提供

MS&ADのビジネスモデル



企業価値創造を支える仕組み

- 環境変化に対応できるレジリエントな態勢
- 最適な資源配分とリスクの適切な管理
- 社員がいきいきと活躍できる経営基盤と品質向上
- コーポレートガバナンスの強化

ステークホルダーとともに創出する価値(2018年度実績)

お客さま	株主	代理店	取引先	社員	環境	地域社会・国際社会
------	----	-----	-----	----	----	-----------

財務資本

- 資本効率の向上
 - グループ修正利益の向上
 - 株主還元
- グループ修正利益 **1,898**億円
- グループ修正ROE **6.1%**
- 過去5年間のTSR[※] **65.6%**

人的資本

- さらに働きがいを実感し、成長できる職場環境の提供
 - 安定し、かつ、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した雇用
- 社員満足度^{※1} **4.4**ポイント
- 有給休暇取得日数^{※2} **15.6**日

※1 社員が「誇り、働きがい」を持って働いていると感じている割合(社員意識調査結果。6ポイントが満点での社員平均ポイント)

※2 [定例・繰越休暇]と[特別休暇]の社員平均取得日数

知的資本

- 専門性の高い社員の育成
- 変化する多様なお客さまニーズにお応えする商品・サービスの提供
- リスク関連の調査研究成果の社会への提供

調査レポート^{※1} **78**件

アクチュアリー人数^{※2} **103**人

※1 CSR、企業リスク、BCM、労災リスク、交通リスク、海外危機管理情報、感染症情報などのレポートを発行

※2 商品開発、リスク管理、財務の健全性確認等に確率・統計等の手法を駆使する数理のプロフェッショナルである社員の在籍数(2019年4月1日時点)

社会・関係資本

- 適切かつ迅速な保険金の支払い
- 事故・災害を未然に防ぐサービスの提供
- 高品質かつ多様な代理店ネットワークの提供
- 取引先との協力関係による社会的責任の遂行
- 社会インフラや行政サービス等の社会資本をリスクから守る商品・サービスの提供

保険金支払額^{※1} **2兆5,281**億円

お客さま満足度^{※2} **96.6%**

※1 正味支払保険金と生命保険金等の合算値(2018年度)

※2 自動車保険の事故対応に満足しているお客さまの割合(対象:三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保)(2018年度)

自然資本

- 気候変動の進行緩和につながるCO₂排出量削減
- 生物多様性の保全への貢献
- 持続可能な自然資源の利活用につながる負荷削減

対前年度紙削減量 **540**トン

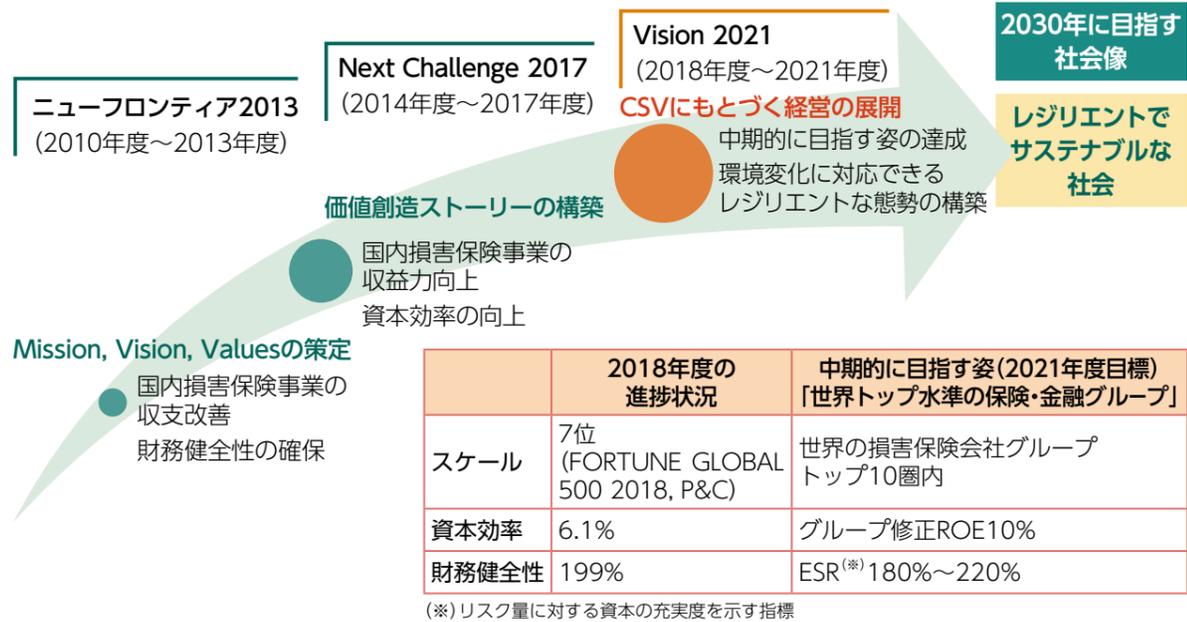
社会貢献活動参加社員数[※] **23,601**人

※会社または個人でボランティア活動へ参加したり、寄付を行ったりした社員数(国内)

グループ中期経営計画「Vision 2021」

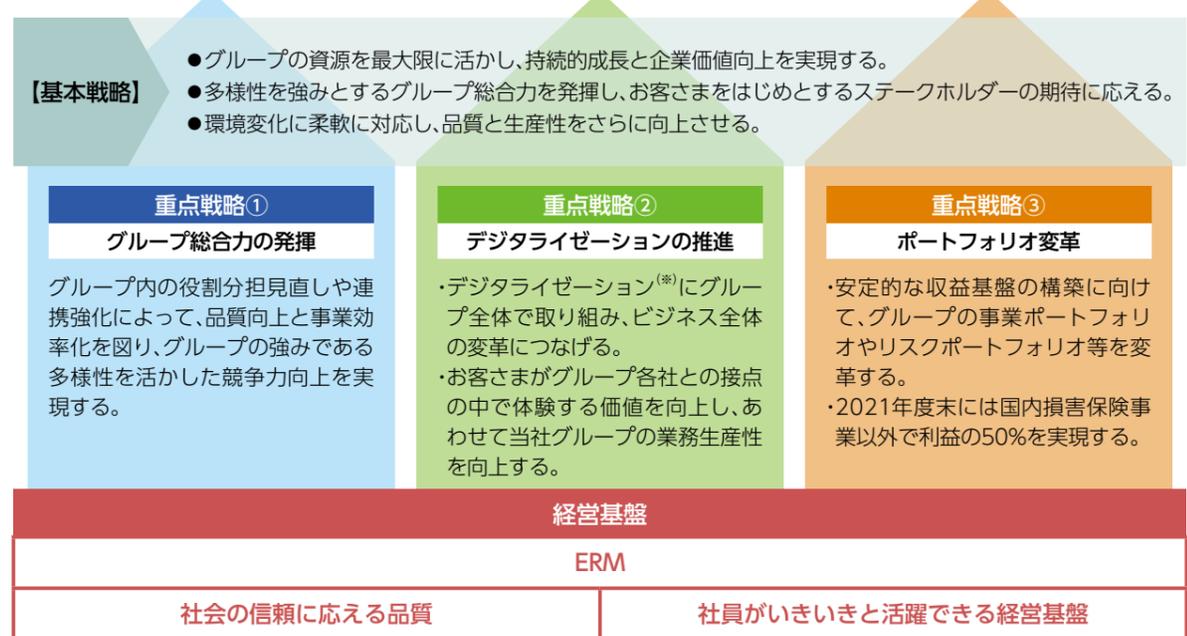
新中期経営計画「Vision 2021」では、当社グループが2030年に目指す社会像である「レジリエントでサステナブルな社会」を掲げ、当社グループの強みを活かしながら、企業価値向上に向けた取組みと持続的な成長を支える枠組み、そして、達成すべき経営数値目標を明確にしています。グループ誕生以来、中期的に目指す姿としてきた「世界トップ水準の保険・金融グループ」の実現に向け、環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢の構築を目指します。

「Vision 2021」の計画期間中に実現したい姿



「Vision 2021」基本戦略と3つの重点戦略

基本戦略とそれにひもづく「3つの重点戦略」により、上記の実現したい姿への到達を図ります。



(※) デジタル技術によるプロセス・サービス等の効率化・利便性向上にとどまらず、当社グループのビジネス全体の変革につなげる取組み

経営指標

2021年度の経営数値目標は「中期的に目指す姿」を達成する水準に設定しています。また、サステナビリティ中期経営計画を策定し、非財務指標もモニタリングしていきます。

	経営数値目標 (単位: 億円)				非財務指標(例)	
	2017年度実績 (新基準換算)	2018年度実績	2019年度予想	2021年度目標	モニタリング指標	
グループ修正利益	2,010	1,898	2,630	3,500	社会との共通価値の創造	7つの重点課題を定め、定性的に確認する。
国内損害保険事業 (除く政策株式売却損益)	2,878 (2,024)	1,469 (651)	1,860 (1,500)	1,820 (1,420)	社会の信頼に応える品質	品質向上 ・お客さま満足度
国内生命保険事業	326	316	290	450	環境負荷低減	・CO ₂ 排出量削減率 ・総エネルギー使用量 ・紙使用量
海外事業	△1,250	54	420	1,170	社員がいきいきと活躍できる経営基盤	ダイバーシティ&インクルージョン ・女性管理職比率 ・グローバル従業員数・比率 ・障がい者雇用率
金融サービス事業/ リスク関連サービス事業	56	58	60	60	健康経営	・社員満足度 ・有給休暇取得日数 ・社会貢献活動参加社員数
グループ修正ROE	6.4%	6.1%	8.7%	10.0%		
当期純利益	1,540	1,927	2,000	—		
連結正味収入保険料	34,469	35,004	35,240	37,100		
生命保険料 (グロス収入保険料)	15,081	15,999	15,250	16,000		
三井住友海上あいおい生命EEV ^(※) (European Embedded Value)	8,355	8,194	9,270	10,500		
ESR (Economic Solvency Ratio)	211%	199%	—	180%~220%		

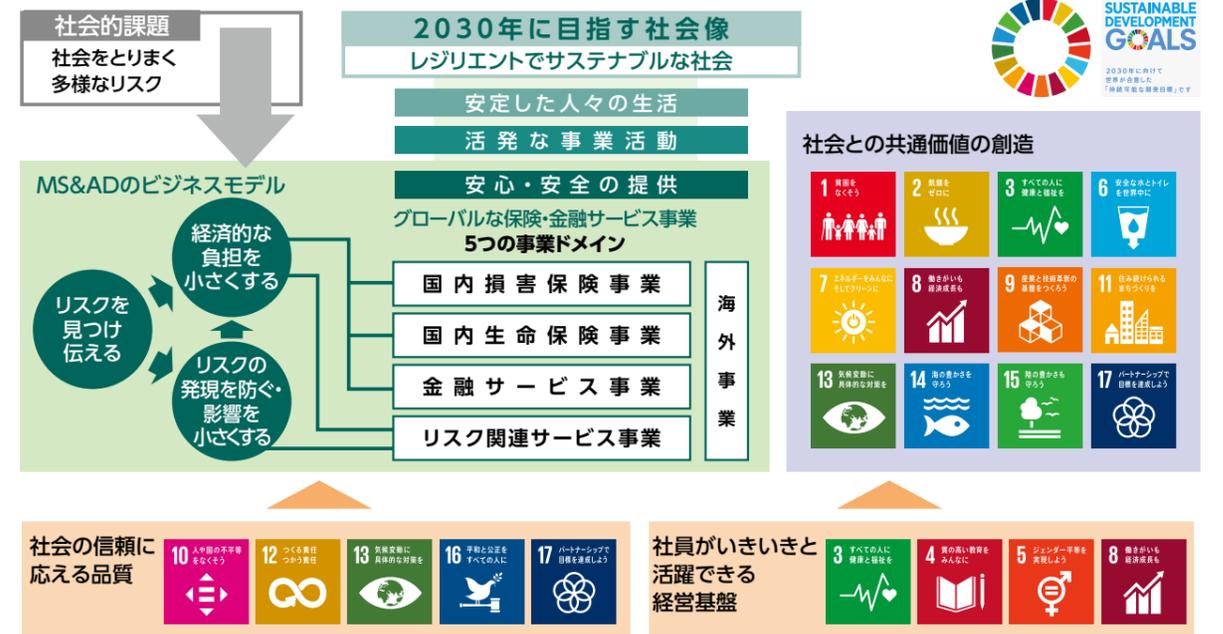
(※) 現在の純資産価値に保有契約が生み出す利益を加えた、生命保険会社の企業価値を表す指標の1つ

$$\text{グループ修正ROE} = \frac{\text{グループ修正利益}}{\text{修正純資産(期初・期末平均)}} = \frac{\text{連結当期利益} + \text{異常危険準備金等^(※2)繰入^(※3)額}{\text{連結純資産^(※1) + \text{異常危険準備金等^(※2)}} - \frac{\text{その他特殊要因(のれん・その他無形固定資産償却額等)}}{\text{のれん・その他無形固定資産}} + \text{非連結グループ会社持分利益}$$

※各調整額は税引後、(※1) 除く非支配株主持分・新株予約権、(※2) 国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金、(※3) 戻入の場合は減算

MS&ADインシュアランスグループのビジネスモデルとSDGs

2030年に目指す社会像「レジリエントでサステナブルな社会」は、先進国・途上国の政府をはじめ、民間企業やNGOなどが実現に向けた取組みを進めているSDGs(持続可能な開発目標)が目指す社会とも合致します。ビジネスモデルである価値創造ストーリーを実践し、社会との共通価値を創造することでSDGsの達成にも貢献します。



お客さま第一の業務運営について

当社は、MS&ADインシュアランスグループが掲げる「経営理念(ミッション)」「経営ビジョン」「行動指針(バリュー)」のもと、「健康で安心な暮らしを支える生命保険会社」として、「お客さまの安心と満足」を活動の原点において、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を策定しています。

お客さま第一の業務運営に関する方針

方針1. 「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、「お客さま第一」の業務運営を行います

当社の全役職員が「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、お客さまへの最適な商品・サービスのご提供をはじめ、すべての事業活動において、「お客さま第一」の業務運営を行ってまいります。

方針2. お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するために、お客さまニーズに沿った商品・サービスを開発してまいります。

- (1) お客さまニーズを的確に把握するとともに、社会環境の変化等にもなう市場動向に迅速かつ柔軟に対応した商品・サービスを開発してまいります。
- (2) お客さまにとって、わかりやすく、ご満足いただける商品・サービスを開発してまいります。

方針3. お客さまの視点に立った保険募集を行います

当社は、お客さまニーズに沿った最適な商品・サービスをご提供できるよう、適正な保険募集を行ってまいります。

- (1) お客さまに商品内容を十分にご理解いただけるよう、わかりやすく丁寧にご説明してまいります。
- (2) お客さまに適切な商品をご選択いただくため、お客さまの商品に関する知識・経験・財産の状況やご契約の目的等を総合的に勘案し、ご意向を踏まえたご説明を行ってまいります。

方針4. お客さまの大切なご契約を適切に管理します

当社は、ご加入後もお客さまのご契約を適切に管理してまいります。

- (1) ご加入後も、ご契約内容や保障内容等の情報提供を定期的・継続的に行ってまいります。
- (2) 適切にご契約の管理を行うとともに、お客さまの利便性の向上に取り組んでまいります。
- (3) お客さまからお預かりした保険料について、収益の安定性と保有資産の安全性、および十分な流動性を確保するなど、財務の健全性に留意した資産運用を行ってまいります。

方針5. 保険金・給付金等を迅速かつ適切にお支払いします

当社は、保険金・給付金等を迅速・適切にお支払いするために、お客さまへのご確認とわかりやすいご説明に取り組んでまいります。

- (1) ご加入後も保険金・給付金等を漏れなくお支払いするために、ご契約内容について定期的にお客さまにご確認いただくよう取り組んでまいります。
- (2) 保険金・給付金等のご請求の際に、お客さまにご理解いただけるよう、わかりやすくご説明するとともに、簡便なお手続きでお支払いができるよう取り組んでまいります。

方針6. お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切な業務運営を行ってまいります。

方針7. お客さまの声を業務運営の改善に活かします

当社は、寄せられたすべてのお客さまの声に対し、迅速・適切・真摯な対応を行ってまいります。また、お客さまの声を品質とお客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かしてまいります。

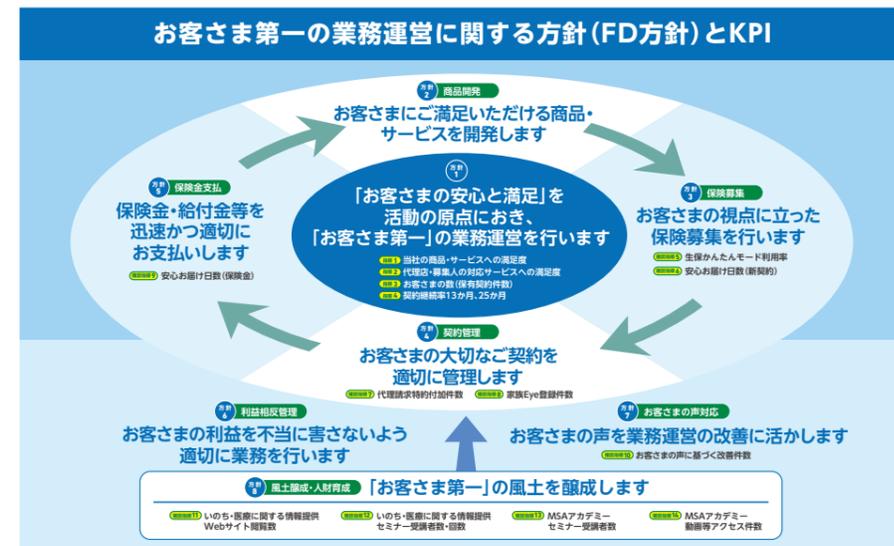
方針8. 「お客さま第一」の風土を醸成します

当社は、「お客さま第一」の価値観が企業文化として定着するよう、社員・代理店への教育等の機会を通じて意識を浸透させ、風土を醸成してまいります。

また、当社においては、本方針の定着を図るため、取組状況を客観的に評価する14の成果指標:KPI(Key Performance Indicatorの略)を設定しており、2019年5月30日には、2018年度の具体的な取組状況とともに各指標の2018年度末状況を公表しました。*

*各方針の主な具体的取組み等につきましては、当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

2019年度は成果指標の一部見直しを行うとともに、本方針のコンセプトや構成、成果指標の位置づけ等を「見える化」し(ポスターを作成し、社内全拠点に掲示)、「お客さま第一の業務運営」の一層の定着を図っています。



さらに、消費者庁などで構成する消費者志向経営推進組織の呼びかけに対応し、消費者志向の考え方や取組方針を表明する「消費者志向自主宣言」を実施しました(2019年5月)。

これらの施策等を通じ、これまで以上に「お客さまの安心と満足」の実現に取り組んでまいります。

【14の成果指標(2019年度のKPI)】

指標①	当社の商品・サービスへの満足度	指標⑧	家族Eye ⁴ 登録件数
指標②	代理店・募集人の対応サービスへの満足度	指標⑨	安心お届け日数(保険金) ^{*5}
指標③	お客さまの数	指標⑩	お客さまの声に基づく改善件数
指標④	契約継続率	指標⑪	いのち・医療に関する情報提供Webサイト閲覧数
指標⑤	生保かんたんモード ^{*1} 利用率	指標⑫	いのち・医療に関する情報提供セミナー受講者数・回数
指標⑥	安心お届け日数(新契約) ^{*2}	指標⑬	募集人・社員向けセミナー・研修等の受講者数
指標⑦	代理請求特約 ^{*3} 付加件数	指標⑭	募集人・社員向け研修動画等へのアクセス件数

*1 お申込みのペーパーレス手続き

*2 お客さまのお申込日の翌日から、契約が成立する日までの営業日数の平均値

*3 被保険者が保険金・給付金等をご請求できない場合、その代理人がご請求できる特約

*4 親族連絡先を事前にご登録いただく制度

*5 お客さまから保険金・給付金請求書類を会社・代理店が受け付けた日から、着金日までの営業日数の平均値

代表的な経営指標

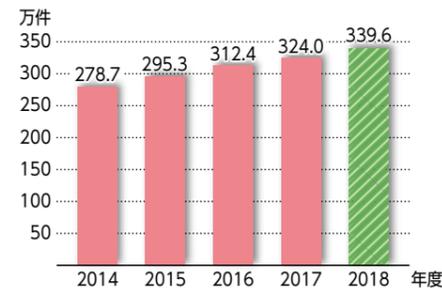
代表的な経営指標について、2018年度の状況は以下のとおりです。

お客さまの数(保有契約件数)

339.6 万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2018年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2017年度末の324.0万件から4.8%増加し、339.6万件になりました。

【お客さまの数の推移】



保有契約高

24兆5,331 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します)。

当社の2018年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2017年度末の23兆8,068億円に比べ3.1%増加し、24兆5,331億円となりました。

団体保険を含む保有契約高は、33兆877億円となりました。

【保有契約高の推移】



保有契約年換算保険料

4,315 億円(個人保険・個人年金保険)

当社の2018年度末の保有契約年換算保険料は、2017年度末の4,123億円から4.6%増加し、4,315億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



基礎利益

155 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

ここでいう保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

なお「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。詳細については、123ページに掲載しています[V.10.経常利益等の明細(基礎利益)]をご参照ください。

$$\text{基礎利益} + \text{キャピタル損益} + \text{臨時損益} = \text{経常利益}$$

155億円	61億円	△21億円	=	195億円
-------	------	-------	---	-------

【逆ざやの状況】

生命保険会社は、お客さまにいただく保険料の計算にあたって、資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があり、この予定利息分を運用収益などでまかなえている状態を「順ざや」、まかなえていない状態を「逆ざや」といいます。かつてない超低金利が続く中で2018年度は43億円の逆ざやとなりましたが、この逆ざや額を全体の収益でカバーしたうえで基礎利益155億円を確保しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^*1 - \text{平均予定利率}^*2) \times \text{一般勘定責任準備金}^*3$$

- *1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。
- *2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- *3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。
(年始責任準備金 + 年末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

当期純利益

79 億円

2017年度に比べ26億円増加の79億円の当期純利益となりました。

資本金

855 億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2018年度末の資本金の額は、855億円です。

総資産

4,229.6 兆円

2017年度末の3兆8,697億円から9.3%増加し、2018年度末の総資産は、4兆2,296億円です。

有価証券残高

3,548.4 兆円

総資産に占める有価証券残高の比率は83.9%です。有価証券残高のうち92.4%にあたる3兆2,801億円を国債・地方債・社債で運用しています。143ページに「VI.4. (1) ① b.当社の運用方針」、149ページに「VI.4. (12)有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。

貸付金残高

595 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は1.4%であり、また、いわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。116ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。

責任準備金残高

3,376.0 兆円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。

当社の格付け(2019年7月1日現在)

A+
AA

スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

格付投資情報センター(R&I)
保険金支払能力格付け

ソルベンシー・マージン比率

1,681.8 %

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。117ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

項目	2017年度	2018年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	484,904	505,779
リスクの合計額(B)	56,163	60,145
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,726.7%	1,681.8%

2018年度末ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」といいます)は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標と言えます。

当社では、2011年度末の開示より、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則(以下「EEV原則」といいます)(注1)に準拠したEV(以下「EEV」といいます)を開示しております。また、当社では、EEVの算出にあたり、資産・負債のキャッシュフローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価しようとする市場整合的手法を用いています。

(注1) EEV原則は、欧州の大手保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムによって、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に制定されたものです。2004年5月にEEV原則およびそれに係るガイダンス、2005年10月にEEVの感応度と開示に関するガイダンスが制定されており、2016年5月には、EVに欧州ソルベンシーII等の計算で用いた計算手法および前提の仕様が許容されるよう改正されています。

(2) 2018年度末EEV

(単位:億円)

	2017年度末	2018年度末	増減
EEV	8,355	8,194	△160
純資産価値	4,463	5,154	691
保有契約価値	3,892	3,040	△851
うち新契約価値(注1)	474	657	183

(注1)「新契約価値」は、EEV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

純資産価値は、資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2017年度末	2018年度末	増減
純資産価値	4,463	5,154	691
純資産の部合計(注2)	1,870	1,938	67
危険準備金	328	350	21
価格変動準備金	68	77	9
配当準備金中の未割当額	4	4	△0
一般貸倒引当金	0	0	△0
有価証券等の含み損益	3,174	4,008	834
貸付金の含み損益	27	28	1
退職給付の未積立債務	△2	△3	△1
上記項目に係る税効果	△1,008	△1,250	△242

(注2) 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しています。

保有契約価値は、当該年度末の保有契約から生ずる利益の現在価値で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2017年度末	2018年度末	増減
保有契約価値	3,892	3,040	△851
確実性等価将来利益現価	5,302	4,284	△1,017
オプションと保証の時間価値	△716	△632	83
必要資本維持のための費用	△87	△65	22
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△606	△546	60

- 確実性等価将来利益現価は将来の税引後利益の割引現在価値です。運用利回りの前提と割引率はどちらもリスクフリーレートとして計算しています。
- オプションと保証の時間価値は、将来においてキャッシュフローが変動する可能性を価値評価したもので、本源的価値以外の価値となります。なお、本源的価値は確実性等価将来利益現価に含まれます。
- 必要資本維持のための費用は、必要資本に対応する資産から生じる運用収益に対する税金、および同資産の運用コストとなります。
- 非フィナンシャル・リスクに係る費用は、「確実性等価将来利益現価」や「オプションと保証の時間価値」で反映できていない費用のことで、オペレーショナル・リスクに係る費用等となります。

(3) 主要な前提条件

経済前提

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスクフリーレートとして評価日時点の国債利回りを使用しています。

【リスクフリーレート(スポット・レート換算)】

	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年
2018年度末	△0.178%	△0.183%	△0.195%	△0.211%	△0.202%	△0.081%	0.165%
2017年度末	△0.134%	△0.137%	△0.118%	△0.118%	△0.108%	0.043%	0.292%
	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年
2018年度末	0.358%	0.492%	0.538%	0.577%	0.613%	0.640%	0.661%
2017年度末	0.542%	0.709%	0.778%	0.865%	0.950%	1.016%	1.070%

オプションと保証の時間価値を計算するための確率論的手法では、金利スワップション、株式オプション等のインプライド・ボラティリティに基づいてキャリブレーションされた経済シナリオを使用しています。

非経済前提

保険料、経費、保険金・給付金、解約戻金、税金等のキャッシュフローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース(ベスト・エスティメイト前提)で予測しています。

(4) 前年度末からの変動要因

(単位:億円)

	純資産価値	保有契約価値	EEV
2017年度末(前年度末)EEV(調整前)	4,463	3,892	8,355
①期始EEVの調整	△5	－	△5
2017年度末(前年度末)EEV(調整後)	4,458	3,892	8,350
②当年度新契約価値	△362	1,019	657
③期待収益(リスクフリーレート分)	△3	68	65
④期待収益(超過収益分)	7	36	43
⑤保有契約価値から純資産価値への移転	41	△41	－
⑥前提条件(非経済前提)と実績の差異	65	△141	△75
⑦前提条件(非経済前提)の変更	－	△56	△56
⑧前提条件(経済前提)と実績の差異	948	△1,737	△788
⑨その他事業関係の変動	－	△1	△1
⑩その他事業外の変動	－	－	－
2018年度末(当年度末)EEV	5,154	3,040	8,194

①期始EEVの調整

2018年度に実施した株主配当による減少額です。

②当年度新契約価値

新契約価値は、当年度に新契約を獲得したことによる価値(当年度末時点)を表したものです。

③期待収益(リスクフリーレート分)

市場整合的手法では、将来見込まれる株主への配当可能利益をリスクフリーレートにより割り引いた金額をEVとしており、当項目では時間の経過とともに発生する割戻し分を掲げています。なお、当項目には、オプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用および非フィナンシャル・リスクに係る費用の解放を含みます。

④期待収益(超過収益分)

市場整合的手法では、将来の運用利回りの前提は全ての資産についてリスクフリーレートとしていますが、実際はリスク性資産の保有により、リスクフリーレートを超過する利回りを期待しています。当項目は、リスクフリーレートを超過して期待される運用収益(当年度分)です。

⑤保有契約価値から純資産価値への移転

前年度末の保有契約価値で想定していた将来の利益の一部(当年度分)は、当年度末には実現化して純資産価値に移転されることとなります。当項目ではその移転の額を表していますが、移転によるEEVの金額の増減はありません。

⑥前提条件(非経済前提)と実績の差異

前年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当年度実績との差異による影響額です。主な減少要因は、料率改定や新商品販売等に伴う一時的な解約増加によるものです。

⑦前提条件(非経済前提)の変更

当年度末の保有契約価値の計算に用いる前提条件(非経済前提)を洗い替えたことにより、来年度(2019年度)以降の収支が変化することによる影響額です。

⑧前提条件(経済前提)と実績の差異

前年度末の保有契約価値の計算に用いた経済前提(市場金利やインプライド・ボラティリティ等)と、当年度末実績との差異、および経済前提を前年度から変更したことによる影響額です。主に市場金利の低下により、純資産価値は増加(有価証券含み益の増加等)する一方で、保有契約価値は減少しています。

⑨その他事業関係の変動

上記の項目以外の事業関係の変動による影響額です。なお、この項目には、モデルの変更による影響も含まれます。

⑩その他事業外の変動

当年度は該当ありません。

(5) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)

(単位:億円)

前提条件	EEV	増減額
2018年度末EEV	8,194	－
感応度1: リスクフリーレート50bp 上昇	9,038	843
感応度2: リスクフリーレート50bp 低下	7,064	△1,130
感応度3: 株式・不動産価値10%下落	8,131	△62
感応度4: 経費率(維持費) 10%減少	8,476	281
感応度5: 解約・失効率10%減少	7,968	△226
感応度6: 保険事故発生率(死亡保険) 5%低下	8,644	449
感応度7: 保険事故発生率(年金保険) 5%低下	8,193	△1
感応度8: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ 25%上昇	8,194	0
感応度9: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ 25%上昇	7,869	△325
感応度10: 必要資本を法定最低水準に変更	8,237	42

(6) ご使用にあたっての注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家が様々な情報に基づいて下した判断により決定されるため、EEVから著しく乖離することがあります。EEVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、十分な注意を払っていただく必要があります。

(7) 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を得ております。意見書については、当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp/>)掲載のニュースリリースをご覧ください。

直近5事業年度の推移

(単位:億円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
保有契約件数 ^(注1)	278.7万件	295.3万件	312.4万件	324.0万件	339.6万件
保有契約高 ^(注1)	218,940	225,760	232,142	238,068	245,331
保有契約年換算保険料 ^(注1)	3,534	3,757	4,010	4,123	4,315
経常利益	159	186	161	169	195
基礎利益	161	194	186	128	155
当期純利益	44	60	45	52	79
資本金	355	355	855	855	855
総資産	30,092	32,290	36,191	38,697	42,296
有価証券残高	25,487	27,654	29,197	32,601	35,484
貸付金残高	512	526	551	570	595
責任準備金残高	24,335	26,617	28,964	31,438	33,760
格付け ^(注2)	スタンダード&プアーズ(S&P)	A+	A+	A+	A+
	格付投資情報センター (R&I)	AA-	AA-	AA-	AA-
逆ざや額	-	-	2	22	43
ソルベンシー・マージン比率	1,429.9%	1,598.4%	1,893.2%	1,726.7%	1,681.8%
ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (EEV) ^(注3)	6,478	5,958	7,942	8,355	8,194

(注1) 保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注2) 格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

(注3) EEV原則に基づき市場整合的手法により計算したエンベディッド・バリュー (EEV)の数値。

健康で安心な暮らしを支える生命保険会社

「お客さま第一」を活動の原点とし、社会的課題の解決に貢献する商品・サービスの提供を通じ、持続的な成長と企業価値の向上を実現

お客さま満足・企業価値のさらなる向上

社会的課題の解決に貢献

成長戦略

品質向上 × 商品・サービス開発 × 販売・チャネル強化

構造革新戦略

既存の枠組みを超えた抜本的な事業構造の革新に挑戦

お客さま第一の業務運営 基本戦略 ERM経営の推進

経営基盤強化／人材育成・企業文化創造

経営数値目標 (2021年度)	EV 1兆500億円	新契約EV 550億円	修正利益 230億円	お客さまの数 (保有契約件数*) 367万件	生保併売率* 18%
--------------------	---------------	----------------	---------------	------------------------------	---------------

*グループの機能別再編(23ページ「機能別再編について」参照)の一環である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が保有する第3分野長期契約の三井住友海上あいおい生命保険株式会社への移行件数(2019年4月1日移行分約37万件)は除く。

基本戦略

経営基盤強化

さらなる経営基盤の強化、ERM経営の高度化を図る

- お客さま第一の業務運営の進化
「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づくPDCA機能発揮による取組みの高度化
- ERM経営の推進、経営管理態勢の高度化
健全性確保を前提とした、リスク選好方針に基づくリスクテイクの方向性策定および着実な実施
- 資産運用の高度化、運用収益の拡大
資産運用の高度化によるリスクコントロールの強化と収益改善
- 内部管理態勢のさらなる強化
企業価値向上の基盤となる、環境変化に対応したコンプライアンスの推進

人材育成・企業文化創造

人材の多様性を尊重し、グループ共通の価値観である「お客さま第一」の企業文化を確立する

- 多様な価値観を尊重する企業風土の醸成
多様なワークスタイルに柔軟に対応し、社員一人ひとりが働きがいを感ず、能力を最大限発揮できる人事制度の構築
- 働き方改革と人材育成を通じた生産性向上
働き方改革推進・定着に向けたマネジメント教育の拡充
- サステナビリティ取組の推進
事業活動を通じた社会貢献活動による社会との価値共創、スポーツ振興活動等

成長戦略

品質向上

お客さまの期待を超える品質を代理店とともに追求する

- 引受・保全・保険金等支払態勢の進化
デジタル技術活用等による正確・迅速・丁寧な業務プロセスの実現
- お客さまの声を基点とした業務改善のさらなる推進
専門部の設置による、お客さまの声に最大の価値観をおいた改善策の検討・実行
- お客さまのライフスタイルに合わせた接点の強化と利便性の向上
アフターフォロー活動によるお客さまとの接点強化

商品・サービス開発

社会環境の変化や技術進展等に迅速に対応し、お客さまニーズに応える先進的な商品・サービスを開発・提供する

- 保障性商品を主軸とした商品の開発
先進医療等の医療技術の進展等を踏まえた商品開発
- 社会的課題解決に貢献する商品・サービスの開発
高齢社会の進展により重要度が高まりつつある介護・認知症に対応した商品・サービス開発
- 健康維持・増進・回復を支援する商品・サービスの開発
オープンイノベーション等を活用した未病改善・重症化予防・再発予防サービスの展開

販売・チャネル強化

お客さまの満足を目指す販売網および営業態勢を構築する

- 生損一体運営によるクロスセルチャネルのさらなる強化
国内最大損保グループの営業基盤・顧客基盤を活用したマーケットの開拓・深耕
- 高品質かつ筋肉質な販売網の構築
代理店品質認定制度の創設
- 多様なチャネル戦略の展開
新たな販売手法の構築
- 教育・研修の高度化
生命保険販売の使命感、コンサルティング能力を向上させる教育・研修の強化、および代理店指導力の強化

構造革新戦略

既存の枠組みを超えた抜本的な事業構造の革新に挑戦する

- 収益構造革新
持続可能なビジネスモデルの構築に向けた収益構造の見直し
- オペレーション革新
「営業事務集中化」「役割革新」の完遂による、営業推進・契約事務体制の強化
- 営業態勢革新
「トップライン拡大」と「生産性向上」を両立する営業態勢の見直し
- システム構造革新
システム競争力強化に向けた基幹システムの再構築
- 第三分野長期契約移行の完遂
損保社保有契約(第三分野長期契約)の当社への移行の完遂
- デジタルライゼーションの推進
定型業務のオートメーション化(RPA)による生産性向上

〈機能別再編について〉

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の事業コンセプトを明確にし、お互いの強みを活かしながら、三井住友海上あいおい生命を加え、グループ全体の「成長」と「効率化」を同時実現するための全く新しい再編スタイルのことをいいます。

デジタル化の推進

当社は、「健康で安心な暮らしを支える生命保険会社」として、社会的課題の解決に貢献する商品・サービスの提供を通じて、持続的な成長と企業価値向上の実現のために、デジタル（データ・テクノロジー）を活用していきます。

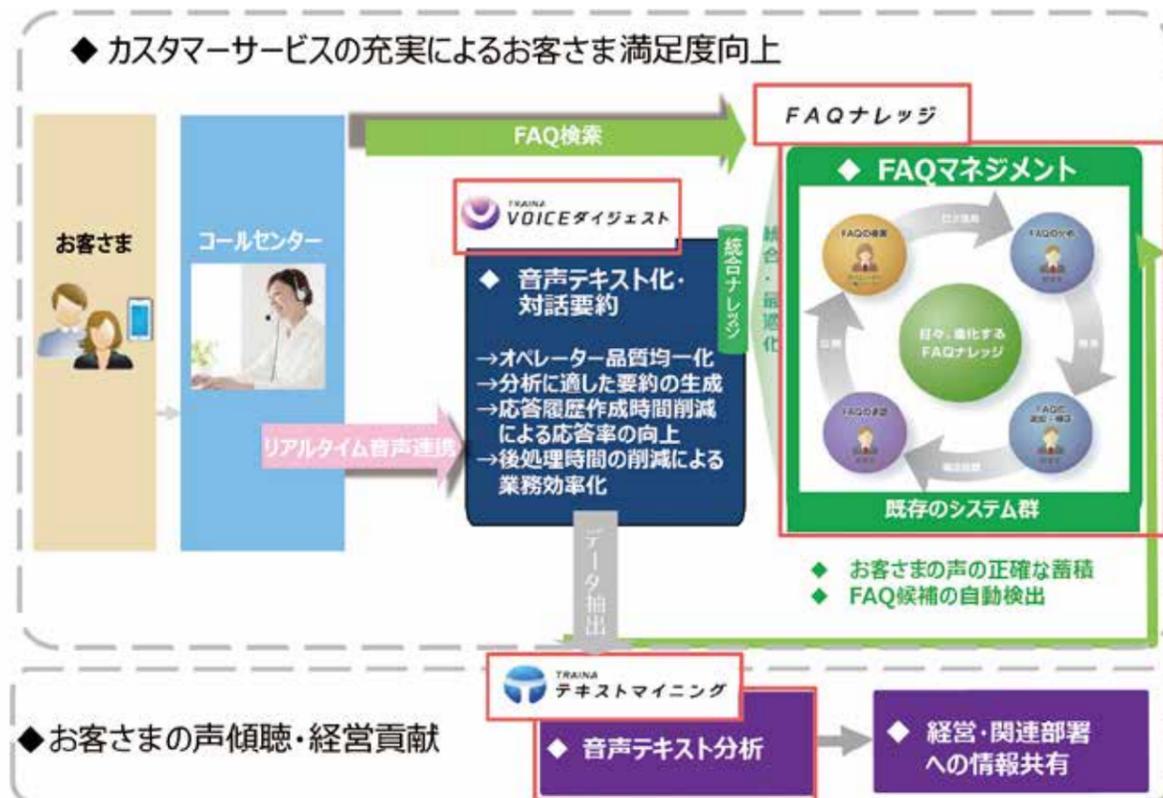
お客さま利便性向上

コンタクトセンターにおけるAI活用

コンタクトセンターにおけるお客さまサービス向上を目的として、2019年度中に株式会社野村総合研究所が提供するAIソリューション^(※1)の導入を予定しています。「音声のテキスト化・対話要約機能」、「FAQナレッジ検索機能」により、オペレーターの対応品質の向上と業務を効率化し、お問い合わせ時のスムーズな対応を実現します。また、「対応履歴分析を行う機能」により、お客さまの声を集計・分析し商品開発やサービス改善を目指します。AIの導入により、今後も品質の向上と、お客さま一人ひとりに寄り添ったサービスを提供することで、お客さま満足度の向上を目指します。

(※1)：株式会社野村総合研究所のAIソリューション「TRAINA/トレイナ」の3製品。「VOICEダイジェスト」「FAQナレッジ」「テキストマイニング」。

AIソリューション「TRAINA /トレイナ」構成図



上記技術の活用により、以下のことが可能となります。

- ・お客さまからのお問い合わせに対し、迅速に回答ができるようになります。
- ・オペレーターの品質向上により、お客さまに均一で、より丁寧なサービスをご提供できるようになります。

代理店の販売力向上

AIを活用した生命保険販売力の向上

当社は、デジタル化に伴うお客さまの行動変化やデジタルリテラシーの高まりを受け、代理店がお客さまから選ばれる存在となるよう販売力の高度化を目指しています。

2019年6月から代理店の販売力向上を目的に、株式会社NTTデータが提供するウェブサービス「Com Analyzer™」の利用を開始しました。本サービスは、利用者がスマートフォンなどのカメラデバイスで話し手を撮影した動画から、表情、感情および声をAIで分析し、数値化してレポートを作成するものです。

2018年度に株式会社NTTデータと共同実施した実証実験での検証を経て、国内初の利用開始となります。当社では本サービスを「AIロープレ」という名称で展開し、ロールプレイングの習慣化やマナー改善に繋げ、代理店・募集人の販売力向上や社員の指導力向上を目指します。

「Com Analyzer™」レポートのイメージ図



オープンイノベーションの推進

MS&ADガレッジプログラムへの参画

当社は、日本での課題解決が難しい案件について、課題解決に資する技術やサービスを持つスタートアップ企業の発掘やイノベーション推進のため、MS&ADインシュアランスグループが運営する米国シリコンバレーにおける「MS&ADガレッジプログラム^(※2)」へ参画しています。

今後も本取組みを通じ、当社における課題解決やオープンイノベーション推進を目指して参ります。

(※2)：先進技術や新しいサービスの開発に関わる投資家やベンチャー企業が集まるシリコンバレーに国内外グループ会社の社員が出張し、自国で解決できない課題を解決できる先進技術や新しいサービスの発掘を支援するプログラム。

三井住友海上あいおい生命 行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランス グループの「行動指針」の具体的活動を示すものとして「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険事業の社会性・公共性を原点として、

- お客さまに安心と満足をお届けすることを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、適切かつ積極的に広く情報の開示を行い、社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します。

- ① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって、誠実・親切に接します。
公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
- ② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
また、関連情報を含む正確で有益な情報提供に努めます。
- ③ 保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。
- ④ 業務上入手したお客さま情報は、許された目的、用途以外には使用しません。
お客さま情報の取扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正な管理に努めます。
- ⑤ お客さまからの意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、業務の改善等に反映させます。
万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

- ① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用、適切なリスク管理、業務の効率化を通じて、持続的な成長と収益力の向上を目指します。
- ② インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

- ① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
- ② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
- ③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

- ① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
- ② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めるとは行いません。
- ③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

- ① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、

公平、公正な人事を行います。

社員一人ひとりの能力発揮を重視し、自己成長を実現する企業風土を醸成します。

- ② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。
- ③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。
万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会への責任

地域社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

- ① それぞれの地域の文化、慣習、歴史を尊重します。
相互理解の促進によって友好関係を築き、各地域の発展に貢献します。
- ② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
- ③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

- ① 地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
- ③ MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針に沿って、継続的な取組みを推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

【行動の基本】

持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。
人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。
情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

【日常活動において心がけること】

自らの良心に恥ずべき行為は行いません。
相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。
目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。
ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。
改革、革新を求める姿勢を大切にし、新たな課題に挑戦します。
良いところを学ぶ気風を大切にし、次の世代を担う社員を大事に育てます。

【コミュニケーションの重視】

笑顔を忘れず、心のこもった挨拶、対応を行います。
簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。
会社方針を全員で理解し、情報を共有します。
マイナス情報は優先的に報告します。
チームワークを大切にし、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

【コンプライアンスの徹底】

関連する全ての法令、ルールを遵守します。
法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。
会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。
反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

【迷ったときの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。

非倫理的ではないか。

十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。

全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。

家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

MS&ADインシュアランス グループの信頼・ブランドを損なわないか。

MS&ADインシュアランス グループの持続的な発展への障害とならないか。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示してまいります。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

なお、当社は2012年度から生命保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者(契約者・被保険者・受取人)が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項に基づき保険契約を解除いたします。

三井住友海上あいおい生命 反社会的勢力に対する方針(2011年10月制定)

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。

また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

以上

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切な業務運営を行ってまいります。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランス グループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ① お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ② お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまその他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④ 対象取引または当該取引に係るお客さまその他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランス グループの以下の金融機関です。

- 当社の親金融機関等^(注)
MS&ADインシュアランス グループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

*当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

以上

(注)当社以外に該当する会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
- 保険持株会社直資の関連事業会社

親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

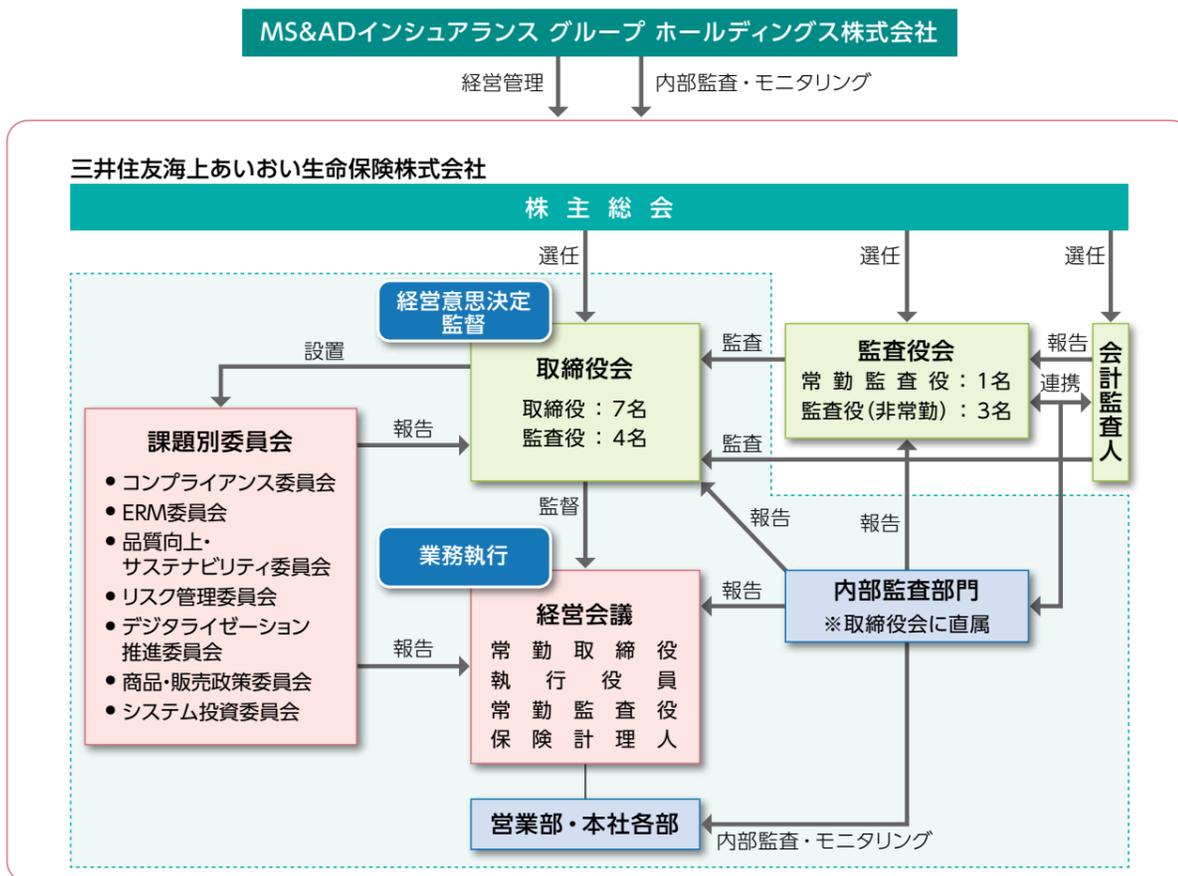
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

加えて、意思決定において十分な意見交換・論議を尽くすため、「経営会議」、「課題別委員会」等を設置し、活用しています。

なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

2019年7月1日現在



内部統制システムに関する方針

概要は以下のとおりです。

1. 当社ならびに親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)が定める経営理念・経営ビジョン・行動指針および当社が定める「目指す企業像」、「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を、当社の全役職員へ浸透させるよう努めます。
- (2)当社は、持株会社と締結する経営管理契約に基づき、持株会社が定めるMS&ADインシュアランスグループの基本方針(コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等)を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社の規模・特性等に応じた体制を整備します。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

- (1)当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図ります。
- (2)当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にします。

3. 法令等遵守体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランスグループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行います。
- (2)当社は、MS&ADインシュアランスグループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等)に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底します。
- (3)当社は、MS&ADインシュアランスグループのスピークアップ制度運用規程に従い、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切なまたはこれらのおそれのある行為について、全役職員が社内および社外の窓口で直接通報できるスピークアップ制度を設け、全役職員に対し制度の周知を図ります。

4. 統合リスク管理体制

当社は、MS&ADインシュアランスグループのリスク管理基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を策定し、適切なリスク管理を実行します。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)当社は、監査役候補の選任にあたり、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任します。

- (2)当社は、MS&ADインシュアランスグループの情報開示統制基本方針に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備します。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランスグループの内部監査基本方針に従い、実効性があり、かつ効率的な内部監査を実行するための体制を整備します。
- (2)当社は、内部監査部門として独立した取締役会直属の専門組織を設置し、当社の全ての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施します。

7. 情報管理体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の会社情報を適切に保存および管理します。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1)監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - ①当社は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置きます。
 - ②取締役は、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行います。
- (2)監査役への報告に関する体制
 - ①取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告します。
 - ②取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について遅滞なく監査役に報告します。
 - ③当社の役職員は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、持株会社および当社の監査役に直接内部通報することができるものとします。
 - ④当社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行いません。
- (3)その他

当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できます。

以上

コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

保険事業は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立してまいります。

当社では、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策を立案し、本社各部と連携してコンプライアンスの推進・徹底に取り組んでいます。また、全国5カ所に、コンプライアンス部に所属する地域コンプライアンスグループを設置し、担当営業部・地域におけるコンプライアンスの推進・徹底、コンプライアンスに関する相談業務等を行っています。なお、コンプライアンス部の業務運営状況については、取締役会が設置するコンプライアンス委員会へ定期的に報告を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会の課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整を行う機関です。

主に以下に関する経営的な重要事項をコンプライアンス委員会における付議事項としています。

- コンプライアンス態勢の整備、推進に係る事項
- 不祥事件に係る事項
- 資金洗浄・租税回避の防止に関する施策の企画・運営に関する事項
- 反社会的勢力対応に係る事項
- 利益相反・グループ内取引に係る事項
- 情報管理に係る事項

委員会における協議内容・結果は委員長(コンプライアンス部担当役員)が取りまとめ、必要に応じて取締役会および経営会議等に報告・提案することとしています。

また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

スピークアップ制度(内部通報制度)

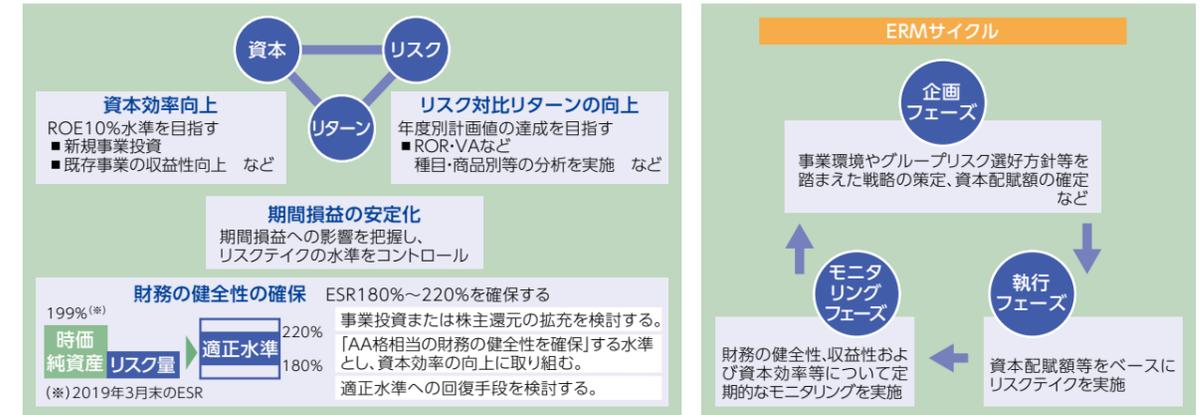
組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為に関する報告ルールを定めています。また、通報者の事情等により、通常のルートでは報告しにくいケースの受付窓口として、MS&ADホールディングスが運営する『スピークアップデスク』を設けています。

さらに、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為に対しては、監査役への通報制度を設け、違法行為等の事実を会社として速やかに認識することにより、倫理・法令等の遵守を推進していきます。

ERM経営の推進

MS&ADインシュアランス グループは、2018年度からスタートした中期経営計画「Vision 2021」において、ERMサイクルをベースに、財務の健全性の確保、リスク対比リターン向上、および資本効率向上を目指しています。当社でも、「ERM経営の推進」を中期経営計画における基本戦略の柱と位置付け、ERM態勢の強化を図っていきます。

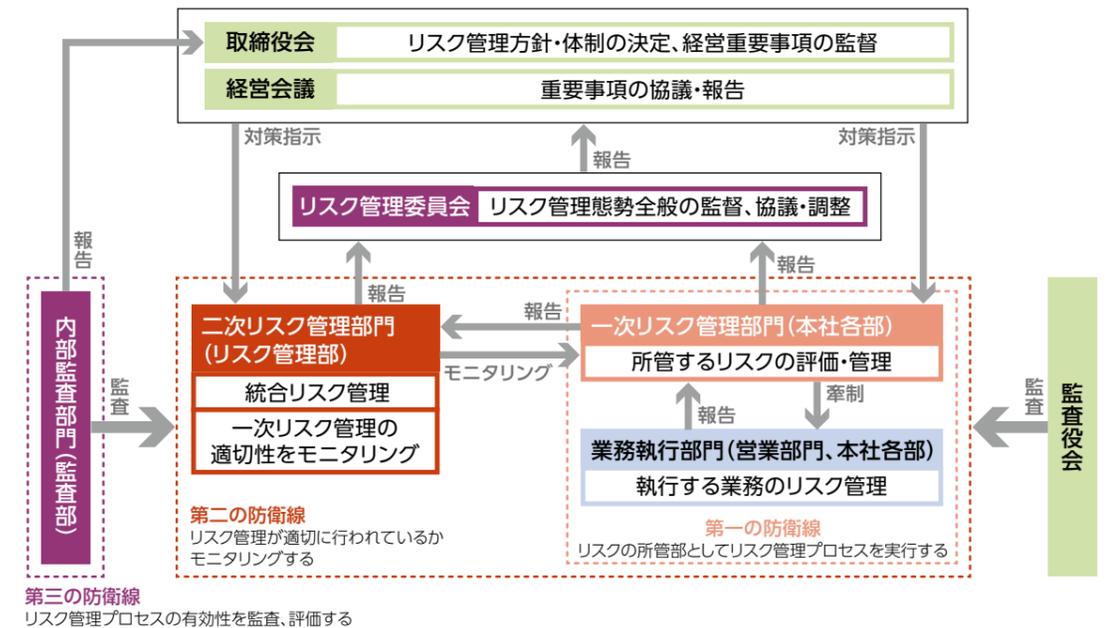
【MS&ADインシュアランス グループのERMサイクル】



リスク管理の取組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



◇リスクの内容

- 保険引受リスク** 経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク

- 資産運用リスク**
 - ①**市場リスク** 金利・株価・為替などの変化により保有資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスク
 - ②**信用リスク** 与信先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少または消失し、損失を被るリスク
 - ③**不動産投資リスク** 賃貸料の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、または不動産市況の変化等により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク

- 流動性リスク**
 - ①**資金繰りリスク** 当社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、または巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク
 - ②**市場流動性リスク** 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク

- オペレーショナルリスク**
 - ①**事務リスク** 役職員等が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
 - ②**情報資産リスク** 情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク(情報漏えいリスク)、およびコンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
 - ③**法務リスク** 企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および行政上の責任を負うリスク
 - ④**事故・災害リスク** 自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、または第三者に対する賠償責任を負うリスク
 - ⑤**風評リスク** 評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスク
 - ⑥**人的リスク** 人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスク

〈ストレステストの実施について〉

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレステスト(感応度テスト)」を定期的の実施しています。テスト結果は、リスク管理委員会等に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

取締役会は、全社のリスク管理を統括する二次リスク管理部門とリスク管理委員会を設置し、重要なリスク情報はリスク管理委員会での審議を通じて、取締役会等に報告される体制を取っています。またリスク管理を適切に行うために、第一から第三の防衛線を持つ「3ラインディフェンス」態勢を構築しています。第一の防衛線は、営業部門と本社各部が担っています。本社各部は一次リスク管理部門として、所管する業務に係るリスクを直接コントロールし、二次リスク管理部門や経営等に、把握したリスクやリスク管理の状況を報告しています。第二の防衛線は、二次リスク管理部門であるリスク管理部が担っています。本社各部による一次リスク管理のモニタリングを行い、定量・定性両面から統合リスク管理を行い、リスク管理委員会等へその結果を報告しています。第三の防衛線は、内部監査部門である監査部が担っており、第一および第二の防衛線で実施されているプロセスの有効性を、内部監査により評価しています。

統合リスク管理

当社は、多様なリスクを総合的に把握し、リスクへの対応を漏れなく行うこと、重要なリスクへ優先的かつ重点的に対応すること、必要な資本を確保することを目的として、定量・定性の両面から当社全体のリスク状況を管理する統合リスク管理を行っています。

定量的な管理

「保険引受リスク」や「資産運用リスク」などのリスク量を確率論的手法(VaR)^(注)により計量し、会社全体のリスク量として統合の上、経営体力(資本)と対比することで、資本が十分に確保されているかを把握・管理しています。上記のほか、ストレステストとして、大規模な自然災害の発生による死亡率の悪化や資産運用に係る著しい環境変化等を想定して、ストレス発生時の影響を確認しています(前ページ参照)。

(注) VaR:バリュー・アット・リスク=一定の確率のもとで被る可能性のある予想最大損失額

定性的な管理

当社のリスク特性や外的環境の変化等を踏まえ、毎年想定されるリスクを洗い出し、重点的に対応すべきリスクを明確にしています。経営に影響度が高い場合は、そのリスクの所管部がリスク管理の取組計画を策定し、二次リスク管理部門でその取組状況等のモニタリングを行い、リスク管理委員会および取締役会にその結果を報告しています。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および会計監査人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査〉

- 会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査(会社法に基づく会計監査)
- また、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査等を受けています。

内部監査態勢

〈内部監査の目的〉

当社では、MS&ADインシュアランスグループ共通の「MS&ADインシュアランスグループ内部監査基本方針」に基づいて内部監査態勢を整備しており、内部監査部門として独立した取締役会直属組織である監査部を設置し、専門的な内部監査を実施しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として実施します。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

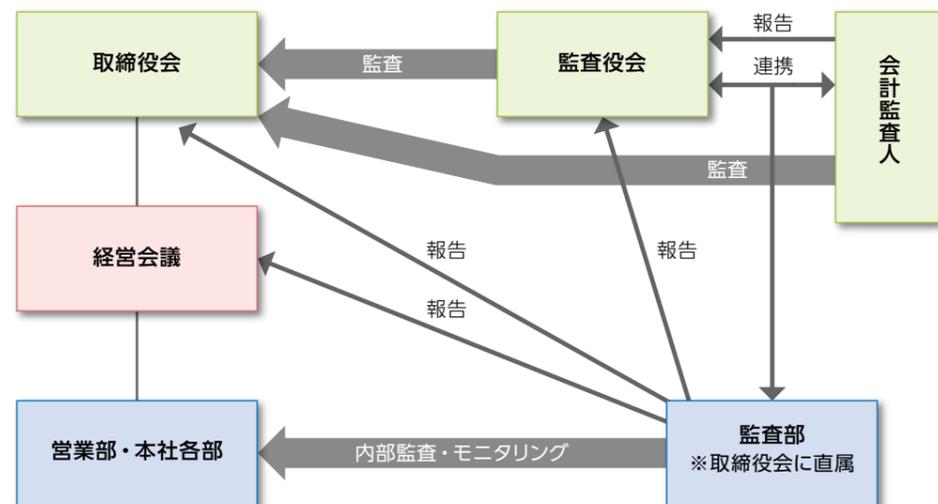
〈内部監査の実施〉

監査部は、内部監査に係る基本的な事項について、「内部監査規程」および「内部監査実施基準」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査、さらに、資産自己査定および償却・引当結果や財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉

監査実施後、監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を求め、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に情報提供・改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会等に報告しています。

【監査体制・組織図】



個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報ははじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報を提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報については、下記9.をご覧ください。)を、次の目的および下記5. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

- ① 生命保険契約のお申し込みにかかわる引き受けの審査、引き受け、および履行
- ② 保険金・給付金等のお支払
- ③ 保険契約の維持・管理
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)
- ⑤ 保険契約に付帯されるサービスの提供
- ⑥ 当社が取り扱う商品の案内または提供、代理、媒介、取次、管理、ならびに当社のサービスおよびMS&ADインシュアランスグループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理 など

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

(1) 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報については、下記9.をご覧ください。)を提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先(海外にあるものを含みます。)に提供する場合
- ③ 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合
- ④ グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記5.をご覧ください。)

(2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部(海外にあるものを含みます。)に委託することがあります。

5. グループ会社との共同利用

- (1) MS&ADインシュアランスグループでは、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社(以下、「持株会社」といいます。))がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
- (2) 当社およびグループ各社は、その取扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
- (3) 当社は、代理店(研修生、直販社員を含みます。))の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生・直販社員等に関する個人データを共同して利用することがあります。

6. 情報交換制度等について

- (1) 当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。
- (2) 当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

7. 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. センシティブ情報のお取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍

地、保健医療および性生活に関する個人情報(センシティブ情報)を、業務の適切な運用の確保のために必要と認められる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

9. 特定個人情報等のお取扱い

- (1)当社は、お客様の個人番号および特定個人情報を、法令で限定的に明記された目的以外のために取得しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5.の共同利用も行いません。
- (2)当社は、法令に基づき、お客様の個人番号および特定個人情報を、限定された利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

10. 開示、訂正等のご請求

- (1)ご契約内容・保険金等支払に関するご照会
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。
- (2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

11. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ(上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

12. 匿名加工情報のお取扱い

当社は、匿名加工情報を作成・提供する場合には、法令で定める基準に従った対応を行います。

13. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます。)および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
お客様サービスセンター
電話番号:0120-324-386
受付時間:月～金9:00～18:00 土9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除く。)

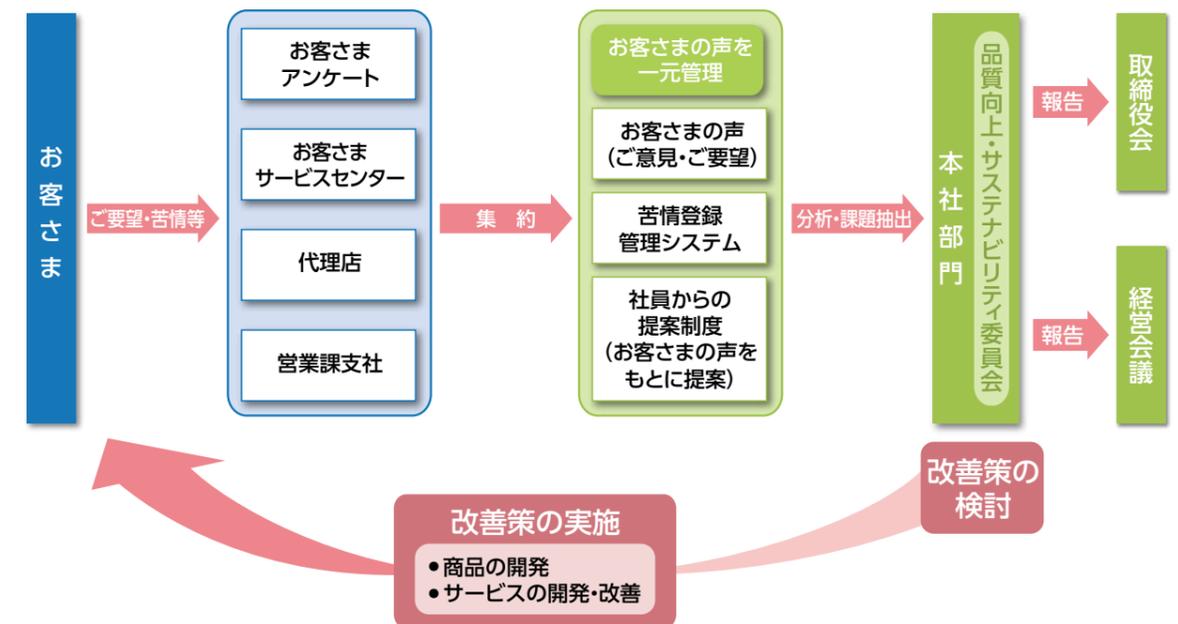
お客様の安心と満足度向上に向けた取組み

当社は、お客様の安心と満足を実現するために、全社員がお客様の声(ご意見・ご要望)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かす仕組みを整えています。

お客様の声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客様アンケート、お客様サービスセンター、代理店、社員等を通じて寄せられたお客様の声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客様の声は、企業品質管理部が分析・課題の抽出を行い、お客様の声に最大の価値観をおいた改善策を検討しています。

さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「品質向上・サステナビリティ委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客様満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取組みを進めています。



(1) 「お客様サービスセンター」でお受けするお客様の声

「お客様サービスセンター」では、お客様から保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご意見・ご相談を、電話やオフィシャルサイト等でお受けしています。お受けしたお客様からのご意見は集約・分析し、お客様にご満足いただける商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

(2) 苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

当社は、苦情を「お客様からの不満足の原因」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内イントラネット上に構築し、不満足を感じられたお客様に対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。

また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2018年度 苦情件数:3,835件 苦情件数の内訳は、103ページをご参照ください。

(3) 社員からの提案制度による改善取り組み

当社ではお客さま満足度の向上・企業価値のさらなる向上を目指し、社員からの提案制度を構築しています。同制度は、当社社員がお客さまや代理店から寄せられた声をもとに自らの職場で解決できない課題や企業価値の向上に対するアイデアを提案し、本社部門が改善策を検討して改善する仕組みです。

2018年度 提案数:815件 うち、260件について改善済または改善予定。

(4) お客さまへの満足度アンケートの実施

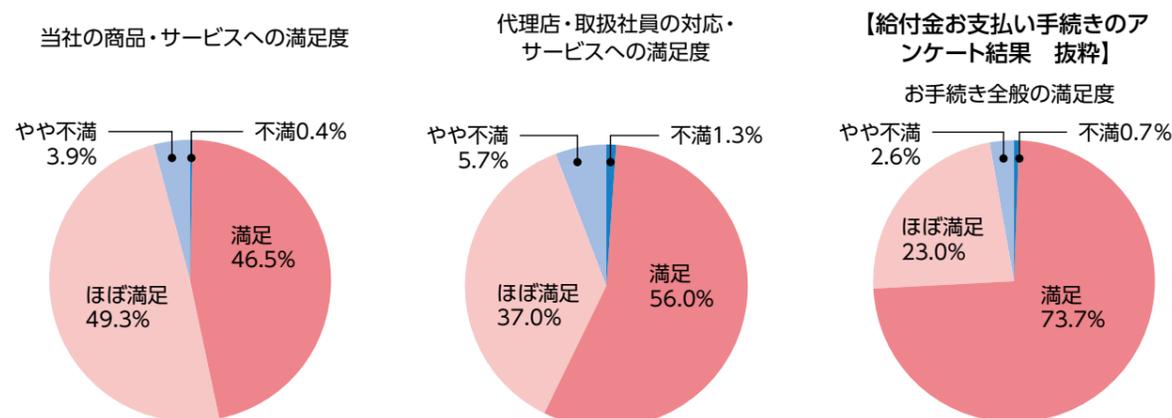
より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。

アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

【お客さまアンケートの主な内容】

	実施方法	お伺いしている内容	ご回答数
ご契約者へのアンケート	専用のWebサイトでアンケートを実施し、URLを掲載したご案内を、ご加入時にお届けする「保険証券」および年に一度お届けする「ご契約内容のお知らせ」に同封	商品・サービスや代理店・取扱社員の対応・サービス等ご契約全般の満足度について	約3.5万件 送付数約230万通 2018年4月～ 2019年3月まで実施
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	アンケート用紙および専用のWebサイトへ統合し実施。URLを掲載したご案内を各種手続きのためにお送りする書類に同封	コミュニケーターの電話対応や書類記入方法のご案内の分かりやすさ、手続き全般の満足度について	<専用Webサイトでの実施> 1,575件 送付数26,000件 2019年1月～ 2019年3月まで実施
			<アンケート用紙での実施> 3,597件 送付数9,183件 2018年8月実施
給付金お支払い手続きのアンケート	専用のWebサイトでアンケートを実施し、URLを掲載したご案内を「お手続き完了のお知らせ」、給付金等請求書類に同封	手続きのご説明や書類の分かりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度について	2,209件 送付数 43,919件 2018年10月末～ 2019年3月まで実施

【ご契約者へのアンケート結果 抜粋】



お客さまの声を活かした改善例

お悩みのお声

先日入院したので、書類を送ってほしいが、日中は仕事をしているため受付時間になかなか電話ができない。
受付時間外でも簡単に書類を送ることができるようなサービスを作ってほしい。



改善例

お客さまサービスセンターの電話受付時間外でも、自動音声案内にしたがって、24時間いつでも保険金・給付金請求書類のお取り寄せができるよう、スマートフォンのSMS(ショートメッセージ)送信機能を活用したサービス(以下「SMS送信サービス※」)を開始しました。

※SMS送信サービスとは、お客さまが希望されるスマートフォンに、当社の公式サイトにある保険金・給付金請求書類をお取り寄せするページのURLをSMSで送信するサービスです。(2019年3月12日よりサービス開始)

<ご利用手順>

1. お客さまサービスセンター(0120-324-386)に電話。
2. 自動音声案内にしたがって、保険金・給付金手続きの案内番号「1」を選択。Webサイトからの取り寄せを希望する「1」を押下。
3. お客さまのスマートフォンに当社の公式サイトにある「保険金・給付金請求書類のお取り寄せ」ページのURLが掲載されたSMSを送信。
4. 保険金・給付金をお申し出される内容を入力。
5. 当社から郵送で請求書類を送付。

※SMS送信先はスマートフォンに限りません。スマートフォン以外の固定電話等からお電話された場合は、自動音声案内にしたがってSMS送信を希望するスマートフォンの電話番号をご指定ください。



お悩みのお声

「ご契約内容のお知らせ」の、保障内容のページに「入院給付金は1日以上入院が対象」と書いてあった。たしか日帰り入院も対象になると聞いていたので、コールセンターに電話で確認したところ日帰り入院も対象であると言われた。
この記載だとわかりにくいので、日帰り入院も対象であることを追記してほしい。
(新医療保険Aプレミアにご加入をされているお客さまより。)



改善例

「ご契約内容のお知らせ」内の「ご加入のご契約内容」の見方に、以下文言を追記し日帰り入院も対象であることがわかるように改善しました。
追記内容:入院給付金は「1日以上」と記載されている場合、日帰り入院(入院日と退院日が同日)も保障します。
(2019年2月発送分より)

「ご加入のご契約内容」の見方

- 1 作成日を表示しています
- 2 契約の「基本内容」を表示しています
- 3 「保障内容」を表示しています
- 4 「保障の払込」の内容を表示しています
- 5 「その他の内容」を表示しています
- 6 取扱店ごとに作成しています

3 「保障内容」を表示しています

- ご請求されていない保険金・給付金などがなくご確認ください。
- 保障金額が「〇〇万円」と記載されている場合、万円未満を省略しています。
- 保障金額が変動するご契約については、作成日現在の保障金額を記載しています。
- 入院給付金は「1日以上」と記載されている場合、日帰り入院(入院日と退院日が同日)も保障します。

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、2012年4月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント-顧客満足-組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。

その後、当社は同規格の要求事項に適合した態勢を維持・継続しています。

2019年3月、前回の宣言から7年が経過していることを踏まえ、リスクマネジメントの専門会社であるMS&ADインターリスク総研株式会社による評価を行い、同規格の要求事項を満たすことを改めて確認しました。

今後も当社では、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客様の声を業務改善に活かし、お客さま満足度向上のための取組みを推進していきます。

「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客さまの声対応方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランス グループの経営理念およびMS&ADインシュアランス グループのお客さまの声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客さまの声の定義〉

本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられた全ての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。

このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足の表明」とします。

また、「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

行動指針

〈基本姿勢〉

- 全役職員は、お客さまから寄せられた全てのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立ちます。

〈苦情等対応管理態勢〉

- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情等対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「お客さまの声対応マネジメントシステム基本規程」および「お客さまの声対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画にしたがって取組みを進めます。

〈周知徹底〉

- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情等対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉

- 取締役会・経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情等対応管理責任者より、取締役会に報告します。
- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本お客さまの声対応方針は、三井住友海上あいおい生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

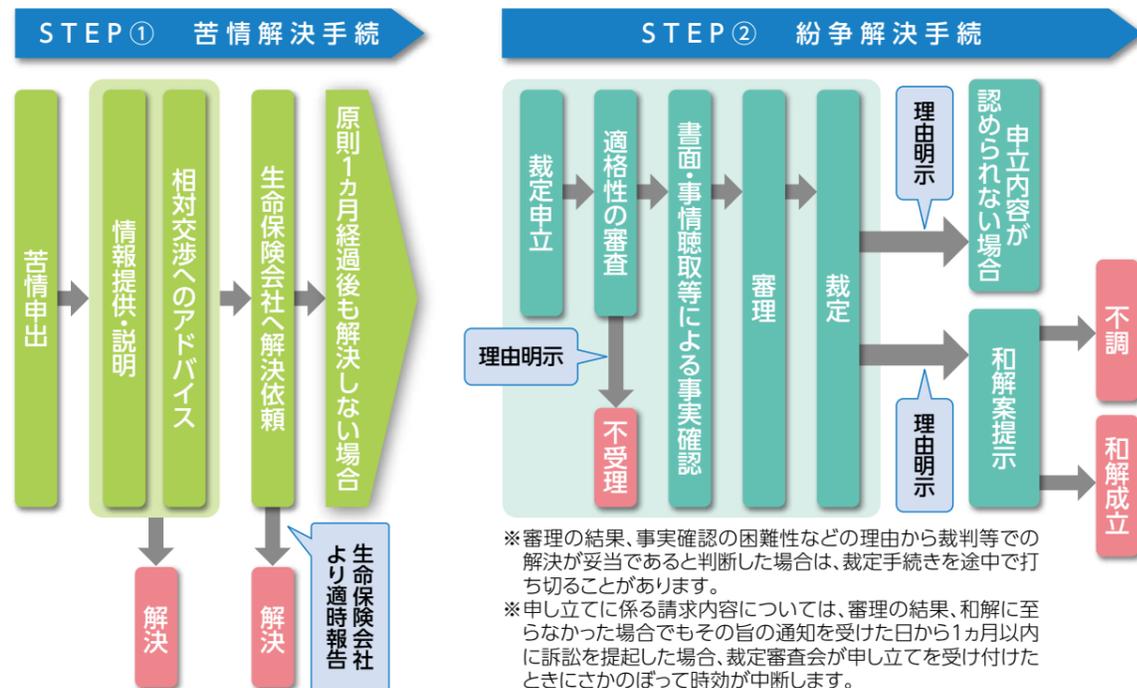
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
取締役社長 丹保 人重

金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について ～ 生命保険相談所のご案内 ～

- 2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対する確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
- 「一般社団法人生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決(ADR)機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
 - (1)生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
 - (2)なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ】

※詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。



ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所

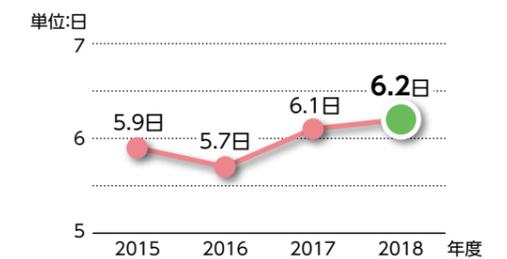
TEL:03-3286-2648
 受付時間:9:00～17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
 ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

より良い品質を目指す取組み

生命保険はカタチのない商品。だからこそ、お客さまに保険証券という「安心」をできるだけ早くお届けすることが大切だと考えています。また、保険金・給付金、解約返戻金のお支払いについても同様に考えています。当社は、保険証券、保険金・給付金、解約返戻金をお届けする日数を「安心お届け日数」とし、お客さまに1日でも早く「安心」をお届けできるよう取り組んでいます。

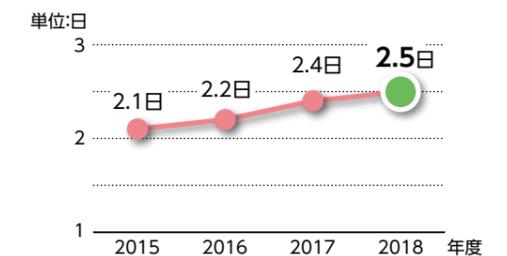
安心お届け日数(新契約)

お客さまの申込日の翌日から契約が成立する日までの営業日数の平均値を「証券作成日数」と設定し、これを安心お届け日数(新契約)としています。なお、「特別条件付契約」「承諾保留申込契約」「仮申込契約」を含みます。



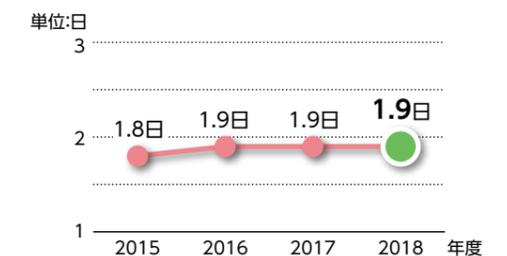
安心お届け日数(保険金)

お客さまから保険金・給付金請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「保険金・給付金支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(保険金)としています。なお、請求書類に不備のあった案件や治療経緯等の確認を実施した案件は除いています。



安心お届け日数(保全)

お客さまから解約請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「解約返戻金支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(保全)としています。なお、新たに保険を契約された際にこれまでの契約を同時期に解約された場合や、異例処理は除いています。



当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

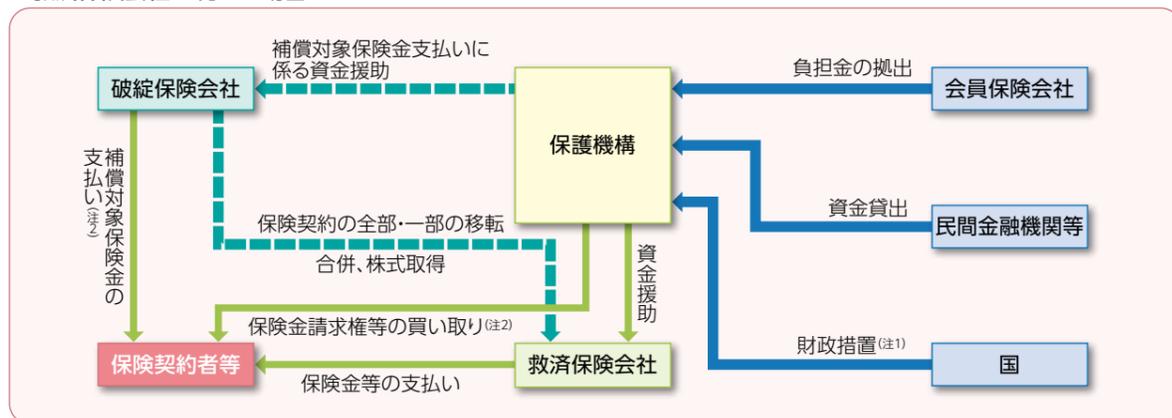
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

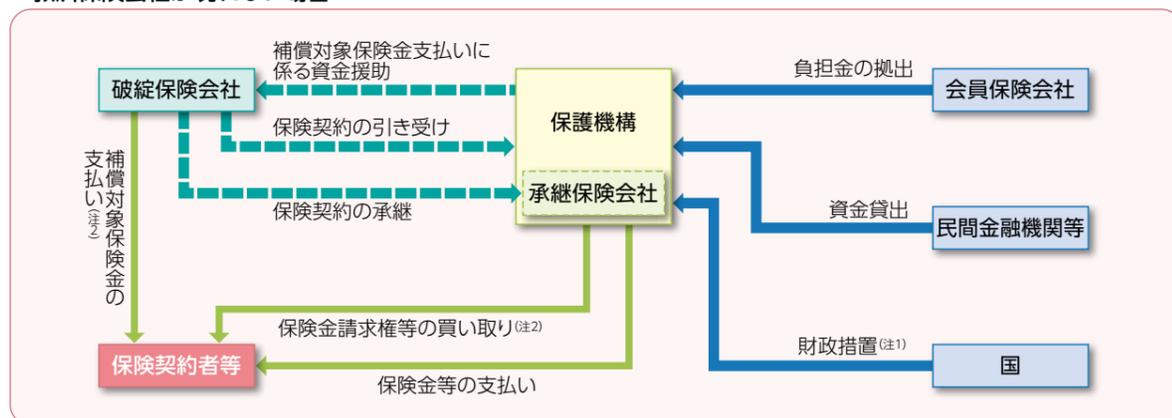
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

生命保険契約者保護機構の仕組み (概略図)

● 救済保険会社が現れた場合



● 救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります)。

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
 TEL : 03-3286-2820
 受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 9:00～12:00、13:00～17:00
 ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

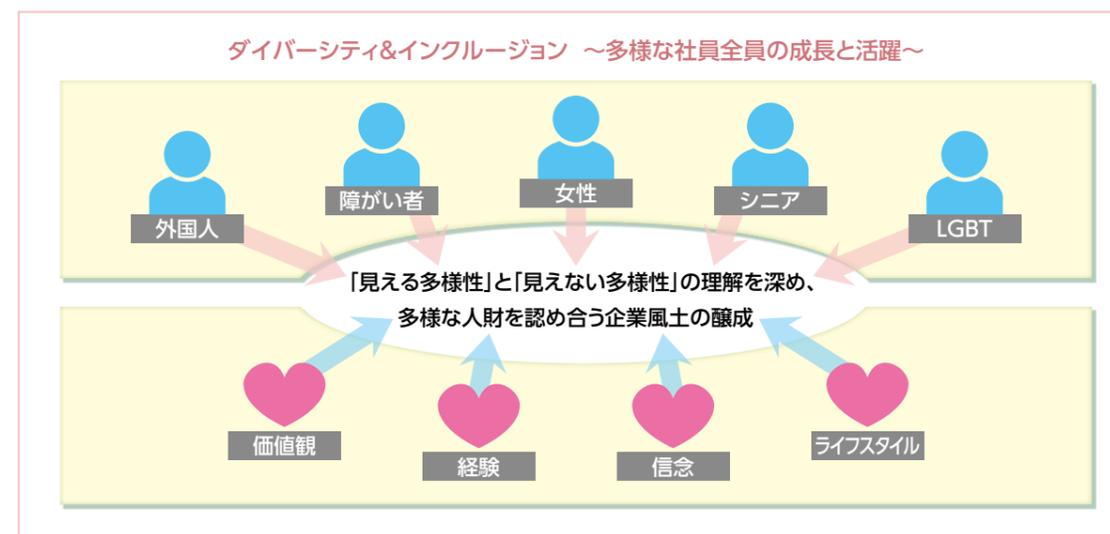
人財戦略について

人権尊重について

MS&ADインシュアランスグループは、2017年2月に「MS&ADグループ人権基本方針」を定めました。この方針で掲げる姿を目指し、社員が常に人権尊重の意識を持ち行動し、必要に応じて適切な対応を行っていただけるよう、人権啓発のための適切な社内態勢を構築し、全社員を対象とした人権研修を毎年実施しています。

ダイバーシティ&インクルージョン

三井住友海上あいおい生命は、2019年度に人事総務部内に「ダイバーシティ・キャリア支援室」を設置し、「ダイバーシティ&インクルージョン」をベースにして、多様なワークスタイルに柔軟に対応し、能力を最大限発揮できる人事諸施策の整備・拡充や、社員教育等の取り組みを推進することにより、「多様な社員全員が成長し活躍する会社」の実現を目指します。



ダイバーシティ&インクルージョンの取組

社員一人ひとりがダイバーシティ&インクルージョンへの理解を深め、アンコンシャス・バイアスの克服に取り組み、多様性を尊重する風土と、多様な社員が成長しやりがいを持って活躍できる環境づくりに向け、以下3つの項目を優先課題として意識改革に取り組んでいます。

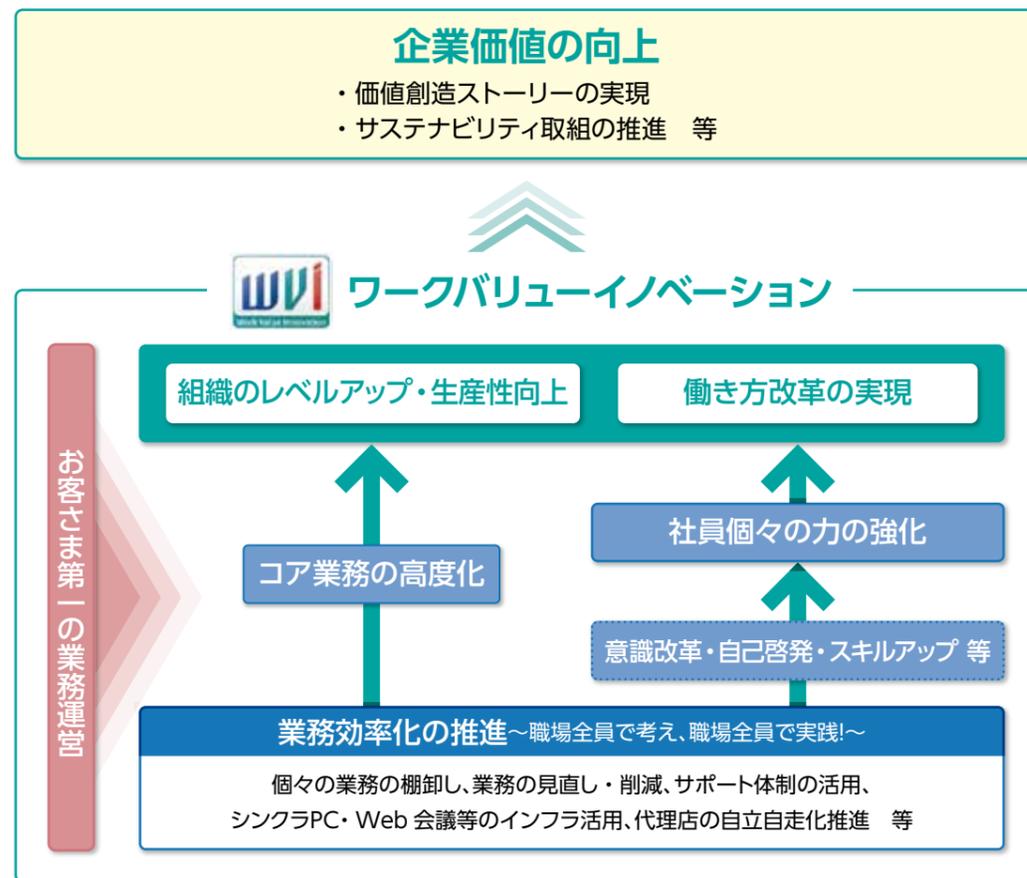
「多様性を活かす環境づくり」 アンコンシャス・バイアスの克服	女性活躍推進	当社では、女性が就業継続しやすい職場環境や仕事と家庭の両立を図るための支援整備に取り組んでいます。また、働きがいや成長へのチャレンジを後押しするために、経験を拡大する機会提供や、管理職育成に向けた研修制度等の拡充を進めています。
	障がい者雇用の促進	当社では、障がいを持つ社員の能力や適性が発揮でき、生きがいを持って働けるような職場作りを目指しています。例えば、本社ビルにおいて案内板および室内入口への点字貼付、誘導ブロック設置を実施し、働きやすい環境整備とともに、ともに働く仲間への理解を深めています。
	シニア層社員の活躍	当社では、社員のキャリアデザイン支援の強化や、今までの経験を活かし、シニア層社員が働きがいを感じるポストや制度の整備を図るなど、「人生100年時代」に向けた取組みを推進しています。

当社のワークバリューイノベーションについて

ワークバリューイノベーションの推進

当社は2018年度より、「ワークバリューイノベーション」という全社運動を展開しています。ワークバリューイノベーションは、各職場が効率化を進めることによって、コア業務の高度化を図る一方、自己啓発の促進等により社員個々の力の強化をすすめ、「組織のレベルアップ・生産性向上」と「働き方改革」を同時に推進するものです。

【ワークバリューイノベーションの全体像】



ワークバリューイノベーションを支える環境整備

ワークバリューイノベーションを推進するため、在宅勤務制度の整備やRPAの活用をはじめとした業務効率化、報告の削減、会議のスリム化等の環境整備をすすめています。

今後も人事諸制度の見直しや職場環境の整備を通じ、社員一人ひとりがいきいきと働くことができるよう取り組んでいきます。

【健康経営*】社員の健康づくり推進について

当社は、「社員が健康であることは社員自身のQOL (Quality of life)の向上のみならず、グループの経営理念ならびに当社の目指す姿の実現に欠かせない要素」と考え、当社「健康づくり宣言」のもと、推進体制・重点取組みを明確にし、社員一人ひとりの心身の健康づくりを推進しています。

〈重点取組み〉

- (1) 職場環境整備
労働安全衛生法に基づき、常時50人以上の事業場に衛生委員会を設置し、月1回健康障害の防止や健康の保持増進に関する事項を調査・審議します。また労働災害発生防止の観点から、職場巡視・リスクアセスメントを実施し、必要な職場環境整備を行います。
- (2) 健康診断の受診と事後措置
定期健康診断受診率100%を維持し、受診結果に基づき社員自ら健康の自己管理ができるよう支援します。また健康保険組合と共同して特定保健指導を実施し、社員の生活習慣改善を支援します。
- (3) メンタルヘルス対策
環境変化者(新入社員・部門間異動者)面談などを柱とするいきいき職場プロジェクト(メンタルヘルス総合対策)を継続するとともに、eラーニング、階層別研修、メンタルヘルスセミナー、ストレスチェック等を実施し、セルフケア・ラインケアを推進します。また、健康管理推進室と社員相談室に相談窓口を設け、メンタルヘルス相談やメンタル不調による休務者の復職支援を実施します。
- (4) 長時間勤務社員の健康管理
時間外・休日労働時間が一定基準を超えている社員への問診調査または産業医面接を実施し、長時間勤務による健康障害の発生防止に取り組みます。
- (5) 健康増進対策
社員が健康で生き生きと働けるよう、4つのテーマ(①健康習慣の推進 ②健康的な食生活の推進 ③十分な睡眠時間確保の推進 ④受動喫煙防止対策と禁煙支援)を中心に社員の健康増進取組みを支援します。また、社員のヘルスリテラシー(健康面での適切な意思決定に必要な健康情報等を理解し、効果的に利用する能力)向上の観点からも日常生活に活用できる情報・サービス提供などに取り組みます。

「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定

経済産業省と日本健康会議が主催する健康経営優良法人認定制度において、当社は昨年度に引き続き「健康経営優良法人・大規模法人部門(ホワイト500)」に認定されました。本制度は、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰するものです。

さらに健康経営の取組みを進め、当社の「持続的な成長と企業価値の向上」を目指すとともに、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

商品ピックアップ

2018年9月2日に、ガン保険の新商品「&LIFE ガン保険スマート」、2019年6月2日に、収入保障・就労不能保障保険の新商品「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE 暮らしの応援ほけん」を発売しました。当社は、今後もさらにお客さまに役立つ商品・サービスを提供してまいります。

&LIFE ガン保険スマート[ガン保険(無解約返戻金型)(18)無配当]発売

昨今の革新的な医療技術の開発に加え、「患者申出療養制度」の創設や通院治療の増加等により、ガンの治療は進歩・多様化し、患者一人ひとりの状況やニーズに合った治療方法を選択することがますます重要となってきています。

このような環境を踏まえ、ガンの診断から入院・手術、抗ガン剤治療、通院・退院後治療、また再発時にも「かしこく」備えることができるよう保障を拡充し、従来商品の魅力を一層高めました。当社はこの商品により、お客さまがご要望に沿ったガン治療方法を選択し安心して治療に専念いただけるようサポートします。



《主な特徴》

- 割安な保険料でガンの保障を一生にわたってご準備できます。
 - 診断から入院・手術・退院・通院等、治療の段階に合わせたガン保障を一生にわたりご準備することができます。
 - 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、従来の商品より割安な保険料を実現しました。
- 入院・手術を繰り返しても安心です。
 - ガン入院給付金とガン手術給付金には、支払限度日数・回数の制限がありません。治療が長期化した場合や転院・再入院した場合も安心です。
- 「ガン診断給付金」は1年に1回を限度に何度でも保障します。
 - ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)を付加することにより、ガン診断給付金を1年に1回を限度にお受け取りいただけますので(回数制限なし、上皮内ガンも同額保障)、再発・転移リスクに対してより安心して備えることができます。
- 多様化するガン治療に対応できるよう「抗ガン剤治療」を保障します。
 - 抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)を付加することにより、入院有無を問わず、約款所定の抗ガン剤治療を保障します(同一の月に一回の支払限度)。
 - ※点滴・注射・経口投与等による抗がん剤治療、ホルモン療法等も保障対象です。また、健康保険適用外となる、先進医療や患者申出療養制度等による治療も保障対象です。
- 告知書のご提出のみでお申込みいただけます。
 - 健康状態に関する告知(3項目)について、すべて「いいえ」であればお申込みいただけます。
 - ※お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引き受けできない場合があります。

※責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)をガン給付責任開始日としてガンに関する保障を開始します。

&LIFE 新総合収入保障ワイド[新収入保障保険(無解約返戻金型)(無配当)]
&LIFE 暮らしの応援ほけん[新収入保障保険(無解約返戻金型)(無配当)]発売

万一のときだけでなく、病気やケガによって就労不能状態や要介護状態となった場合の「働けなくなるリスク」への関心が高まっています。このような状況を踏まえ、お客さまのニーズにより幅広くお応えするべく「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE 暮らしの応援ほけん」を発売いたしました。就労不能保障の範囲をさらに拡大するとともに、若年層・単身者等のお客さまに割安な保険料で「働けなくなるリスク」にご準備いただけるよう、死亡保障のないタイプの商品をラインアップに追加しました。



&LIFE 新総合収入保障ワイド



&LIFE 暮らしの応援ほけん

《主な特徴》

- お客さまのニーズに合わせて保険契約の型をお選びいただけます。

【収入保障・就労不能保障のラインアップ】

商品名	保険契約の型	死亡	高度障害	障害	介護	就労不能
&LIFE 新収入保障	I型	○	○	—	—	—
&LIFE 新総合収入保障	II型	○	○	○	○	—
&LIFE 新総合収入保障ワイド	IV型	○	○	○	○	○
&LIFE 暮らしの応援ほけん	V型	—	○	○	○	○

- 死亡されたとき、約款所定の高度障害状態になられたとき、収入保障年金、高度障害年金をお受け取りいただけます。(「&LIFE 暮らしの応援ほけん」には、死亡保障はありません。)
- 病気やケガで働けなくなったとき、下記の年金をお受け取りいただけます。「公的制度に連動した基準」または「当社基準」に該当されたときに年金をお受け取りいただける、わかりやすく幅広い保障範囲を実現しました。

年金の種類	公的制度連動	当社基準
生活障害年金	国民年金法にもとづき、障害等級1級に認定されたとき	約款所定の特定障害状態になられたとき
生活介護年金	公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態と認定されたとき	約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
就労不能障害年金	国民年金法にもとづき、障害等級2級に認定されたとき(精神障害等を除く)	約款所定の就労不能障害状態になられたとき

主契約

- メンタル就労不能障害保障特別** 精神障害による働けなくなるリスクに備えることができます
 - メンタル就労不能障害保障特別を付加することにより、精神障害による就労不能状態になられたとき、一時金をお受け取りいただけます。
- 新保険料払込免除特約** もしものとき、保険料のお払込みが不要になります
 - 新保険料払込免除特約を付加することにより、「悪性新生物(ガン)^(注)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患により入院されたとき」、以後の保険料のお払い込みが不要となり保障はそのまま続きます。(注)上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
- 健康優良割引(区分料率適用特約)** 健康状態や喫煙歴等により保険料がお安くなります
 - 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴に応じて保険料を割り引く「健康優良割引」を付加することができます。(「&LIFE 暮らしの応援ほけん」には、付加することはできません。)

※商品の概要を説明しています。お支払事由等の商品の詳細は、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

商品ラインアップ

(2019年6月28日現在)

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や超高齢社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一の際の死亡保障に関しては、「終身保険(低解約返戻金型)」「定期保険」「新収入保障」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては「新医療保険A^{エース}プレミア」「ガン保険スマート」で、働けなくなったときの保障に関しては「新総合収入保障ワイド」「くらしの応援ほけん」で保障を確保いただくことが可能です。

また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。

(2) 商品ブランド「&LIFE」を展開

当社では、商品ブランド「&LIFE」を展開しています。「&LIFE」は、個人向け主力商品を対象とした商品ブランドです。「人生で出会うたくさんの「もしも=IF」を大きな「安堵」で守る」、そんな頼りがいのある保険をご提案します。

対象商品		
新医療保険A ^{エース} プレミア※1	ガン保険スマート※2	新総合収入保障ワイド※3
新総合収入保障※3	新収入保障※3	くらしの応援ほけん※3
終身保険(低解約返戻金型)	逓減定期保険※4	個人年金保険
こども保険		

※1 「&LIFE 新医療保険A^{エース}プレミア」は「低・無解約返戻金選択型医療保険(18) 無配当」の販売名称です。

※2 「&LIFE ガン保険スマート」は「ガン保険(無解約返戻金型)(18) 無配当」の販売名称です。

※3 「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」「&LIFE くらしの応援ほけん」は「新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 無配当」の販売名称です。

※4 「&LIFE 逓減定期保険」は「無解約返戻金型逓減定期保険 無配当」の販売名称です。



<ブランドメッセージ>
人生のさまざまな「もしも=IF」を「安堵」にかえる、そんな頼りがいのある保険
名前は、「&LIFE (アンドライフ)」。
いつでもお客さまのそばにいて全力でささえていく。
「&LIFE」は、お客さまと大切なご家族の毎日を、輝く未来につなぐ生命保険のブランドです。

お客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、万一の際の死亡保障や超高齢社会に対応した一生涯の保障、病気やケガによる医療保障、働けなくなることによる収入保障、老後の生活資金準備やライフプランをより充実させるための商品など、多様な商品をラインアップしています。

キャラクター

「&LIFE (アンドライフ)」のキャラクターには、幅広い世代に知られる「あらいぐまラスカル」と人気女優の桐谷美玲さんを起用し、親しみやすさやお客さま認知度の向上を目指しています。



(3) 個人向け商品

【主契約】

商品名	特徴
●&LIFE 終身保険(低解約返戻金型)	一生にわたり、死亡または高度障害状態を保障する保険です。なお、保険料を低廉とするため、保険料払込期間中の解約返戻金を、解約返戻金の水準を低く設定しない場合の70%としています。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●定期保険	死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●無解約返戻金型定期保険	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障を希望される場合に適しています。
●&LIFE 新収入保障	死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●&LIFE 新総合収入保障 ●&LIFE 新総合収入保障ワイド	死亡・高度障害状態だけでなく、保険契約の型に応じて、就労不能・障害・介護の状態になられたときにも保険期間満了時まで年金を毎月お支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。なお、「&LIFE 新総合収入保障ワイド」は、「メンタル就労不能障害保障特則」を付加した場合、精神障害により就労不能の状態になられたとき、一時金をお支払いします。
●&LIFE くらしの応援ほけん	就労不能・障害・介護の状態になられたときに、保険期間満了時まで年金を毎月お支払いします。死亡保障がないため、「働けなくなるリスク」に絞って保障を準備いただけます。また、「メンタル就労不能障害保障特則」を付加した場合、精神障害により就労不能の状態になられたとき、一時金をお支払いします。

商品名	特 徴
●&LIFE 逓減定期保険	 <p>保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割引きます。</p>
●逓増定期保険	 <p>保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。</p>
●特定疾病保障終身保険 ●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険	 <p>悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご活用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。</p>
●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険	 <p>万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。</p>
●&LIFE 子ども保険	 <p>お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、子ども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。 なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
●&LIFE 新医療保険A ^{エース} プレミア	 <p>日帰りの入院から保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。 また、特約を付加することにより、先進医療の治療、三大疾病による入院、ガンの診断、ガンの治療のための通院、抗ガン剤治療、女性特有の病気による入院・手術、出産や不妊治療、退院後の通院、介護や認知症に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。</p>
●&LIFE ガン保険スマート	 <p>ガンで入院されたときや、手術・放射線治療を受けられたときに給付金をお支払いします。 また、特約を付加することにより、ガンの診断時の一時金、ガンの治療のための通院、抗ガン剤治療、入院後の退院時、先進医療の治療費、死亡または高度障害状態に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。</p>
●&LIFE 個人年金保険	 <p>老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払い込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。</p>

【主な特約】

特約名	ご利用の目的~次のような方にお勧めします
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ
終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18)	介護や認知症の保障をご希望の方へ
リビング・ニース特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
新保険料払込免除特約	悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたときに以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
&LIFE 子ども保険用の特約	子ども医療特約
&LIFE 新医療保険A ^{エース} プレミア用の特約	先進医療特約(無解約返戻金型)、三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18)、ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)、抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)、女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(18)、女性サポート給付金付ガン診断給付特約、通院給付特約(無解約返戻金型)(18)、終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18)、新保険料払込免除特約
&LIFE ガン保険スマート用の特約	ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)、抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)、ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18)、ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)、ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)

(4) 団体向け商品

商品名	ご利用の目的~次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険 無配当総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険(団体型)	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

サービスピックアップ

HDI格付けベンチマーク「問合せ窓口」「モニタリング」の2部門において、最高評価の三つ星を獲得

当社はHDI-Japanが主催する2018年度 HDI格付けベンチマークにおいて、「問合せ窓口」「モニタリング」の2部門で最高評価の三つ星を獲得いたしました。

当社お客様サービスセンターの丁寧で親切な電話対応や、お客様視点で作られたオフィシャルサイトのわかりやすさが評価されたものです。



当社の格付けと評価内容

部門	格付け	評価内容
問合せ窓口	★★★	<ul style="list-style-type: none"> 担当者は知識豊富で、多くの選択肢の中からこちらに合う内容の商品を選んでくれた。押し売り感はなく、参考になった。 しっかりしたサポートを感じられる対応で、加入しても安心できると思える。 担当者は親切丁寧だけでなく、質問にも真摯に対応し、適切な回答をくれるので、とても満足している。
モニタリング	★★★	<ul style="list-style-type: none"> どの担当者も礼儀正しく自然に敬意を示し、前向きに支援できている。 優しく話しかけたり、温かみのある接し方ができているので、顧客は遠慮なく相談できている。 スキルが高く、どんな質問にも淀みなく回答をしている。顧客が言葉にしていない真のニーズまで探ることができている。

「HDI格付けベンチマーク」について

本格付けは、HDIの定める国際基準に基づいて設定された評価基準に沿って、審査員が顧客視点で電話対応とオフィシャルサイトを評価するものです。

評価部門は「問合せ窓口部門」「モニタリング部門」「Webサポート部門」の3つで、部門ごとに評価項目を設けています(表1)。

審査では、評価項目ごとに4点満点で評価を行い(表2)、各項目の平均点に沿って「三つ星」～「星なし」の4段階の格付けが決定します。

各部門ごとの評価5項目の平均が3.5点以上で三つ星となります(表3)。

【(表1)部門名および各部門の評価項目一覧】

部門	評価項目
問合せ窓口	<ul style="list-style-type: none"> 平均対応速度 放棄率 製品およびサービスの顧客満足度 対応時間の長さ 初回コンタクトでの解決率
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> サービス体制 対応スキル 困難な顧客への対応力 コミュニケーション力 プロセス/対応処理手順
Webサポート	<ul style="list-style-type: none"> 見つけやすさ、使いやすさ 役立ち度、解決度 利用時の安全性 複数のセルフヘルプ選択肢 コールセンターとの連携度

【(表2)評価ごとの点数】

評価	点数
良い	4点
問題ない	3点
改善の余地あり	2点
悪い	1点

【(表3)平均点別の格付け一覧】

項目ごとの平均点(4点満点中)	格付け評価
3.5点以上	三つ星(★★★)
2.5点以上～3.5点未満	二つ星(★★)
1.5点以上～2.5点未満	一つ星(★)
1.5点未満	星なし

お客さまに医療情報をお伝えする活動

当社は、最先端の医療を含めた医療技術や予防方法などの情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。日々進化する医療について「わかりやすくお伝えすること」「正しく知ること」。そのお手伝いをするのが生命保険会社の社会的使命の一つだと考えています。

最新・最先端の医療をお伝えする活動

オープンセミナーの開催

健康・医療をテーマとしたオープンセミナーを全国各地で開催し、多くのお客さまに聴講をいただいています。健康と医療、備えの大切さについて、お客さまの理解を深めていただくことに努めています。

冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な先進医療技術について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。

代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。



〈ガイドブック〉

WEBサイトによる情報発信

からだケアナビ

<https://www.karadacare-navi.com>

「知っておきたい病気・医療」「健康マメ知識」「食で健康」「健康ライフ」の4つのカテゴリについて、身近な健康情報を閲覧できる情報発信型WEBサイトです。

「すぐに役立つ、ためになる」情報をお届けしています。



先進医療.net (先進医療ドットネット)

<https://www.senshiniryō.net/>

先進医療や最新の医学情報を閲覧できる情報発信型の専用WEBサイトです。先進医療を実施している医療機関の詳細レポートや先進医療に関するコラムにより、最先端の医療に関する情報をお届けしています。



先進医療ナビ

https://www.msa-life.co.jp/senshin_navi/

先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を調べることができる情報検索型の専用WEBサイトです。平易な表現を用いた解説や、豊富な検索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。



スマートフォンアプリの提供

ココカラダイアリー

お客様のストレス状態・歩数の測定や、身長・体重等の健康データ、食事内容の記録、医療情報等の確認等により、ココロとカラダの健康づくりをサポートします。

※法人のお客様向けには、従業員の健康データを集計表示できる専用WEBサイトを用意しており、健康経営の推進にご活用いただけます。



バーチャル・リアリティ (VR) による情報提供

国内生命保険業界初、スマートフォンで再生した「バーチャル・リアリティ」による情報を提供しています。陽子線治療を行う医療機関の施設や最先端の医療技術、白内障になった場合の物の見え方、認知症のある方ご本人や、そのご家族の日常生活の疑似体験(一人称体験)等、臨場感を持って知っていただく取組みをしています。



脳卒中に関する啓発活動(脳卒中プロジェクト)

「日本脳卒中協会セミナー」の開催

公益社団法人日本脳卒中協会と共同事業契約を結び、全国各地で脳卒中の専門医を講師とする「日本脳卒中協会セミナー」を開催しています。

脳卒中では治療後の後遺症に悩む方が多くいます。また、要介護状態の最大の原因です。多くの皆さまに脳卒中の「予防」と「備え」への理解を深めていただくことに努めています。



受講者数
累計18,200名
(2019年3月末現在)

「脳卒中週間(5/25～31)」での取組み

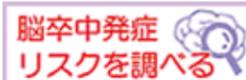
公益社団法人日本脳卒中協会が定める「脳卒中週間」では、生保課支社での「脳卒中セミナー」開催等により、脳卒中の症状や予防・治療などについて正しい知識の普及・啓発に努めています。

脳卒中発症予測シミュレーション

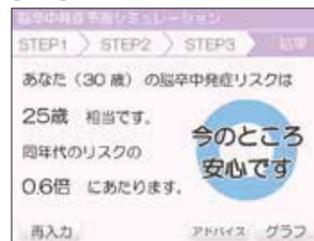
<https://www.senshiniryu.net/>

年齢や身長・体重・最大血圧を入力するだけで、簡単に脳卒中の発症リスクを調べることができます。

監修：秋田県立脳血管研究センター



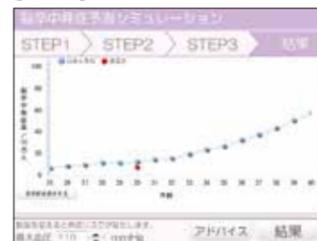
【結果】



【アドバイス】



【グラフ】



ご契約時のご案内

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご用意しています。



ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載した「契約概要」と、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載した「注意喚起情報」を、必ずご説明のうえお渡しして、お客様に重要事項についてご理解いただけるよう努めています。あわせて、ご契約にともなう大切な事項を記載した「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。(P62参照)

お客様のニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認」を実施しています。お申込みいただく内容について、お客様が最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているかご確認いただいています。



お客様

当社・代理店

MS&A Dインシユアランス

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

重要なことをわかりやすくお伝えする取組み

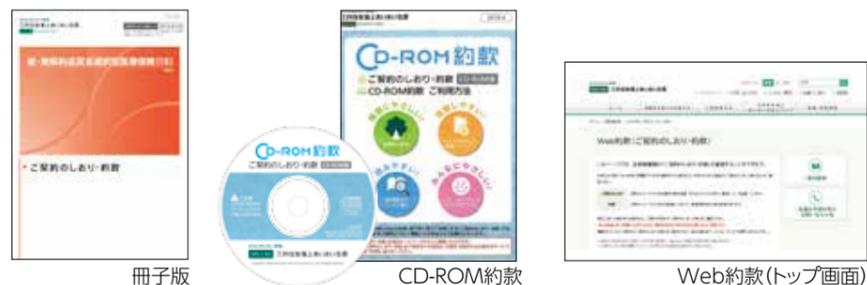
お客さまの利便性向上への取組みの一環として、重要なことをわかりやすくご案内し、十分にご理解いただくために、お客さま向け説明資料や帳票の改善を図っています。

(1)「ご契約のしおり・約款」のご提供

「ご契約のしおり・約款」については、お客さまにとっての利便性やわかりやすさなどの利用品質を重視し、「冊子版」[CD-ROM約款]「Web約款」の3種類の提供方法を用意しています。お客さまの希望により選択いただくことが可能です。

- ①冊子版：書面での保管・確認を希望するお客さま向けに、商品ごとに作成しています。
- ②CD-ROM約款：全商品の「ご契約のしおり・約款」*を1枚のCD-ROMに収容しています。情報の検索性を向上させて、知りたい事項に無理なく到達しやすくすることでお客さまの負担を軽減し、全体の概要がわかりやすいデザインとしています。
- ③Web約款：当社オフィシャルサイト上の「Web約款」ページに掲載している「ご契約のしおり・約款」*の電子ファイルをパソコン・タブレット等から閲覧いただく方法です。いつでも閲覧できる、保管の必要や紛失の心配がないなど、お客さまのより一層の利便性を追求し2019年6月より導入しています。

* 団体保険を除きます。

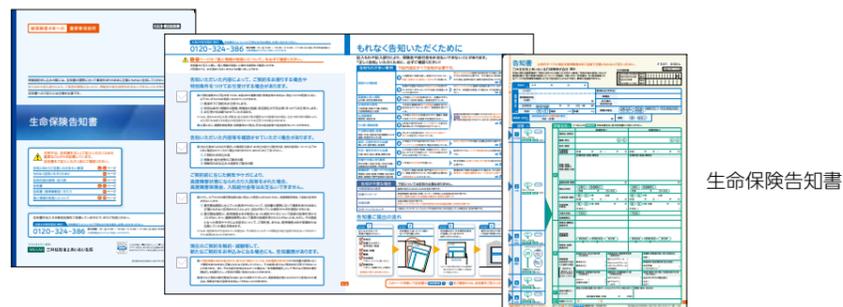


(2)生命保険告知書

お客さまに「安心と満足」をお届けするためには、ご契約のお申込みにあたって、お客さまにもれなく告知いただくことがとても重要です。じっくりと告知書を読み、記入いただくことで告知もれを防ぐことができるように、告知書はお客さまに正しく、もれなく、少ない負担で記入できるデザインとしています。

この告知書の「伝わりやすさ」が高く評価され、2013年6月には、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会*1が主催する「UCDAアワード*2 生命保険 告知書部門」において、最優秀賞である「UCDAアワード2013」(情報の伝わりやすさ賞)を受賞しています。

2016年5月には「伝わりやすさ」に加え、「見やすさ、わかりやすさ、書きやすさ」をより追求した告知書に改定し、2019年現在もUCDAの認証を更新しています。



*1：一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会(UCDA)は、情報コミュニケーションにおけるデザインの「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の研究、普及・啓発活動を行っており、「わかりやすさ」の基準を策定し、コミュニケーションツールおよびコミュニケーションプロセスの審査・認証をしています。

*2：「UCDAアワード」は企業が提供する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価したものです。

お申込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」

当社では、2012年度よりIT技術の進歩や商慣行等を踏まえたお客さまの利便性向上やさらなる業務品質の向上に資する生命保険のお申込み手続きの改革に取り組んでまいりましたが、2013年4月導入の「初回保険料後払制度」に続き、2015年5月よりお申込みのペーパーレス(電子化)手続き「生保かんたんモード」の取り扱いを行っています。

これらにより、お客さまは端末でのお申込み手続きのみでご契約の成立までの到達が可能となり、さらに生命保険のご提案時に必要な商品パンフレット等各種の紙媒体の電子化を行うことで、端末を通じさまざまな情報の取得や照会も可能となるなど、ご提案からお手続きまでの大幅な利便性や簡便性の向上を図っています。

お申込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」の概要

- 対象契約 個人契約(診査等が必要な契約は一部書面でのお手続きとなります)
- 利用環境 WindowsPC・タブレットおよびiPad
- 特徴
 - ①ペーパーレス(電子化)による適切・的確・簡便な手続きの実現
 - ・申込手続きの手順を標準化することで募集人の手順説明を均質化
 - ・入力項目のチェック機能により記入漏れ等の不備発生を撲滅
 - ・最大5契約まで電子自署一括でお申込みが可能
 - ・口座振替扱のお申込み手続きは金融機関による口座確認までインターネット端末上で完結
 - ②正確で簡便な告知の実現
 - ・正確な病名や薬剤名、医療機関名をお忘れになった場合でも専用の検索機能によるサポートを実現
 - ・告知いただいた傷病に対し必要となる情報を質問形式で表示し告知不十分となることを防止
 - ③告知の査定結果をその場でお客さまに提示
 - ・告知手続きを行った後に、その場で健康状態に関する告知の査定結果(引受条件)をお客さまに提示
 - ④わかりやすく識別性の高いサイト設計
 - ・文字拡大機能や音声ガイダンス機能によるサポート機能の設置 **障がいをお持ちの方へのサービス**
 - ・ユニバーサルデザインに準拠したシンプルなマニュアルレスの操作画面の構築
- その他 ペーパーレス(電子化)による手続きのため、従前の書面での手続きと比較して紛失や盗難がないうえ、お申込みのデータは強固なセキュリティにより保護しているため情報漏えいリスクを大幅に低減



商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、ご契約時に「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などにより、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。主なものとしては、以下のとおりです。

(1) 告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことごとについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことごとについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社にご契約を解除することがあります。また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、当社にご契約を解除することがあります。

(2) 保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

(3) ご契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われなときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

① 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお支払いいただきます。なお、払込期月中にお支払いがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉

- 月払契約
…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約
…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。
ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(注1) 団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

(注2) 「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

〈例〉2019年4月5日に契約された場合
契約日の応当日=保険期間中の毎年4月5日

② ご契約の復活

万一、保険料のお支払いがなく契約の効力がなくなっても(失効)、各保険種類に応じた所定の期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、無選択タイプの契約を除き、健康状態等について改めて告知していただきます(ご契約によっては診査も必要です)。また、その際に失効期間中にお支払いいただけなかった保険料等を当社所定の期日までにお支払いいただけます。ただし、健康状態等によってはご契約の復活ができない場合があります。なお、ご契約を解約された場合はご契約の復活はできません。

(4) 現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取り扱いできない場合があります。
※当社所定の利率で利息をいただきます。

(5) 保険料のお払込みが困難になったとき

保険料のお払込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で
一時的に保険料のお払込みができないとき	保険料の自動振替貸付制度(お立替え) ●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お払込みの猶予期間が過ぎても保険料のお払込みがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。 (制度の概要) ●貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ●利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ●返済方法…全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。 ●精算…保険金や解約返戻金のお支払時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中で保険料のお払込みを中止し、ご契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更 ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。 延長保険への変更 ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。
保険料のお払込額を少なくされたいとき	保険金額、入院給付金日額等の減額 ●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお払込額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されますと、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取り扱いができない場合があります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。解約返戻金がまったくない場合もあります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

「注意喚起情報を受け取られた日」または「申込書受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みを撤回することができます。この場合にはお支払いいただいた金額をお返しします。ただし、以下の場合には、このお取り扱いができません。

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「ご契約内容のお知らせ」

毎年1回、すべてのご契約者さま宛に、ご加入いただいているご契約内容や各種手続きの方法、会社情報等についてのご案内をお届けしています。
ご契約内容のご確認や保障の見直しにお役立ていただくほか、同封の変更届にて住所変更のお手続きも承っています。

その他の各種ご案内

その他にも、当社では下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

保険料のお払込みについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料お払込みについてのご案内 ● 口座振替不能のお知らせ ● 生命保険料お立替えのお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動更新のお知らせ ● 積立利率と増加保険金額のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者貸付金残高のお知らせ ● 満期に関するお知らせ

「お客さまWebサービス」での各種照会・お手続き

当社オフィシャルサイト上にある個人のお客さま専用のサービス提供サイト「お客さまWebサービス」をご利用いただくことで、ご契約内容の照会、保全手続きのお申し出をインターネット経由で行うことができます。

<https://www.msa-life.co.jp>



ご契約者さま専用サービス

お客さまWebサービス
ご利用いただけるサービス

- ご契約内容の照会
- 改姓のお申し出
- 保険料振替口座変更のお申し出
- 受取人変更のお申し出
- 住所変更手続き
- 保険料控除証明書の再発行手続き等

※ご利用にあたっては、別途お客さまWebサービスにご登録(無料)いただく必要があります。当社オフィシャルサイト内にあるお客さまWebサービスサイトにてお手続きください。

ご契約内容に関するお手続きについて

(1)お電話

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更等の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

〈お手続き・お問い合わせ窓口〉

お客さま専用電話(無料) 0120-324-386 シニア専用ダイヤル(70歳以上のお客さま) 0120-789-658 ご高齢のお客さまへのサービス	受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます) ※お問い合わせは契約者ご本人(保険金・給付金請求の場合はお受取人)からお願いします。
---	--

〈お手続き・お問い合わせの例〉

- | | | |
|------------------|--------------|-----------------------|
| ■入院したので給付金を請求したい | ■住所を変更したい | ■保険料の振替口座を変更したい |
| ■契約者貸付を受けたい | ■契約の名義を変更したい | ■控除証明書を紛失したので再発行してほしい |

(2)インターネット

「お客さまWebサービス」にご登録がないお客さまでも、当社オフィシャルサイトから以下のお手続きが可能です。

- | | | |
|---------------------------|-----------|-----------------|
| ■保険金・給付金請求のお申し出 | ■改姓のお申し出 | ■保険料振替口座変更のお申し出 |
| ■保険証券再発行のお申し出 | ■各種お問い合わせ | |
| ■保険料控除証明書の再発行手続き(10～3月のみ) | | |

当社に関する情報提供

(1)ディスクロージャー資料(本冊子)

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、オフィシャルサイトにも掲載しています。

(2)オフィシャルサイト

当社オフィシャルサイトでは、当社に関するさまざまな情報を公開しています。

<https://www.msa-life.co.jp>



(3)会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。



ご契約者さま専用 電話相談サービス「満点生活応援団」

当社では、保険契約にご加入いただいているお客さまとその同居のご家族の皆さまへ、健康・医療、暮らし、介護に関するお悩みについての電話相談サービス「満点生活応援団」をご提供しています。

保険金・給付金等のお支払いだけでなく、お客さまのお悩み解決のサポート、情報提供を通して、少しでもお客さまの生活を応援したいと考えています。



カテゴリー	概要	サービスメニュー
健康・医療	<ul style="list-style-type: none"> 健康や医療に関するご相談に資格をもった相談員がお応えします。また、専門医との電話相談や症状に見合った医師への紹介状(相談情報提供書)の発行、各種検診の実施医療機関の紹介等もご提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師相談 八大疾病専門相談* 先進医療相談 おくすり相談 医療機関総合情報提供 女性専門医の情報提供 メディカルオピニオンサービス(看護師・専門医との3者間通話) 紹介状発行サービス ヘルスチェックサービス こころの相談 検診施設紹介・相談 女性のための検診施設紹介・相談 <p>*八大疾病とは、ガン、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、膵疾患を指します。</p>
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 育児・子育てに関するお悩み、日常生活上のトラブル、税金、資産運用から冠婚葬祭まで、暮らしに関するさまざまなお相談にお応えします。 	<ul style="list-style-type: none"> 育児・子育て相談 暮らしの情報提供 パソコン・デジタル家電相談 ペット相談 税金の相談 暮らしのトラブル相談 資産運用相談 社会保険労務士相談 相続相談
介護	<ul style="list-style-type: none"> 公的介護保険制度のしくみや要介護状態になった場合の介護方法など、介護に関するご相談から、介護サービス事業者の情報提供まで、介護に関するお悩みに、看護師等の専任の相談員がお応えします。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護相談 介護・福祉総合情報提供

※サービスの内容等は2019年4月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合があります。
 ※「満点生活応援団」は、当社の保険商品の保障の一部ではありません。当社が提携する会社が提供するサービスです。

家族Eye (親族連絡先制度)

ご高齢のお客さまへのサービス

ご契約者さまが、保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに次のような安心をご提供する制度です。

概要

- ご契約者さまへの連絡が円滑に行えない場合に、登録いただいたご親族さまに連絡し、ご契約者さまの連絡先を確認することで、保険契約に関する重要なご案内等をより確実にお届けします。
- 突然の入院などによりご契約者さまから連絡が困難な場合に、登録いただいたご親族さまからの保障内容に関するお問い合わせにお答えします。



ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1)ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承り、ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明します。また、請求手続きに必要な書類をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。

その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。

さらに、上記専門スタッフを介さない、お客さまからの保険金・給付金の請求申出受付方法として、スマートフォンのショートメッセージ送信機能(SMS)を活用したサービスを開始しています。これにより、お客さまサービスセンターの営業時間外でも自動音声ガイダンスに沿って、請求申出受付および請求書類の発送依頼の受付が可能になりました。

ご高齢のお客さまには、文字を大きくして簡単にまとめた「お手続きかんたんガイド」(以降「ガイド」という)も同封しています。**ご高齢のお客さまへのサービス** このガイドは、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの人に見やすいカラーユニバーサルデザインにも配慮してつくられており、特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構*1より認証を受けています。

目の不自由なお客さま、耳の不自由なお客さまには、ガイドの記載内容をご自身で理解できるように、ガイダンス機能を拡張した仕様としています。**障がいをお持ちの方へのサービス** ガイド内に2次元コード「Uni-Voice」コード*2を掲載し、スマートフォンアプリで読み取ることで、同アプリ内の設定にて音声ガイダンスならびに手話動画ガイダンスの視・聴双方が可能となります。また、「Uni-Voice」コードの掲載を認識できるようガイド内に標準仕様である半円の切り込みを入れ、目の不自由な方が手で触れることで、「Uni-Voice」コードの掲載位置を把握できるようにしています。

その後ご請求のないお客さまには、定期的にお電話やお手紙による確認を行っています。特に、死亡保険金のご請求手続きがお済みでないお客さまには、ご連絡を受けてから7ヵ月後に「ご請求サポートコール」*3でお電話によるご請求の確認を行っています。

2014年10月には、当社の請求書類の「わかりやすさ」が高く評価され、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会*4が主催する「UCDA アワード*5生命保険・医療保険分野」において「情報のわかりやすさ賞」を受賞しています。

ご契約者やお受取人が認知症や病氣・ケガで寝たきりになるなど、意思表示ができないときに備え、お受取人に代わってご指定の代理人の方が保険金や給付金をご請求・お受け取りができる「代理請求特約」もご用意しており、お客さまへ積極的にご案内しております。

- *1:社会の色彩環境を多様な色覚を持つさまざまな人々にとって使いやすいものに改善していくことで、「人にやさしい社会づくり」を目指す特定非営利活動法人です。
- *2:「Uni-Voice」コードとは、漢字を含む文字データや動画のURLを記録できる2次元コードで、スマートフォンアプリ「Uni-Voice」で読み取り、記録内容をアプリ内の設定にて音声や手話動画で視聴することができるコード。
- *3:保険金等の請求を申し出られながら請求書を提出いただけていないお客さまへ、ご請求手続きのお勧めと手続き方法に関するご説明を行います。
- *4:企業・団体と生活者の間で行われる情報コミュニケーションの伝達効率を高める研究を行い、双方の利益に貢献することを目指す法人で、「わかりやすさ」を認証する唯一の第三者機関。
- *5「UCDA アワード」は企業・団体が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。



〈ご請求に必要な書類について〉



〈保険金・給付金のご請求について〉 〈お手続きかんたんガイド〉



〈手話動画ガイダンス〉

保険金等支払管理態勢とお支払い状況

当社は、保険金等支払の仕組みや支払可否について、お客さまにご理解いただけるよう、真摯にわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に遂行することを基本とし、これらを実現するための保険金等支払管理態勢の構築および確保に不断に取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢の整備にあたっては、お客さまの利便性を最優先に考え、保険金等を漏れなくお支払いするために、「契約加入時」「保険契約期間中」「請求受付・案内時」「支払期日到来時・契約失効時およびその後の請求可能期間中」の各段階において、保険金等のお支払いについて十分ご説明し、約款に定める保険金等をお支払いする事由が発生した場合に、個々のお客さまごとに迅速かつ適切にわかりやすいご請求の案内を行うよう努めています。

また、保険金等支払業務の正確性・客観性・透明性を確保する観点から、保険金等支払業務の適切性を社内および社外から監視・検証する態勢を整備するとともに、保険金等のお支払いに関する苦情を漏れなく把握して、お客さまの声を業務の改善に反映させる取組みを行っています。

保険金等支払管理態勢

当社では保険金等のお支払いについて、以下の態勢を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。

- 保険金・給付金のお支払いにつきましては、業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、支払い誤りを防止するため、複数の担当者によるチェックならびに別組織によるお支払い前の全件点検・検証を実施しています。
- 「品質向上・サステナビリティ委員会」では、保険金等支払管理態勢についての課題を洗い出し、対応策等を協議しています。
- 「保険金等支払諮問会議」では、保険金等のお支払いに関して、社外弁護士や消費者問題専門家から意見を聴取し、業務運営の一層の向上に役立てています。
- 「苦情・紛争審査会」では、裁判外紛争解決(ADR)機関に裁定の申し立てがあった事案やそれに準ずる苦情事案について、社外弁護士の意見を聴取しつつ、会社としての適切な対応方法等について協議・決定しています。
- 「保険金支払審査会」では、社外弁護士の意見も聴取しつつ、保険金・給付金に関する個別案件の支払・不支払決定等の適切性について協議しています。
- 保険金・給付金のお支払いの可否等に関し、お客さまからの相談窓口を社内に設置するとともに、社外の弁護士を窓口とする「お客さま相談窓口」を別途設けています。
- お客さまと当社の間で紛争解決が図れない場合、お客さまは「金融ADR制度」に基づき、一般社団法人生命保険協会(生命保険相談所内「裁定審査会」)をご利用いただくことができます。

(2) オフィシャルサイトでの請求書類のご提供

当社オフィシャルサイトでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。日曜・夜間等のお客さまサービスセンターの受付時間外でもお申し出が可能です。



(オフィシャルサイトでの請求書類お取り寄せ)

(3) お支払い時のご案内

お支払い時には「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」を郵送します。また、お支払いの内容によっては「お支払クイックコール」*でお電話によるご案内も行っています。保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」に請求手続きのご案内をしています。

その後ご請求のないお客さまには、定期的にお手紙による確認を行っています。

*保険金等の請求書を提出されたお客さまへ、提出書類に不備がある場合における解消に向けた迅速なご連絡や手続き完了のご連絡を行います。



(お手続き完了(お支払明細)のお知らせ)

先進医療給付金直接支払サービス

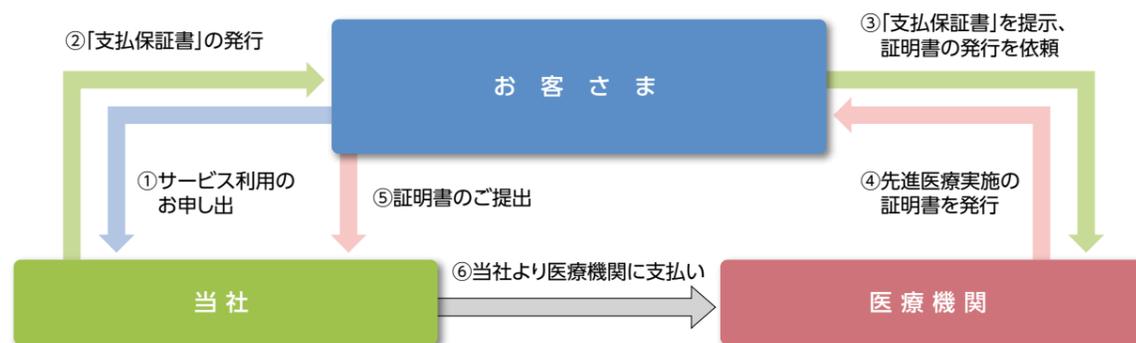
当社では、「先進医療特約」「先進医療特約α」「先進医療特約(無解約返戻金型)」「一時払先進医療特約」「ガン先進医療特約」「ガン先進医療特約α」「ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)」のいずれかの特約を付加されているお客さまに、先進医療給付金直接支払サービスをご提供しています。

このサービスは、「陽子線治療」「重粒子線治療」の先進医療技術料をお客さまに代わって当社より医療機関に直接お支払いするものです。特に技術料が高額な治療でも、お客さまの資金準備のご負担を軽減し、安心して治療いただけます。2019年3月現在、厚生労働省の認可を受けて先進医療として「陽子線治療」または「重粒子線治療」を実施しているすべての医療機関でご利用いただけます。

特徴

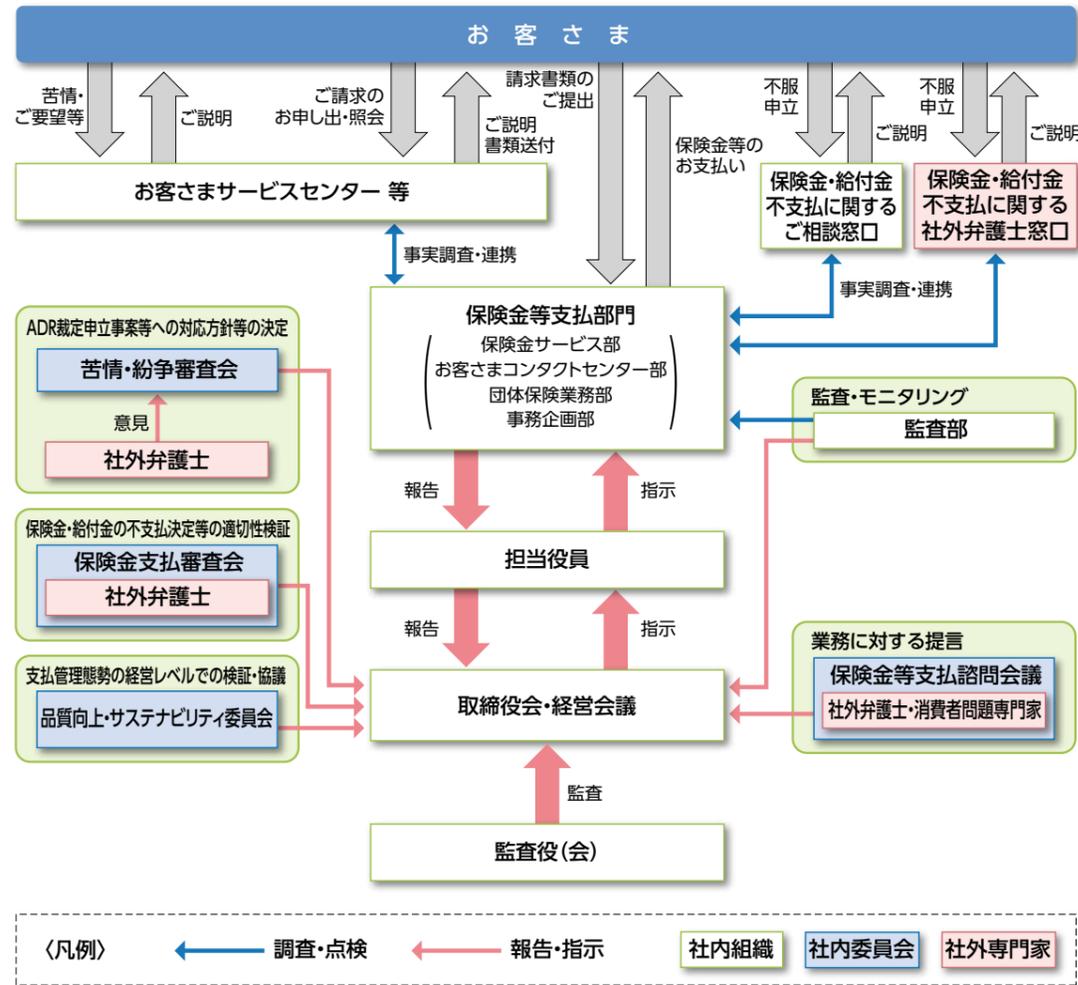
- 治療開始前の「支払保証書」発行により、安心して治療に臨めます。
- ご提出いただく請求書・診断書等を簡素化し、迅速にお支払手続きを行います。
- 「陽子線治療」または「重粒子線治療」の開始を確認次第、速やかに医療機関にお支払いします。

流れ



※サービスのご利用には所定の条件があります。治療を検討される前に当社お客さまサービスセンターへの確認が必要となります。

【当社の保険金等支払管理態勢図】



保険金・給付金のお支払い状況

当社は、病気やケガなどによる万一の場合の保障として、2018年度において約19万件、520億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2018年度)

	保険金	給付金	合計
お支払い件数	4,954件	188,089件	193,043件
お支払い金額	33,016百万円	19,718百万円	52,734百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が5,135件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2018年度)

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺取消	0件	0件	0件
不法取得目的無効	0件	0件	0件
告知義務違反解除	6件	425件	431件
重大事由解除	0件	0件	0件
免責事由該当	26件	8件	34件
支払事由非該当	89件	4,581件	4,670件
合計	121件	5,014件	5,135件

※上記件数については一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則って集計しているため、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。
 ※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考:用語のご説明】

「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

- 詐欺取消
 保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 不法取得目的無効
 保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 告知義務違反解除
 保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 重大事由解除
 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 免責事由該当
 保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 支払事由非該当
 責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

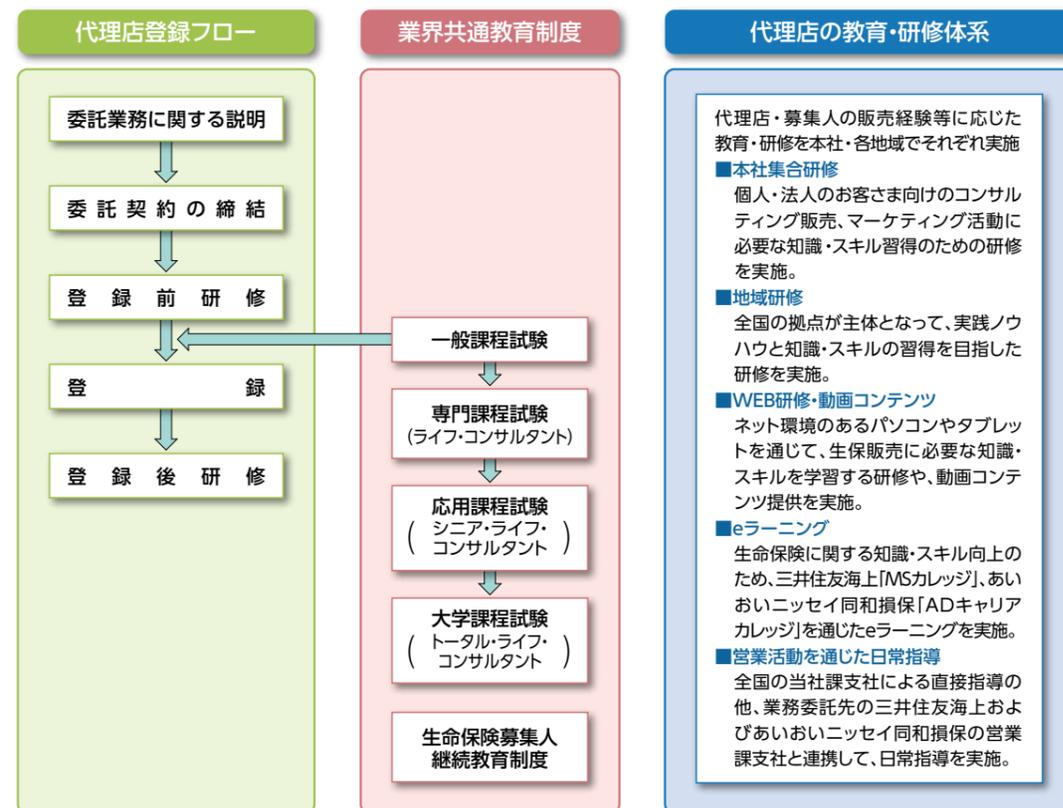
代理店教育・研修

お客さまに安心と満足を提供するため、以下のような生命保険代理店(募集人)のあるべき姿を基本として、代理店教育・研修に取り組んでいます。

- 生命保険販売に対する高い使命感を持って、自ら学び成長する
- コンサルティング力を向上させ、常に高い品質のサービスを提供する
- お互いの知恵とノウハウを発信・共有・伝授し、スキルアップする

(1)代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本社集合研修」、「地域研修」、「WEB研修・動画コンテンツ」、「eラーニング」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。当社では、教育推進部門「MSA生命アカデミー」を設立して各種教育研修を企画・実施し、お客さまニーズに応える適正な募集活動・アフターフォローを自立して行える代理店の育成を図っている他、コンサルティング力向上のため、各種公的資格の取得を推奨する等、募集品質の一層の向上を目指しています。

ライフ・コンサルタントについて

ライフ・コンサルタントとは

ライフ・コンサルタントは、お客さまに直接生命保険販売を行う社員(生命保険募集人)です。高度な専門知識と高品質のコンサルティングにより、お客さまの幸せな暮らしを経済的側面でサポートすることを使命とし、長期にわたる信頼関係の構築を目指しています。

コンサルティング手法について

独自ソフト「ライフプランNavi®」を活用し、ご家族の「夢をかなえるライフプラン」で夢の実現をお手伝いするとともに、世帯主が万一の場合でも安心して暮らしていける「夢を守るライフプラン」で、一人ひとりに合ったオーダーメイドの生命保険を提案します。

ライフ・コンサルタントの「ありたい姿」

- 【ブランドスローガン】あなたの“守りたい”に寄り添い続けます
- 【ブランドプロミス】私たちはプロフェッショナルとして
 - つねに思いやりを大切に行動します
 - つねに安心と感動を提供します
 - つねに最高品質のコンサルティングを提供します

(2019年5月現在)

ライフ・コンサルタントの所属、社員数、配置について		
所属	LC営業部	生保営業部
社員数	324名	78名
配置	札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、福岡などのLC支社(全国16支社)	各地の生保支社(全国50支社)

代理店との共同募集について

三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の代理店とライフ・コンサルタントが、両社の損害保険のお客さまに共同で生命保険の募集を行っています。ライフ・コンサルタントの専門性とMS&ADインシュアランスグループのスケールメリット、ノウハウを融合し、お客さまに総合的な保険サービスを提供しています。

教育体系

時期	入社1ヵ月	入社2ヵ月	入社6ヵ月	入社12ヵ月	入社24ヵ月
集合研修	入社時研修	ライフプランNavi研修	フォロー研修	法人等各種テーマ別研修	
支社研修	初期研修	基礎トレーニング	OJT		
資格試験	一般課程	専門課程・応用課程・大学課程/FP資格等			

*サステナビリティとは、持続可能性という意味です。

MS&ADインシュアランス グループの取組み

MS&ADインシュアランス グループは、中期経営計画「Vision 2021」において、2030年に目指す社会像を「レジリエントでサステナブルな社会」と定めています。ステークホルダーの皆さまから広く支持される存在として持続的に成長し続けるには、企業活動を通じて社会との共通価値を創造し続けることが不可欠です。こうした認識のもと、SDGs(持続可能な開発目標)を道標(みちしるべ)とし、「レジリエントでサステナブルな社会」の実現に向け取り組んでいます。

SDGs(エスディーゼーズ)：持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成されています。



「社会との共通価値を創造する(Creating Shared Value=CSV)」取組みにおいて、重要かつ社会からの期待も高い重点課題を7つ設定し、企業が存在する基盤である社会に価値をもたらすことで、社会と企業の「共通価値の創造」による「サステナビリティ」の実現を目指します。

<7つの重点課題>

- ・新しいリスクに対処する
- ・事故のない快適なモビリティ社会を作る
- ・レジリエントなまちづくりに取り組む
- ・「元気で長生き」を支える
- ・気候変動の緩和と適応に貢献する
- ・自然資本の持続可能性向上に取り組む
- ・「誰一人取り残さない」を支援する

また、「社会の信頼に応える品質」、「社員がいきいきと活躍する経営基盤」で重点課題を支えます。

当社のサステナビリティ取組

当社では、社会との共通価値を創造する(CSV)取組みの重点課題のうち、お客様の「元気で長生き」を支える取組みを中心に推進しています。

また、「社会の信頼に応える品質」の向上、「社員がいきいきと活躍する経営基盤」のさらなる強化に取り組んでいます。



いのち・医療に関する活動等



お客さまに医療情報をお伝えする活動

日々進化する医療についてわかりやすくお伝えすることも生命保険会社の使命と考え、最先端の医療に関する情報提供、啓発活動に取り組んでいます。

先進医療を解説した冊子の制作、専用WEBサイトでの情報発信のほか、スマートフォンアプリの提供や、バーチャル・リアリティ (VR) などによる情報提供を行っています。

また、公益社団法人日本脳卒中協会との共同事業「脳卒中プロジェクト」の一環として「日本脳卒中協会セミナー」、健康・医療をテーマとした各種オープンセミナー等を全国各地で開催し、多くのお客さまにご参加いただいています。詳しくは、59ページをご参照ください。

世界の子どもにワクチンを贈る活動

かけがえのない「いのち」を大切に守り未来に受け継いでいきたいという思いを込めて、当社商品ブランド「&LIFE (アンドライフ)」の新規契約件数に応じた金額をワクチンなどの購入費用として、認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会へ寄付しています。2018年度分としては、ポリオワクチン16万6千人相当分を寄付しています。



©JCV

認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会

世界でワクチンがないために命を落とす子どもは1日4,000人。世界の子どもにワクチンを 日本委員会は、ワクチンで救える命のため、ユニセフやWHO、途上国の保健省と連携しながら途上国にワクチンを贈る民間の国際支援団体です。ワクチンだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存するための冷蔵庫などを贈り、支援国が継続的、主体的にワクチンを管理できるように活動をしています。
<https://www.jcv-jp.org>

認知症サポーター養成講座の受講と見守り活動への参画

社員・代理店を中心に、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者(認知症サポーター)を養成する講座を受講しています。

受講後は認知症サポーターとして社会のお役に立てるよう、各地域の見守り活動に参画する取組みを推進しています。



サポーターの目印のオレンジリング

上記以外にも、健康で安心な暮らしを支える以下の取組みなどを行っています。

- 新商品の発売 52ページ
- ご高齢のお客さまへのサービス 家族Eye(親族連絡先制度) 68ページ
- 視覚障がい者の方への対応 63、69ページ
- 先進医療給付金直接支払サービス 70ページ

社会的課題の解決に貢献する取組み



日本の子どもの貧困問題の解決に貢献

昨今の社会的課題である日本の子どもの貧困問題の解決に寄与し、未来を担う子どもたちが将来への希望を持てる社会づくりに貢献したいと考え、特定非営利活動法人キッズドアへの寄付をしています。寄付は、経済的に困難な生活環境にある子どもたちへの教育支援に役立てられます。

特定非営利活動法人キッズドア

日本の子どもの貧困率は13.9%。キッズドアは貧困などの困難な環境にある日本の子どもたちの社会へのドアを開けるべく、多くの大学生・社会人ボランティアと共に、国内の子どもの教育支援に特化した活動を展開しています。
<http://www.kidsdoor.net>

高齢者の現況調査を通じた社会貢献

ご高齢のお客さまに現況を調査する取組みの中で、当社が特定非営利活動法人ブリッジフォースマイルに寄付をすることの賛同を募っています。賛同のお気持ちを表明いただいたお客さまの人数に応じた金額を当社から寄付しています。ご高齢のお客さまが社会とのつながりを意識しながら、気軽に参加できる社会貢献活動として取り組んでいます。

認定NPO法人ブリッジフォースマイル

児童養護施設等から社会に巣立つ子どもたちに対して、自立のための知識やスキルを身に付けるセミナーの開催、就労や奨学金の支援、生活必需品や安価で安心して住める住宅の提供等、さまざまなプログラムで子どもたちの自立をサポートしている団体です。2004年12月設立。
<https://www.b4s.jp/b4s/>



社会の信頼に応える品質に向けた取組み



途上国の課題解決を支援

MS&ADインシュアランスグループは、あらゆる事業活動において環境や社会との相互影響を考慮し行動することを通じて、企業価値の向上を図るとともに、持続可能で強くしなやかな社会づくりに貢献していきます。当社と三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上プライマリー生命は、2016年に世界銀行(国際復興開発銀行)の発行するサステナブル・デベロップメント・ボンドに投資を行いました。投資した資金は、開発途上国の持続的発展を目的とするプロジェクトへの融資案件に活用されています。以降当社では、以下の債券投資を通じて収益性の確保のみならず、持続可能な社会の形成に寄与し、社会貢献事業への支援も果たしています。

	発行体等	概要
2017年	アフリカ開発銀行 インダストリアルライズ・ アフリカ・ボンド	アフリカを工業化することを目的としたプロジェクトに活用され、融資を受けるプロジェクトは民間セクターを支援し、中小企業(SMEs)の発展の可能性を高めることを企図し、アフリカの持続可能な経済的、社会的発展に資することを目指しています。
2018年	独立行政法人国際協力 機構 ソーシャルボンド(JICA 債)	開発途上地域の経済・社会の開発、日本および国際経済社会の健全な発展のために活用されています。 なお、JICA債の発行は、2016年12月に日本政府が策定・公表した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、SDGsを達成するための具体的施策の第一項目として掲げられています。
2019年	独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設支援機構 サステナビリティボンド	アジアで初めて低炭素経済に向けた大規模投資を促進する国際NGOから認証を取得した債券です。調達した資金は鉄道建設プロジェクトや船舶共有建造プロジェクトを通じて国連の持続可能な目標(SDGs)の達成に貢献します。

上記以外にも、以下の取組みなどを行っています。

- ユニバーサルデザインへの対応(62ページ)
- 「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づく取組み(10ページ)
- お客さまの安心と満足度向上に向けた取組み(39ページ)
- 重要なことをわかりやすくお伝えする取組み(62ページ)
- お客さま対応の品質向上(58ページ)

地域貢献・社員活動



「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備など

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備を行っています。この活動は、よこはま動物園の園内緑化活動計画の一端を当社が担うものです。



社員参加で推進する活動

部署ごとに推進役を選任し、社会貢献活動に取り組んでいます。活動内容は、「地域の清掃活動」「チャリティーバザーへの物品提供・参加」「使用済切手等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。



ハートポイント制度による寄付

社員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社がNPO法人などに寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。取組みテーマは、いのち・医療に関する活動への参画、地域・環境貢献活動への参加、スポーツ振興活動などとしています。2018年度の活動分に応じた金額は、「災害からいのちを守る森」づくりのために公益財団法人 鎮守の森のプロジェクトに寄付しています。この活動は東日本大震災の復興支援にもつながる取組みです。

障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、MS&ADホールディングスとともに障がい者作業所製品の販売会を開催しています。作業所で作られた製品を購入することで、障がい者の方々の自立を支援する活動として取り組んでいます。

上記以外にも、一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

MS&ADインシュアランスグループの取組み



MS&ADインシュアランスグループの企業が一体となって取り組んでいる以下の活動などに参画しています。

MS&ADラムサールサポーターズ~いのち・つなげる・水辺から~

ラムサール条約に登録されている湿地を中心に、全国11ヵ所(千葉県谷津干潟、栃木県渡良瀬遊水地、滋賀県琵琶湖等)で、水辺の環境保全活動を推進しています。



MS&ADゆにぞんスマイルクラブ

社員有志が毎月の給与から任意の額を拠出し、その資金を社会貢献活動に役立てる活動です。「世界の子どもたちへ編み物作品を贈ろう!」プロジェクト等も実施しています。

東日本大震災に対する取組み

復興支援を継続的に行っていくことを目的に、日本プロサッカー選手会との共催で、宮城県南三陸町の小学生を対象に開催しているJリーガー(現役・OB)によるサッカースクールなどのボランティア活動を行っています。

スポーツ振興



当社は、スポーツ界の第一線で活躍する選手をサポートし、日本のスポーツ界の強化・繁栄ならびに社会貢献の観点から、スポーツの振興に取り組んでいます。

サッカー・視覚障がい者柔道などの選手が当社に在籍し、競技と仕事を両立させながら、活躍しています。

サッカー

当社は、なでしこリーグ(日本女子サッカーリーグ) 1部に加盟する「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援しています。このチームに所属する千野晶子・上野紗稀・田中真理子・西川彩華選手が当社に在籍しています。2018なでしこリーグ1部では、18試合5勝8分5敗で第6位、女子サッカーチームの日本一を決める第40回皇后杯全日本女子サッカー選手権大会では、ベスト4の成績を収めています。

また、チャレンジリーグの「FC十文字VENTUS」に所属する花桐なおみ選手も当社に在籍し、活躍しています。今後も当社在籍選手を中心に応援し、日本女子サッカーの発展に貢献していきたいと考えています。

また、当社を含むMS&ADインシュアランスグループでは、サッカー日本代表を応援しています。



©JEF UNITED

視覚障がい者柔道

当社には、石井亜弧選手が在籍しています。2018年度は、「インドネシア2018アジアパラ競技大会」で銀メダル、「全日本視覚障害者柔道大会」「東京国際視覚障害者柔道選手権大会」で金メダルを獲得しました。



パラスポーツの普及・強化を支援

NPO法人日本視覚障害者柔道連盟、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟の活動に協賛し、パラスポーツの普及・強化を支援しています。障がいのある方々の社会復帰や生きがいの発見、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立ち、多様な人々が活躍し、共に生きる社会を目指すダイバーシティ&インクルージョンの推進につながると考えています。

全日本視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加しています。



撮影:日本パラ陸上競技連盟

環境問題への取り組み



「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」では社員の果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げ、MS&ADインシュアランスグループの一員として、環境問題への取り組みを積極的に推進しています。また、中期経営計画「Vision 2021」にも、社会や環境と共存し持続可能な成長を図るために「サステナビリティ取組の推進」を掲げ、その一環として、以下の環境方針のもと地球環境の保全と改善に向けた取り組みを進めています。

MS&ADインシュアランスグループ環境基本方針

MS&ADインシュアランスグループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念(ミッション)に基づき、環境について経営戦略の一環として次の主要課題を定め、行動基準に沿った取り組みを推進します。環境マネジメントシステムによる継続的な改善に努め、環境関連法規制やMS&ADインシュアランスグループが同意する原則・指針等を遵守します。

主要課題

1. 気候変動の緩和および気候変動への適応
2. 持続可能な資源の利用
3. 環境負荷の低減
4. 生物多様性の保全

行動基準

1. 保険・金融サービス事業を通じた取り組み
主要課題に貢献する保険・金融サービスを創出し、社会的課題の解決と企業価値の向上に努めます。
2. 事業プロセスにおける取り組み
事業プロセスを革新的に見直し、資源・エネルギーの効率的利用を図りつつ、品質向上および業務の改善に努めます。
3. 環境啓発および保護活動
役職員および地域社会や次世代への環境啓発を通じて、ステークホルダーとともに環境保護活動を推進し、信頼と共感を獲得します。

環境マネジメントシステムの推進

当社では、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を、2002年12月以降、維持しています。さらに、2013年4月から、MS&ADインシュアランスグループ共通のマネジメントシステム「MS&ADみんなの地球プロジェクト」を新たに開始して、環境取組のさらなる推進を図っています。

当社の環境活動は、全社員が省エネ・省資源、リサイクル活動の推進を目標に取り組む「全店共通活動」と、本社各々が環境に配慮したサービスの提供や業務の進め方に関する具体的な活動目標を設定し、年間計画を立案・実行する「本社部門活動」との2本柱で進めています。



全店共通活動

1. 紙使用量の削減

両面コピー、2イン1縮小コピー、裏紙の利用などに全社員で取り組んでいます。

2. 電力使用量の削減

長時間離席時の端末電源オフ、未使用区画の消灯、階段利用の促進、夏季期間中の冷房温度設定、冬季期間中の暖房温度設定などに全社員で取り組んでいます。

3. ガソリン使用量の削減

MS&ADインシュアランスグループとして、自動車保険のご契約者さまなどへお薦めしている「エコ安全ドライブ」に、当社の社有車を運転する社員自らも取り組んでいます。また、Web会議の活用により、社有車による移動自体を削減しています。

本社部門活動

生保かんたんモード(ペーパーレス申込手続き)

「生保かんたんモード」は、個人契約を対象に、パソコンやタブレット端末等の画面上で、提案からお申込手続きまでをペーパーレスで完了することができる画期的なシステムです。「生保かんたんモード」によって、申込手続き書類等がなくなり、省資源・紙使用量の削減につながります。

会社データ

目次

I. 会社の概況および組織

1. 沿革	86
2. 経営の組織	88
3. 店舗網一覧	90
4. 資本金の推移	94
5. 株式の総数	94
6. 株式の状況	94
(1) 種類等	94
(2) 大株主	94
7. 主要株主の状況	94
8. 取締役、執行役員、および監査役	95
9. 会計監査人の氏名または名称	98
10. 従業員の在籍・採用状況	98
11. 平均給与(内勤職員)	98
12. 平均給与(営業職員)	98

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	99
(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い	99
(2) 資産の運用	99
2. 経営方針	99

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	100
2. お客さまからのご相談・苦情の件数	103
3. お客さまに対する情報提供の実態	104
4. 商品に対する情報およびデメリット 情報提供の方法	104
5. 代理店教育・研修の概略	104
6. 新規開発商品の状況	104
7. 保険商品一覧	104
8. 情報システムに関する状況	104
9. 公共福祉活動の概況	104

IV. 直近5事業年度における

主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	106
2. 損益計算書	112
3. キャッシュ・フロー計算書	114
4. 株主資本等変動計算書	115
5. 債務者区分による債権の状況	116
6. リスク管理債権の状況	116
7. 元本補填契約のある信託に係る 貸出金の状況	116

8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	117
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	118
(1) 有価証券の時価情報	118
(2) 金銭の信託の時価情報	120
(3) デリバティブ取引の時価情報	121
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	123
11. 利源別損益	125
12. 社外の監査体制	125
13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	125
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容	125

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	126
(1) 2018年度決算業績の概況	126
(2) 保有契約高および新契約高	127
(3) 年換算保険料	127
(4) 保障機能別保有契約高	128
(5) 個人保険および個人年金保険契約 種類別保有契約高	129
(6) 個人保険および個人年金保険契約 種類別保有契約年換算保険料	130
(7) 契約者配当の状況	131
2. 保険契約に関する指標等	132
(1) 保有契約増加率	132
(2) 新契約平均保険金および保有契約 平均保険金(個人保険)	133
(3) 新契約率(対年度始)	133
(4) 解約失効率(対年度始)	133
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)	133
(6) 死亡率(個人保険主契約)	133
(7) 特約発生率(個人保険)	134
(8) 事業費率(対収入保険料)	134
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	134
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	134

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	135
(12) 未だ収受していない再保険金の額	135
(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	135
3. 経理に関する指標等	136
(1) 支払備金明細表	136
(2) 責任準備金明細表	136
(3) 責任準備金残高の内訳	137
(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	137
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	137
(6) 契約者配当準備金明細表	138
(7) 引当金明細表	138
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	138
(9) 資本金等明細表	139
(10) 保険料明細表	139
(11) 保険金明細表	140
(12) 年金明細表	140
(13) 給付金明細表	140
(14) 解約返戻金明細表	140
(15) 減価償却費明細表	141
(16) 事業費明細表	141
(17) 税金明細表	141
(18) リース取引	142
(19) 借入金等残存期間別残高	142
4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)	143
(1) 資産運用の概況	143
(2) 運用利回り	146
(3) 主要資産の平均残高	146
(4) 資産運用収益明細表	147
(5) 資産運用費用明細表	147
(6) 利息および配当金等収入明細表	148
(7) 有価証券売却益明細表	148
(8) 有価証券売却損明細表	148
(9) 有価証券評価損明細表	148
(10) 商品有価証券明細表	148
(11) 商品有価証券売買高	148
(12) 有価証券明細表	149

(13) 有価証券の残存期間別残高	150
(14) 保有公社債の期末残高利回り	150
(15) 業種別株式保有明細表	151
(16) 貸付金明細表	152
(17) 貸付金残存期間別残高	152
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	152
(19) 貸付金業種別内訳	152
(20) 貸付金使途別内訳	152
(21) 貸付金地域別内訳	152
(22) 貸付金担保別内訳	152
(23) 有形固定資産明細表	153
(24) 固定資産等処分益明細表	153
(25) 固定資産等処分損明細表	154
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	154
(27) 海外投融資の状況	154
(28) 海外投融資利回り	156
(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)	156
(30) 各種ローン金利	156
(31) その他の資産明細表	156
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	156

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制	157
2. 法令遵守の体制	157
3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性	157
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称	157
5. 個人データ保護について	157
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	157

VIII. 特別勘定に関する指標等

IX. 会社およびその子会社等の状況

I. 会社の概況および組織

1. 沿革

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

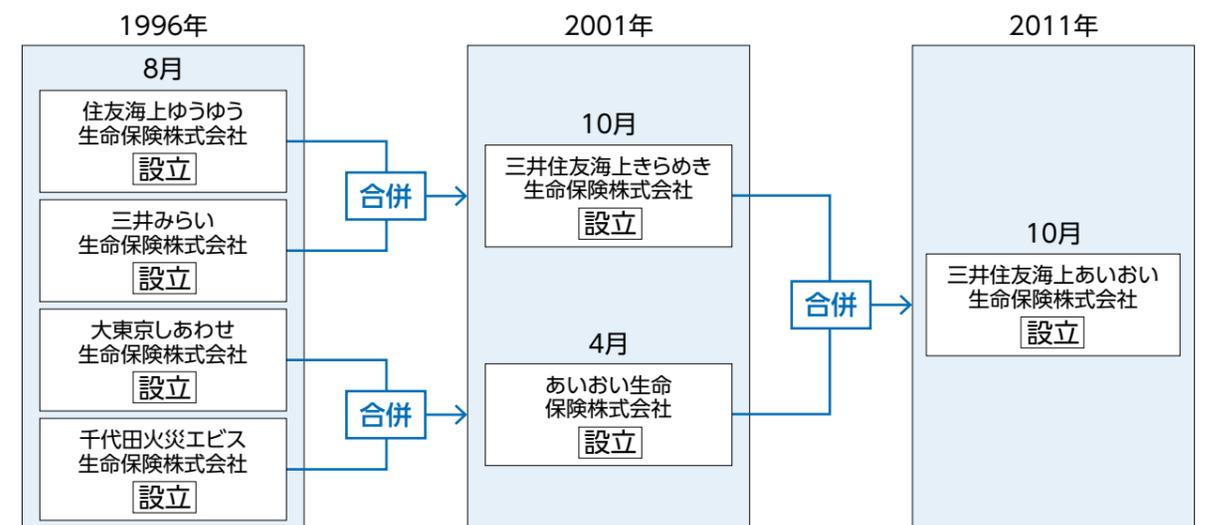
- 2011年10月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社誕生
- 2012年 4月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
金融窓販営業部を新設、営業拠点を4ヵ所新設
- 2012年10月 札幌お客さまサービスセンター開設
- 2012年12月 「終身介護保障特約(払込期間中無解約返戻金型)」発売
- 2013年 4月 「初回保険料後払制度」開始
団体保険業務部・業務革新部を新設、営業拠点を13ヵ所新設
- 2013年12月 「&LIFE 新医療保険A」発売
- 2014年 4月 営業拠点を5ヵ所新設
- 2014年10月 東京都中央区新川2-27-2に本社を移転
- 2015年 4月 ライフエージェント営業統括部・西日本ライフエージェント営業部を新設、営業拠点を14ヵ所新設
- 2016年 4月 営業教育企画部・営業ビジネススクールを新設、営業拠点を1ヵ所新設
- 2016年 5月 「&LIFE 新医療保険Aプラス(低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当)」発売
- 2017年 3月 募集株式発行による増資(増資後資本金855億円)
- 2017年 4月 7営業部・営業拠点29ヵ所、代理店コンタクトセンター部を新設
- 2017年 4月 「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」(新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)無配当)発売
- 2018年 4月 企業品質管理部を新設
- 2018年 4月 「&LIFE 新医療保険Aプレミア[低・無解約返戻金選択型医療保険(18)無配当]」発売
- 2018年 4月 「終身介護・認知症プラン[&LIFE 終身保険(低解約返戻金型)無配当、終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18)]」発売
- 2018年 7月 「オーナーズロード(災害保障期間設定型定期保険 無配当)」発売
- 2018年 9月 「&LIFE ガン保険スマート(ガン保険(無解約返戻金型)(18)無配当)」発売
- 2019年 6月 「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE 暮らしの応援ほけん」(新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)無配当)発売

旧三井住友海上きらめき生命保険株式会社

- 1996年 8月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社として「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」が資本金100億円で設立
(三井海上火災保険株式会社の100%子会社として「三井みらい生命保険株式会社」が資本金100億円で設立)
- 1996年10月 営業開始
- 2001年10月 「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」と「三井みらい生命保険株式会社」が合併し、「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」発足(資本金230億円)
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得
- 2004年 9月 新株発行増資(増資後資本金355億円)
- 2005年 2月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
- 2006年 4月 東京都千代田区神田錦町3-11-1に本社を移転
- 2006年10月 開業10周年
- 2007年 7月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
- 2008年 6月 保有契約100万件、総資産1兆円を達成
- 2008年 7月 三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる
- 2010年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングスの100%子会社となる
- 2010年 5月 「あいおい生命保険株式会社」との合併合意
- 2010年11月 新契約事務プロセス改革を開始
- 2010年11月 合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区(旧あいおい生命本店所在地)」

旧あいおい生命保険株式会社

- 1996年 8月 大東京火災海上保険株式会社の100%出資により「大東京しあわせ生命保険株式会社」が設立
(千代田火災海上保険株式会社の100%出資により「千代田火災エビス生命保険株式会社」が設立)
- 1996年10月 営業開始
- 2001年 4月 「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足
- 2005年 9月 「環境ISO14001:2004」を本店で認証取得
- 2006年10月 開業10周年
- 2007年 9月 100億円増資(標準責任準備金の一括積立実施)
- 2009年 4月 あいおい保険グループ「IOI環境宣言」の公表
- 2010年 4月 「あいおい損害保険株式会社」と「ニッセイ同和損害保険株式会社」「三井住友海上グループホールディングス株式会社」が経営統合し、「MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社」を設立し、その傘下となる
- 2010年 5月 「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併合意
- 2010年 9月 東京都中央区日本橋3-1-6に本社を移転



MS&ADインシュアランスグループについて

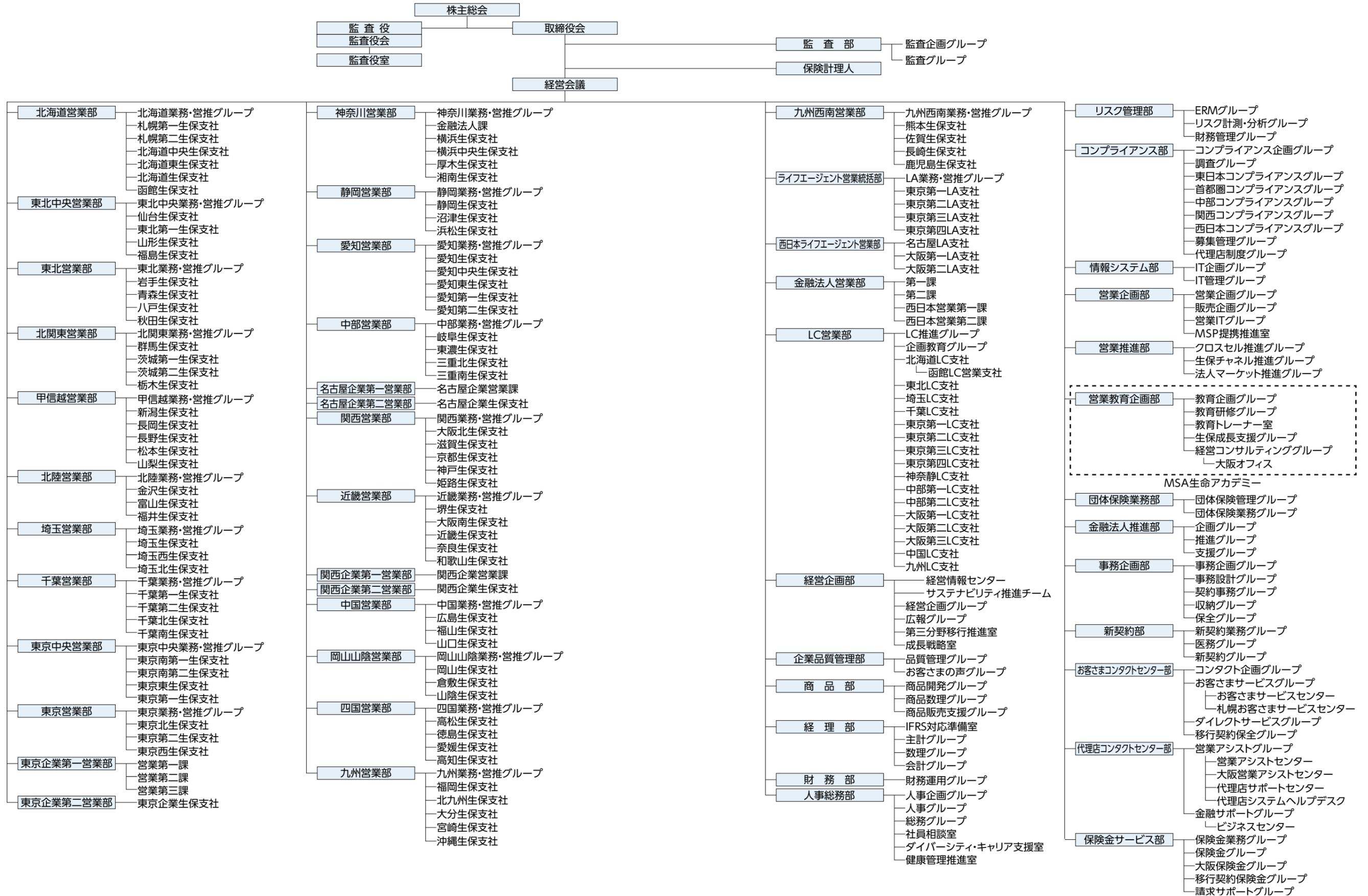
経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

2. 経営の組織 (2019年7月1日現在)



MS&Aディシジョンツリーについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

3. 店舗網一覧(2019年7月1日現在) ※の番号にお電話いただいた場合、営業アシストセンターにおつなぎいたします。

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本社			
	104-8258	東京都中央区新川2-27-2	03-5539-8300 (大代表)
北海道営業部			
札幌第一生保支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル 011-213-3958
札幌第二生保支社	060-0807	北海道札幌市北区北七条西5-5-3	札幌千代田ビル 011-728-1351
北海道中央生保支社	070-0032	北海道旭川市二条通9-228-2	旭川道銀ビル 0166-24-4610
北海道東生保支社	085-0018	北海道釧路市黒金町7-4-1	釧路太平洋興発ビル 0154-23-3154
北海道生保支社	053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-1	王子不動産センタービル 0144-33-1311
函館生保支社	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー 0138-22-3726
東北中央営業部			
仙台生保支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル 022-221-8850
東北第一生保支社	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10	あいおいニッセイ同和損保仙台ビル 022-227-2220
山形生保支社	990-0047	山形県山形市旅籠町3-2-10	三井住友海上山形ビル 023-624-1871
福島生保支社	963-8878	福島県郡山市堤下町11-6	三井住友海上郡山ビル 024-932-0735
東北営業部			
岩手生保支社	020-0022	岩手県盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル 019-652-1258
青森生保支社	030-0823	青森県青森市橋本2-19-3	三井住友海上青森ビル 017-734-7630
八戸生保支社	031-0041	青森県八戸市廿三日町28	八戸ウエストビル 0178-43-5765
秋田生保支社	010-0951	秋田県秋田市山王2-1-43	三井住友海上秋田ビル 018-863-0218
北関東営業部			
群馬生保支社	371-0024	群馬県前橋市表町2-2-6	前橋ファーストビルディング 027-220-5025
茨城第一生保支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-10	水戸証券ビル 029-222-2822
茨城第二生保支社	300-0037	茨城県土浦市桜町4-3-20	大樹生命土浦ビル 029-823-1801
栃木生保支社	320-0034	栃木県宇都宮市泉町6-20	宇都宮D I ビル 028-600-5382
甲信越営業部			
新潟生保支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代4-4-8	COZMIX IIビル 025-244-0952
長岡生保支社	940-0033	新潟県長岡市今朝白1-8-18	長岡DNビル 0258-32-2352
長野生保支社	380-0935	長野県長野市中御所岡田町53-7	あいおいニッセイ同和損保長野ビル 026-227-1541
松本生保支社	390-0815	長野県松本市深志1-2-11	昭和ビル 0263-32-2835
山梨生保支社	400-0858	山梨県甲府市相生2-3-16	三井住友海上甲府ビル 055-228-5011
北陸営業部			
金沢生保支社	920-0906	石川県金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル 076-223-3351
富山生保支社	930-0083	富山県富山市総曲輪1-7-15	日本生命富山総曲輪ビル 076-439-5157
福井生保支社	910-0018	福井県福井市田原1-5-21	三井住友海上福井ビル 0776-22-1796
埼玉営業部			
埼玉生保支社	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-82-1	大宮大門町M II ビル 048-650-4100 ※
埼玉西生保支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル 049-246-9503 ※
埼玉北生保支社	360-0037	埼玉県熊谷市筑波1-204	048-521-4189 ※
千葉営業部			
千葉第一生保支社	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル 043-225-6447 ※
千葉第二生保支社	260-0032	千葉県千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル 043-238-7039 ※
千葉北生保支社	273-0011	千葉県船橋市湊町2-3-17	湯浅船橋ビル 047-437-0411 ※
千葉南生保支社	292-0805	千葉県木更津市大和1-9-12	あいおいニッセイ同和損保木更津ビル 0438-20-8650 ※

東京中央営業部			
東京南第一生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1974 ※
東京南第二生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1975 ※
東京東生保支社	111-0042	東京都台東区寿4-15-7	三井住友海上浅草寿町ビル 03-3845-6437 ※
東京第一生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1973 ※
東京営業部			
東京北生保支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル 03-3344-2291 ※
東京第二生保支社	170-0013	東京都豊島区東池袋3-22-17	東池袋セントラルプレイス 03-5957-0040 ※
東京西生保支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル 042-526-7389 ※
東京企業第一営業部			
営業第一課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館 03-3259-3306
営業第二課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館 03-3259-3307
営業第三課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館 03-3259-3308
東京企業第二営業部			
東京企業生保支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 03-5371-5608
神奈川営業部			
金融法人課	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル 045-651-7336 ※
横浜生保支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル 045-662-9701 ※
横浜中央生保支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル 045-662-9744 ※
厚木生保支社	243-0018	神奈川県厚木市中町2-8-13	T P R 厚木ビル 046-223-1734 ※
湘南生保支社	251-0025	神奈川県藤沢市鵠沼石上1-1-15	藤沢リラビル 0466-23-3913 ※
静岡営業部			
静岡生保支社	420-0035	静岡県静岡市葵区七間町8-20	毎日江崎ビル 054-221-7875 ※
沼津生保支社	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14	大樹生命沼津大手町第二ビル 055-962-1505 ※
浜松生保支社	430-0944	静岡県浜松市中区田町330-5	遠鉄田町ビル 053-454-1585 ※
愛知営業部			
愛知生保支社	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル 052-223-4320
愛知中央生保支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-9-15	三井住友海上名古屋しらかわビル 052-223-4340
愛知東生保支社	444-0043	愛知県岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル 0564-21-1141
愛知第一生保支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート 052-589-8583
愛知第二生保支社	461-0004	愛知県名古屋市中区葵3-15-31	千種ニュータワービル 052-979-2912
中部営業部			
岐阜生保支社	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-31	岐阜スカイウイング37 西棟 058-265-6656
東濃生保支社	507-0033	岐阜県多治見市本町3-101-1	クリスタルプラザ多治見 0572-23-7161
三重北生保支社	510-0074	三重県四日市市鶴の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル 059-351-4085
三重南生保支社	514-0009	三重県津市羽所町700	アスト津 059-227-1235
名古屋企業第一営業部			
名古屋企業営業課	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル 052-203-3201
名古屋企業第二営業部			
名古屋企業生保支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート 052-589-8574

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

関西営業部

大阪北生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0086 ※
滋賀生保支社	520-0051	滋賀県大津市梅林1-3-10	滋賀ビル	077-522-4153 ※
京都生保支社	600-8090	京都府京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル	075-343-6138 ※
神戸生保支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル	078-331-8759 ※
姫路生保支社	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町140	新姫路ビル	079-289-2040 ※

近畿営業部

堺生保支社	590-0952	大阪府堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル	072-222-8071 ※
大阪南生保支社	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3	マルイト難波ビル	06-6634-4311 ※
近畿生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0112 ※
奈良生保支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町3-4-29	大宮西田ビル	0742-34-3911 ※
和歌山生保支社	640-8153	和歌山県和歌山市三木町台所町7	三井住友海上和歌山ビル	073-424-6472 ※

関西企業第一営業部

関西企業営業課	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル	06-6229-3242
---------	----------	------------------	---------------	--------------

関西企業第二営業部

関西企業生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0115
----------	----------	-------------------	-------------------	--------------

中国営業部

広島生保支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-5811
福山生保支社	720-0065	広島県福山市東桜町1-21	エストパルク	084-923-3332
山口生保支社	754-0014	山口県山口市小郡高砂町2-8	A Z U R E 新山口	083-976-0287

岡山山陰営業部

岡山生保支社	700-0904	岡山県岡山市北区柳町1-12-1	岡山柳町ビル	086-225-1322
倉敷生保支社	710-0057	岡山県倉敷市昭和2-1-3	コスモビル	086-430-2760
山陰生保支社	690-0003	島根県松江市朝日町589-2	マルデビル	0852-60-0622

四国営業部

高松生保支社	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2661
徳島生保支社	770-0856	徳島県徳島市中洲町2-6	三井住友海上徳島ビル	088-623-6207
愛媛生保支社	790-0878	愛媛県松山市勝山町2-12-7	三井住友海上松山ビル	089-931-6257
高知生保支社	780-0053	高知県高知市駅前町4-15	西山ビル	088-822-7112

九州営業部

福岡生保支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0167
北九州生保支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町2-2-1	新小倉ビル本館	093-541-1351
大分生保支社	870-0029	大分県大分市高砂町2-50	オアシスひろば21	097-534-2360
宮崎生保支社	880-0905	宮崎県宮崎市西中村西1-1-6	あいおいニッセイ同和損保宮崎ビル	0985-64-0223
沖縄生保支社	900-0021	沖縄県那覇市泉崎1-20-1	那覇ビジネスセンター	098-860-0320

九州西南営業部

熊本生保支社	860-0012	熊本県熊本市中央区紺屋今町1-5	Wビルディング辛島公園	096-353-3021
佐賀生保支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45	大樹生命佐賀駅前ビル	0952-24-9144
長崎生保支社	850-0035	長崎県長崎市元船町9-18	長崎 B i z P O R T	095-818-6201
鹿児島生保支社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町18-1	南国センタービル	099-206-0751

ライフエージェント営業統括部

東京第一 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8862
東京第二 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7972
東京第三 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8864
東京第四 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8960

西日本ライフエージェント営業部

名古屋 L A 支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2512
大阪第一 L A 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-2753
大阪第二 L A 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3010

金融法人営業部

第一課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2		03-5539-8312
第二課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2		03-5539-8313
西日本営業第一課	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3383
西日本営業第二課	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3365

L C 営業部

北海道 L C 支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3970
函館 L C 営業支社	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー	0138-24-0013
東北 L C 支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-212-2636
埼玉 L C 支社	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-82-1	大宮大門町MIIビル	048-650-2350
千葉 L C 支社	273-0011	千葉県船橋市湊町2-3-17	湯浅船橋ビル	047-437-0536
東京第一 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京第二 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8747
東京第三 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7932
東京第四 L C 支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル	03-5371-5609
神奈川 L C 支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-671-1544
中部第一 L C 支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル	052-238-1536
中部第二 L C 支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート	052-589-8592
大阪第一 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0072
大阪第二 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2810
大阪第三 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3006
中国 L C 支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8219
九州 L C 支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0144

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

4. 資本金の推移

年 月	増資額	増資後資本金	摘 要
1996年 8月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年 10月	13,000百万円	23,000百万円	合 併
2004年 9月	12,500百万円	35,500百万円	増 資
2017年 3月	50,000百万円	85,500百万円	増 資

5. 株式の総数(2019年7月1日現在)

発行可能株式総数	3,000千株
発行済株式の総数	2,960千株
株 主 数	1名

6. 株式の状況(2019年7月1日現在)

(1) 種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	2,960千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社	2,960千株	100%	—	—

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況(2019年7月1日現在)

名 称	MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
本 社 所 在 地	東京都中央区新川二丁目 27 番 2 号
資 本 金	100,000 百万円
主要な事業の内容	子会社の経営管理およびそれに付帯する業務
設 立 年 月 日	2008年4月1日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	100%

8. 取締役、執行役員、および監査役(2019年7月1日現在)

男性18名 女性0名(取締役、執行役員および監査役のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役会長 会長執行役員 (代表取締役)	つちや みつひろ 土屋 光弘 (1955年6月1日生)	1980年 4月 大東京火災海上保険株式会社(2001年に千代田火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2009年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2010年 10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2011年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2013年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2014年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社代表取締役 執行役員 2016年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2017年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員退任 2017年 4月 当社取締役会長 会長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 2017年 6月 当社取締役会長 会長執行役員(現職)	・業務全般統括
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	たんぼ ひとしげ 丹保 人重 (1960年2月2日生)	1982年 4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2013年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任 2016年 4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	・業務全般統括
取 締 役 専務執行役員	ひらの みきと 平野 幹人 (1959年12月8日生)	1982年 4月 千代田火災海上保険株式会社(2001年に大東京火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2005年 4月 あいおい生命保険株式会社 企画部長 2006年 4月 あいおい生命保険株式会社執行役員 2008年 4月 あいおい損害保険株式会社 復職 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 理事 2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2015年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2016年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員退任 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員退任 2016年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・経理部 ・事務企画部 ・お客さまコンタクトセンター部 ・代理店コンタクトセンター部 ・保険金サービス部

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役 専務執行役員	かじ しろう 加治 資朗 (1960年4月28日生)	1983年 4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2016年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・LC営業部 ・営業企画部 ・営業推進部 ・営業教育企画部 ・金融法人推進部
専務執行役員	いわはら かずひこ 岩原 和彦 (1958年7月9日生)	1981年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社理事 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2018年 3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2018年 4月 当社専務執行役員(現職)	・関西営業部 ・近畿営業部 ・関西企業第一営業部 ・関西企業第二営業部 ・西日本ライフエージェンツ営業部
取締役 常務執行役員	こいずみ ようじ 小泉 曜司 (1958年9月29日生)	1981年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社出向 企画部長 2011年 10月 当社出向 商品部長 2013年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2013年 4月 当社上席理事 商品部長 2014年 4月 当社取締役 執行役員 2016年 4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・経営企画部 ・リスク管理部 ・情報システム部 ・監査部
常務執行役員	わたなべ しょうじ 渡辺 昭二 (1960年7月6日生)	1983年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社理事 2017年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2017年 4月 当社執行役員 2018年 4月 当社常務執行役員(現職)	・東京中央営業部 ・東京営業部 ・東京企業第一営業部 ・東京企業第二営業部 ・金融法人営業部
常務執行役員	としげ さとし 利重 聡志 (1960年6月4日生)	1983年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2014年 4月 当社出向 商品部長 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2016年 4月 当社理事 商品部長 2018年 4月 当社執行役員 2019年 4月 当社常務執行役員(現職)	・商品部 ・財務部 ・団体保険業務部 ・新契約部
執行役員	まえかわ ひろゆき 前川 浩之 (1961年9月24日生)	1984年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2011年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 東北営業部 特命部長 2011年 5月 あいおい生命保険株式会社出向 東北営業部長 2011年 10月 当社出向 東北営業部長 2014年 4月 当社出向 コンプライアンス部長 2017年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2017年 4月 当社執行役員(現職)	・北関東営業部 ・甲信越営業部 ・北陸営業部
執行役員	いけだ あつし 池田 淳 (1961年4月20日生)	1985年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2008年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 千葉営業部長 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社復職 2017年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2017年 4月 当社執行役員(現職)	・愛知営業部 ・中部営業部 ・名古屋企業第一営業部 ・名古屋企業第二営業部
執行役員	おかもと よしひろ 岡本 禎弘 (1962年12月22日生)	1985年 4月 同和火災海上保険株式会社(2001年にニッセイ損害保険株式会社と合併しニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、あいおい損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。)入社 2014年 4月 当社出向 神奈川営業部 部長 兼 静岡営業部 部長 2016年 4月 当社出向 監査部長 2018年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2018年 4月 当社執行役員 経営企画部長(現職)	
執行役員	たかはし しげお 高橋 重夫 (1962年7月16日生)	1986年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2011年 4月 三井住友海上火災保険株式会社出向 四国営業部長 兼 四国生保支社長 2011年 10月 当社出向 四国営業部長 2013年 4月 当社出向 中部営業部長 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2016年 4月 当社理事 北関東営業部長 2017年 4月 当社理事 中四国地区営業担当役員 2018年 4月 当社執行役員(現職)	・埼玉営業部 ・千葉営業部 ・ライフエージェンツ営業統括部

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役 執行役員	おおたに たすけ 大谷 太助 (1964年1月15日生)	1986年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2011年 4月 三井住友海上火災保険株式会社出向 人事総務部長 2011年 10月 当社出向 人事総務部長 2016年 4月 三井住友海上火災保険株式会社復職 2018年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2018年 4月 当社理事 中四国地区営業担当役員 2019年 4月 当社取締役 執行役員(現職)	・企業品質管理部 ・人事総務部 ・コンプライアンス部 ・監査部
取締役 (非常勤)	おおかわばた ふみあき 大川畑 文昭 (1958年6月16日生)	1981年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 2013年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 2015年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2017年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2017年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2018年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員退任 2018年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 専務執行役員 2018年 6月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員(現職) 当社取締役(現職)	
監査役 (常勤)	いしひ ひろあき 石井 浩明 (1957年11月15日生)	1980年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2015年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任 2015年 4月 当社取締役 専務執行役員 2018年 4月 当社顧問 2018年 6月 当社監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	かわもと けいすけ 河本 圭介 (1967年1月27日生)	1989年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社経理部 部長 2017年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社経理部長(現職) 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社監査役(現職) 当社監査役(現職)	
社外監査役	こばやし まさゆき 小林 昌之 (1960年8月2日生)	1984年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2016年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2016年 4月 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社監査役(現職) au損害保険株式会社監査役(現職) 2016年 6月 当社監査役(現職)	
社外監査役	うい じゅんいち 宇井 純一 (1952年5月20日生)	1975年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2006年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員 2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 専務執行役員 2013年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2014年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 MS&ADビジネスサポート株式会社代表取締役社長 2016年 6月 MS&ADビジネスサポート株式会社代表取締役社長 2018年 3月 MS&ADビジネスサポート株式会社代表取締役社長退任 2018年 6月 当社監査役(現職)	

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

9. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数（年度末）		採用数		2018年度末	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	2,234名	2,213名	225名	161名	40.6歳	7.9年
（男 子）	1,048	1,032	122	78	42.9	7.7
（女 子）	1,186	1,181	103	83	38.5	7.9
営業職員	375	391	58	55	45.6	6.6
（男 子）	349	359	47	44	46.0	6.9
（女 子）	26	32	11	11	41.6	3.3

(注) 上記には三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの出向者を含みます。

11. 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	2018年3月	2019年3月
内勤職員	406	406

(注) 平均給与月額額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

12. 平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区分	2018年3月	2019年3月
営業職員	572	550

(注) 平均給与月額額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスをわかりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ① 保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ② お客さまの声に基づく業務の改善、企業品質の向上
- ③ 社員・代理店に対する教育・指導
- ④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用資産の大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券等の収益期待資産に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

グループについて
M&A
Dインシ
ュアランス

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当期のわが国経済は、相次ぐ自然災害に見舞われ、また、通商問題の動向や英国のEU離脱問題による海外経済の不透明性の影響を受けたものの、雇用情勢や設備投資に改善傾向がみられるなど、緩やかな回復基調をたどりまし。

生命保険業界におきましては、厳しい市場金利環境が続く中、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化に対応したきめ細かな商品・サービスの提供等、一層の企業努力が求められています。

このような情勢の中、当社は、MS&ADインシュアランスグループの「経営理念、経営ビジョン、行動指針」の下、2018年度から2021年度までの4年間を対象期間とする中期経営計画「Vision 2021」を策定して、「お客さま第一」を活動の原点とし、高齢化に伴う介護・医療の負担増等の社会的課題の解決に貢献する商品・サービスの提供を通じた持続的な成長と企業価値の向上の実現に向けて取り組みました。

当期の具体的な事業の経過および成果等は、以下のとおりであります。

営業態勢につきましては、2018年4月、より機能的・機動的な体制を構築することを目指して営業組織を一部改編するとともに、代理店における生保販売力の強化、お客さま対応力の向上、コンプライアンスの徹底等に取り組みました。地域に密着し、常にお客さまと接点を持てる専業代理店を中心に、お客さまとの信頼関係のさらなる向上を目的としたアフターフォロー活動の取組みを強化いたしました。あわせて、事務業務の品質向上・効率化と営業体制の強化を目指して、営業事務集中化に取り組んでおり、2018年度は東京・千葉・埼玉地区で実施いたしました。

また、2018年5月、「お客さま第一の業務運営に関する方針」(以下、「本方針」といいます。)について、2017年度の取組概況と今後の取組みを公表いたしました。あわせて、お客さま第一の業務運営の定着を図るため、本方針に基づく取組状況を評価する14指標を設定・公表いたしました。

グループの機能別再編の一環である、三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下、あわせて「両損保社」といいます。)が保有する第三分野長期契約の当社への移行につきましては、監督官庁の認可等必要な手続きを経て、会社分割の方式により当初のスケジュールどおり、2019年4月に完了する運びとなりました。

商品につきましては、2018年4月、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズの新商品「&LIFE 新医療保険A(エース)プレミア」の販売を開始いたしました。

本商品は、従来商品においてご好評いただいていた点をさらに強化・拡充するとともに、新たに「通院」「抗がん剤治療」「出産」「不妊治療」等を保障する特約を新設し、高度化・多様化するお客さまのニーズに幅広く対応しております。加えて、介護の中でも負担が大きい認知症介護状態への保障を追加し、社会問題化しつつある介護への不安に、より手厚く備えることができるようにいたしました。さらに、2018年9月、新商品「&LIFE ガン保険スマート」の販売を開始し、進歩・多様化するガン治療への保障を拡充いたしました。

また、2018年4月の標準生命表の改定を受け、保険料率の改定を実施いたしました。

契約引受態勢につきましては、業務運営の円滑化を目的とした事務・システム面の改善、高度な専門知識を有する人財の育成に引き続き努めました。また、お客さまの利便性向上や幅広いお客さまへの保障の提供を目指

し、告知書扱限度額の拡大等、新契約の手続きの見直しを実施いたしました。

さらに、代理店が所有するパソコンやタブレット端末等の画面上で申込手続き(ペーパーレス)が完結する「生保かんたんモード」の機能改善を図ることにより、申込手続きの利便性をさらに高めるよう努めました。

契約保全態勢につきましては、契約内容の変更を希望されるお客さまから当社のお客さまサービスセンターへ直接申し出いただくことにより、書類の郵送から手続完了までを取り扱う「ダイレクトサービス」を積極的に推進し、2018年度のお取扱い件数が約35万件になる等、利便性の高いサービスとして多くのお客さまにご利用いただきました。また、シニア専用ダイヤルを設置し高齢のお客さまにとって使い勝手の良いサービス提供を行う等、応対品質の向上に向けた取組みを強化いたしました。

さらに、ご契約者に連絡がつかない場合やご契約者が連絡できない場合に備え、あらかじめ登録したご契約者のご親族との連絡や照会に対応できる「家族Eye(アイ)(親族連絡先制度)」の登録を推進し、累計登録件数が約11万9千件に達しました。

保険金等支払管理態勢につきましては、迅速かつ適切なお支払い、専門知識を有する人財の育成に注力したほか、契約内容の変更と同様の「ダイレクトサービス」を推進いたしました。

また、日本国内で陽子線治療・重粒子線治療を行うすべての医療機関に対して先進医療給付金を直接支払うことによりお客さまの資金準備負担を軽減するサービスを推進するなど、お客さま満足の向上に向けた取組みを継続的に実施いたしました。

さらに、2019年3月より、SMS(ショートメッセージ)送信機能を活用した請求申出受付サービスを開始するとともに、音声ガイダンス機能を掲載した保険金・給付金ご請求手続きの案内冊子に、手話動画によるガイダンス機能を追加し、目の不自由なお客さまに加えて、耳の不自由なお客さまにもご自身でご理解いただけるようにいたしました。

システムにつきましては、新商品「&LIFE 新医療保険A(エース)プレミア」および「&LIFE ガン保険スマート」の発売に伴う対応に加え、事業継続態勢強化の観点から基幹システムのオフサイトバックアップシステムを利用した訓練を実施したほか、サイバー攻撃への各種対策の実施および内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)や金融ISACが主催する演習への参加を通じてシステムセキュリティの実効性を高める等、システムの安定稼働の維持・向上を図っております。

資産の運用につきましては、厳しい市場金利環境の下、安全性・流動性に留意しつつ、市場動向を踏まえながら、国内公社債を中心に投資を実施いたしました。

また、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等への対応として、災害専用ダイヤルを設置しお客さまからのお問い合わせに素早く対応する体制を整えるとともに、保険料の払込猶予期間の延長、保険金・給付金のお支払いや契約者貸付に係る簡易取扱ならびに利息の減免等の対応を実施いたしました。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、当期は、保険料等収入が5,201億円、資産運用収益が571億円、その他経常収益が26億円となり、これらを合計した経常収益は5,799億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が2,237億円、責任準備金等繰入額が2,336億円、資産運用費用が60億円、事業費が832億円、その他経常費用が135億円となりました結果、5,604億円となりました。

この結果195億円の経常利益となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は79億円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、政府による各種政策の推進などを背景とした緩やかな回復傾向が持続していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性による影響が懸念され、予断を許さない状況が続くものと見込まれます。

また、生命保険業界におきましては、厳しい市場金利環境の中、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層の商品・サービスの充実、健全かつ適正な業務運営および財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが求められています。

このような事業環境の下、当社は、中期経営計画「Vision 2021」の実行を通じて、ERM経営の推進による経営基盤強化、お客さまの期待を超える品質の追求、お客さまニーズに応える先進的な商品やサービスの開発・提供の取組みに加え、営業事務集中化等を通じたオペレーション革新やデジタルイノベーションの推進による抜本的な事業構造の革新に挑戦してまいります。

また、両損保社から当社へ移行した第三分野長期契約のお客さまを含め、「お客さまの安心と満足度のさらなる向上」を目的に、アフターフォローを充実させるとともに、お客さまのニーズにきめ細かく対応した商品・サービスの提供を推進し、飛躍的な成長を実現して、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

(注)金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからのご相談・苦情の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心掛け、お客さまへのサービスの充実に努めています。

〈お客さまからのご相談(お申し出・ご照会)〉

2018年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご相談(お申し出・ご照会)の件数は、760,447件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご相談(2018年4月~2019年3月お客さまサービスセンター受付分)

(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご 加 入 相 談・ 資 料 請 求	2,950	0.4%
契約内容変更等の手続きに関して	410,403	54.0%
契約者貸付に関して	40,436	5.3%
保険料払込に関して	24,364	3.2%
保険金・給付金に関して	185,965	24.5%
税金・控除証明書に関して	23,477	3.1%
保険内容の照会・その他	72,852	9.6%
合 計	760,447	100.0%

〈お客さまからの苦情〉

2018年度に全店でお受けした苦情の件数は、3,835件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の表明」と定めています。

お客さまからの苦情(2018年4月~2019年3月全店受付分)

(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご 加 入 手 続 ぎ に 関 して	829	21.6%
契約内容変更等の手続きに関して	767	20.0%
保険料払込に関して	399	10.4%
保険金・給付金に関して	632	16.5%
その他のご不満に関して(注)	1,208	31.5%
合 計	3,835	100.0%

(注)「生命保険料控除証明書」に関するご不満、契約後のアフターフォローに関するご不満など。

グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

3. お客さまに対する情報提供の実態

61ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

4. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

64ページに掲載しています「商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

74ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

2018年度の新規開発商品は次のとおりです。各商品の概要は、52ページに掲載しています「商品トピックス」、および54ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

新規開発商品	発売年月
&LIFE 新医療保険 ^{エース} Aプレミア	2018年4月
終身保険(低解約返戻金型)	2018年4月
&LIFE ガン保険スマート	2018年9月

7. 保険商品一覧

54ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

- 2018年4月の新商品「&LIFE 新医療保険^{エース}Aプレミア」および同年9月の新商品「&LIFE ガン保険スマート」の発売にともない、設計書・申込書作成、新契約、保全、保険金・給付金支払等のシステム領域全般にわたるシステム開発を実施しました。
- 大規模災害発生時等でもシステムを停止することなく業務を継続するため、オフサイトバックアップシステム(大阪)を利用した災害対策訓練を実施しています。
- サイバーセキュリティ事案に対する社内演習を実施する他、外部機関(金融ISAC、内閣サイバーセキュリティセンター)主催の演習に参加し、サイバーセキュリティ事案発生時の迅速な組織的対応力の向上を図っています。

9. 公共福祉活動の概況

76ページに掲載しています「サステナビリティ取組」をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	487,594	512,568	530,173	550,495	579,934
経常利益	15,937	18,647	16,153	16,973	19,524
基礎利益	16,111	19,437	18,616	12,806	15,573
当期純利益	4,406	6,041	4,594	5,277	7,968
資本金 (発行済株式の総数)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	85,500 (2,960千株)	85,500 (2,960千株)	85,500 (2,960千株)
総資産	3,009,263	3,229,031	3,619,194	3,869,730	4,229,662
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	2,433,517	2,661,796	2,896,459	3,143,804	3,376,079
貸付金残高	51,282	52,677	55,198	57,079	59,506
有価証券残高	2,548,787	2,765,411	2,919,795	3,260,140	3,548,477
ソルベンシー・マージン比率	1,429.9%	1,598.4%	1,893.2%	1,726.7%	1,681.8%
従業員数	2,544名	2,554名	2,595名	2,609名	2,604名
保有契約高	27,195,528	29,094,733	30,288,604	31,666,681	33,087,751
個人保険	21,127,677	21,831,090	22,477,986	23,095,256	23,847,513
個人年金保険	766,354	744,933	736,264	711,590	685,633
団体保険	5,301,496	6,518,709	7,074,353	7,859,834	8,554,605
団体年金保険保有契約高	369	351	325	302	305

- (注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
 なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2017年度末	2018年度末	科目	2017年度末	2018年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	164,811	73,027	保険契約準備金	3,182,433	3,415,379
現金	0	0	支払備金	28,102	29,520
預貯金	164,811	73,027	責任準備金	3,143,804	3,376,079
買現先勘定	-	465,377	契約者配当準備金	10,526	9,780
債券貸借取引支払保証金	309,644	-	代理店借	4,562	4,296
有価証券	3,260,140	3,548,477	再保険借	263	253
国債	1,968,530	2,213,343	その他負債	395,303	509,173
地方債	163,323	183,243	売現先勘定	-	468,782
社債	862,383	883,523	債券貸借取引受入担保金	381,139	23,687
株式	1,362	770	未払法人税等	758	2,496
外国証券	219,641	195,146	未払金	128	389
その他の証券	44,898	72,449	未払費用	9,527	8,376
貸付金	57,079	59,506	前受収益	0	0
保険約款貸付	57,079	59,506	預り金	179	184
有形固定資産	3,997	3,347	金融派生商品	391	11
建物	572	532	リース債務	2,364	1,624
リース資産	2,155	1,486	資産除去債務	432	434
その他の有形固定資産	1,269	1,328	仮受金	382	631
無形固定資産	26,417	30,851	その他の負債	-	2,554
ソフトウェア	8,103	8,067	退職給付引当金	3,137	3,474
その他の無形固定資産	18,314	22,783	役員退職慰労引当金	22	10
代理店貸	127	186	特別法上の準備金	6,862	7,799
再保険貸	663	3,230	価格変動準備金	6,862	7,799
その他資産	46,963	45,775	繰延税金負債	12,619	13,359
未収金	33,014	34,197	負債の部合計	3,605,205	3,953,747
前払費用	1,427	1,182			
未収収益	7,143	6,940	(純資産の部)		
預託金	350	369	資本金	85,500	85,500
金融派生商品	4,042	1,400	資本剰余金	93,688	93,688
仮払金	960	1,551	資本準備金	63,214	63,214
その他の資産	24	131	その他資本剰余金	30,473	30,473
貸倒引当金	△ 114	△ 117	利益剰余金	7,870	14,645
			利益準備金	708	946
			その他利益剰余金	7,162	13,698
			繰越利益剰余金	7,162	13,698
			株主資本合計	187,058	193,833
			その他有価証券評価差額金	77,466	82,081
			評価・換算差額等合計	77,466	82,081
			純資産の部合計	264,524	275,915
資産の部合計	3,869,730	4,229,662	負債及び純資産の部合計	3,869,730	4,229,662

注記事項

2017年度末	2018年度末
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>「個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>「個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 ●リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) リース期間に基づく定額法によっております。 	<p>2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 ●リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) リース期間に基づく定額法によっております。
<p>4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>
<p>7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年</p>	<p>7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年</p>
<p>8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。</p>
<p>9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>	<p>9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>
<p>10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなることから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p>	<p>10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなることから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p>

2017年度末	2018年度末
<p>11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部高格付けの外国公社債に投資しております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」及び「責任準備金対応債券」として保有しております。 金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用してしております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。 当社では、取引執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のVaR(バリュー・アット・リスク)計測、リスクリミット管理を行うことによりリスクを把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取り締り報告しております。 a. 市場リスクの管理 当社は、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。 上記VaR計測によるリスク量のモニタリングのほか、VaR計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。 b. 信用リスクの管理 当社は、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケット</p>	<p>11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部高格付けの外国公社債等に投資しております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」及び「責任準備金対応債券」として保有しております。 金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用してしております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。 当社では、取引執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のVaR(バリュー・アット・リスク)計測、リスクリミット管理を行うことによりリスクを把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取り締り報告しております。 a. 市場リスクの管理 当社は、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。 上記VaR計測によるリスク量のモニタリングのほか、VaR計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。 b. 信用リスクの管理 当社は、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケット</p>

2017年度末	2018年度末																																																																																																												
<p>データの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。 なお、個別融資は行っておりません。</p> <p>c. 流動性リスクの管理 当社は、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。 資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保しています。 また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>164,811</td> <td>164,811</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td>309,644</td> <td>309,644</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,259,697</td> <td>3,469,511</td> <td>209,813</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>1,066,667</td> <td>1,269,957</td> <td>203,289</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>470,914</td> <td>477,438</td> <td>6,524</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>1,722,115</td> <td>1,722,115</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>57,079</td> <td>57,079</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>57,079</td> <td>57,079</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品*1</td> <td>3,651</td> <td>3,651</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>202</td> <td>202</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>3,449</td> <td>3,449</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金*2</td> <td>(381,139)</td> <td>(381,139)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 ① 現金及び預貯金、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ② 有価証券 これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、442百万円であります。</p> <p>③ 貸付金 当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	164,811	164,811	-	債券貸借取引支払保証金	309,644	309,644	-	有価証券	3,259,697	3,469,511	209,813	満期保有目的の債券	1,066,667	1,269,957	203,289	責任準備金対応債券	470,914	477,438	6,524	その他有価証券	1,722,115	1,722,115	-	貸付金	57,079	57,079	-	保険約款貸付	57,079	57,079	-	金融派生商品*1	3,651	3,651	-	ヘッジ会計が適用されていないもの	202	202	-	ヘッジ会計が適用されているもの	3,449	3,449	-	債券貸借取引受入担保金*2	(381,139)	(381,139)	-	<p>データの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。 なお、個別融資は行っておりません。</p> <p>c. 流動性リスクの管理 当社は、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。 資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保しています。 また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>73,027</td> <td>73,027</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>買現先勘定</td> <td>465,377</td> <td>465,377</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,547,556</td> <td>3,834,401</td> <td>286,844</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>1,111,044</td> <td>1,343,649</td> <td>232,605</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>737,476</td> <td>791,716</td> <td>54,239</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>1,699,035</td> <td>1,699,035</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>59,506</td> <td>59,506</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>59,506</td> <td>59,506</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品*1</td> <td>1,389</td> <td>1,389</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>(9)</td> <td>(9)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>1,399</td> <td>1,399</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定*2</td> <td>(468,782)</td> <td>(468,782)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金*2</td> <td>(23,687)</td> <td>(23,687)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 ① 現金及び預貯金、買現先勘定、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ② 有価証券 これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものの当期末における貸借対照表価額は次のとおりであり、有価証券には含めておりません。 非上場株式 442百万円 組合出資金 478百万円</p> <p>③ 貸付金 当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	73,027	73,027	-	買現先勘定	465,377	465,377	-	有価証券	3,547,556	3,834,401	286,844	満期保有目的の債券	1,111,044	1,343,649	232,605	責任準備金対応債券	737,476	791,716	54,239	その他有価証券	1,699,035	1,699,035	-	貸付金	59,506	59,506	-	保険約款貸付	59,506	59,506	-	金融派生商品*1	1,389	1,389	-	ヘッジ会計が適用されていないもの	(9)	(9)	-	ヘッジ会計が適用されているもの	1,399	1,399	-	売現先勘定*2	(468,782)	(468,782)	-	債券貸借取引受入担保金*2	(23,687)	(23,687)	-
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																										
現金及び預貯金	164,811	164,811	-																																																																																																										
債券貸借取引支払保証金	309,644	309,644	-																																																																																																										
有価証券	3,259,697	3,469,511	209,813																																																																																																										
満期保有目的の債券	1,066,667	1,269,957	203,289																																																																																																										
責任準備金対応債券	470,914	477,438	6,524																																																																																																										
その他有価証券	1,722,115	1,722,115	-																																																																																																										
貸付金	57,079	57,079	-																																																																																																										
保険約款貸付	57,079	57,079	-																																																																																																										
金融派生商品*1	3,651	3,651	-																																																																																																										
ヘッジ会計が適用されていないもの	202	202	-																																																																																																										
ヘッジ会計が適用されているもの	3,449	3,449	-																																																																																																										
債券貸借取引受入担保金*2	(381,139)	(381,139)	-																																																																																																										
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																										
現金及び預貯金	73,027	73,027	-																																																																																																										
買現先勘定	465,377	465,377	-																																																																																																										
有価証券	3,547,556	3,834,401	286,844																																																																																																										
満期保有目的の債券	1,111,044	1,343,649	232,605																																																																																																										
責任準備金対応債券	737,476	791,716	54,239																																																																																																										
その他有価証券	1,699,035	1,699,035	-																																																																																																										
貸付金	59,506	59,506	-																																																																																																										
保険約款貸付	59,506	59,506	-																																																																																																										
金融派生商品*1	1,389	1,389	-																																																																																																										
ヘッジ会計が適用されていないもの	(9)	(9)	-																																																																																																										
ヘッジ会計が適用されているもの	1,399	1,399	-																																																																																																										
売現先勘定*2	(468,782)	(468,782)	-																																																																																																										
債券貸借取引受入担保金*2	(23,687)	(23,687)	-																																																																																																										

2017年度末	2018年度末																				
<p>④金融派生商品 為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。</p> <p>14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、321,298百万円です。</p> <p>15. 有形固定資産の減価償却累計額は、5,835百万円です。</p> <p>16. 関係会社に対する金銭債権の総額は、245百万円です。</p> <p>17. 繰延税金資産の総額は17,625百万円、繰延税金負債の総額は30,125百万円です。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は119百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額11,375百万円、価格変動準備金1,921百万円及び税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額1,740百万円です。 繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額30,125百万円です。</p> <p>18. 当期における法定実効税率は28.24%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は23.24%です。 その差異の主な内訳は、永久に損金又は益金に算入されないものに係る差異△6.93%及び住民税均等割額に係る差異1.35%です。</p> <p>19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table border="1"> <tr><td>当期首現在高</td><td>10,831百万円</td></tr> <tr><td>当期契約者配当金支払額</td><td>9,519百万円</td></tr> <tr><td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>9,214百万円</td></tr> <tr><td>当期末現在高</td><td>10,526百万円</td></tr> </table> </p> <p>20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は511百万円です。</p> <p>21. 1株当たり純資産額は89,366円52銭です。</p>	当期首現在高	10,831百万円	当期契約者配当金支払額	9,519百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	9,214百万円	当期末現在高	10,526百万円	<p>④金融派生商品 為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。</p> <p>14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、22,238百万円です。</p> <p>15. 有形固定資産の減価償却累計額は、6,976百万円です。</p> <p>16. 関係会社に対する金銭債権の総額は、298百万円です。</p> <p>17. 繰延税金資産の総額は18,645百万円、繰延税金負債の総額は31,920百万円です。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は84百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額12,056百万円、価格変動準備金2,183百万円及び税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額1,842百万円です。 繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額31,920百万円です。</p> <p>18. 当期における法定実効税率は28.00%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は24.45%です。 その差異の主な内訳は、永久に損金又は益金に算入されないものに係る差異△3.28%及び住民税均等割額に係る差異0.90%です。</p> <p>19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table border="1"> <tr><td>当期首現在高</td><td>10,526百万円</td></tr> <tr><td>当期契約者配当金支払額</td><td>8,589百万円</td></tr> <tr><td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>7,842百万円</td></tr> <tr><td>当期末現在高</td><td>9,780百万円</td></tr> </table> </p> <p>20. 担保に供されている資産の額は、有価証券393,277百万円です。また、担保付き債務の額は468,782百万円です。</p> <p>21. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は573百万円です。</p> <p>22. 1株当たり純資産額は93,214円54銭です。</p> <p>23. 重要な後発事象 当期末日後に完了した共通支配下の取引等は次のとおりです。 共通支配下の取引等 当社、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社、三井住友海上火災保険株式会社(以下「三井住友海上」という。)及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「あいおいニッセイ同和損保」という。)が、2013年9月27日に締結した「機能別再編に関する合意書」に基づき、三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保が保有する第三分野長期契約を当社に移行するため、2018年6月28日付で当社と三井住友海上間及び当社とあいおいニッセイ同和損保間で「吸収分割契約書」を締結し、2019年4月1日付で実施いたしました。</p> <p>(1)取引の概要 ①対象となった事業の名称及び当該事業の内容 三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保が保有する第三分野長期契約に関する事業 ②企業結合日 2019年4月1日 ③企業結合の法的形式 三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保を分割会社とし、当社を承継会社とする簡易吸収分割 ④結合後企業の名称 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 ⑤その他取引の概要に関する事項 当社に商品供給機能を一元化することにより、お客さま対応レベルをより向上させるとともに経営資源の集中によって効率的なオペレーションを実現させ、グループ全体での総合力を発揮し、お客さま満足度・成長力・収益力を向上させることを目的としております。</p> <p>(2)実施する会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用</p>	当期首現在高	10,526百万円	当期契約者配当金支払額	8,589百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	7,842百万円	当期末現在高	9,780百万円
当期首現在高	10,831百万円																				
当期契約者配当金支払額	9,519百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	9,214百万円																				
当期末現在高	10,526百万円																				
当期首現在高	10,526百万円																				
当期契約者配当金支払額	8,589百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	7,842百万円																				
当期末現在高	9,780百万円																				

2017年度末	2018年度末																																																								
<p>22. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、37,205百万円です。</p> <p>23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,890百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>24. 退職給付に関する事項は次のとおりです。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>2,745百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>699百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△154百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>3,358百万円</td></tr> </table> ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table border="1"> <tr><td>退職給付債務</td><td>3,358百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td>△221百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>3,137百万円</td></tr> </table> ③退職給付に関する損益 <table border="1"> <tr><td>勤務費用</td><td>699百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>756百万円</td></tr> </table> ④数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりです。 <table border="1"> <tr><td>割引率</td><td>0.86%</td></tr> </table> (3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、166百万円です。</p> <p>25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	期首における退職給付債務	2,745百万円	勤務費用	699百万円	利息費用	22百万円	数理計算上の差異の当期発生額	45百万円	退職給付の支払額	△154百万円	期末における退職給付債務	3,358百万円	退職給付債務	3,358百万円	未認識数理計算上の差異	△221百万円	退職給付引当金	3,137百万円	勤務費用	699百万円	利息費用	22百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	34百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	756百万円	割引率	0.86%	<p>指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。</p> <p>24. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当期末残高は2,443百万円です。</p> <p>25. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引により売却し条件付きで購入した有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、159,600百万円です。</p> <p>26. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,878百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>27. 退職給付に関する事項は次のとおりです。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>3,358百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>514百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>155百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△244百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>3,812百万円</td></tr> </table> ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table border="1"> <tr><td>退職給付債務</td><td>3,812百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td>△337百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>3,474百万円</td></tr> </table> ③退職給付に関する損益 <table border="1"> <tr><td>勤務費用</td><td>514百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>38百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>582百万円</td></tr> </table> ④数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりです。 <table border="1"> <tr><td>割引率</td><td>0.86%</td></tr> </table> (3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、174百万円です。</p> <p>28. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	期首における退職給付債務	3,358百万円	勤務費用	514百万円	利息費用	28百万円	数理計算上の差異の当期発生額	155百万円	退職給付の支払額	△244百万円	期末における退職給付債務	3,812百万円	退職給付債務	3,812百万円	未認識数理計算上の差異	△337百万円	退職給付引当金	3,474百万円	勤務費用	514百万円	利息費用	28百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	38百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	582百万円	割引率	0.86%
期首における退職給付債務	2,745百万円																																																								
勤務費用	699百万円																																																								
利息費用	22百万円																																																								
数理計算上の差異の当期発生額	45百万円																																																								
退職給付の支払額	△154百万円																																																								
期末における退職給付債務	3,358百万円																																																								
退職給付債務	3,358百万円																																																								
未認識数理計算上の差異	△221百万円																																																								
退職給付引当金	3,137百万円																																																								
勤務費用	699百万円																																																								
利息費用	22百万円																																																								
数理計算上の差異の当期の費用処理額	34百万円																																																								
確定給付制度に係る退職給付費用	756百万円																																																								
割引率	0.86%																																																								
期首における退職給付債務	3,358百万円																																																								
勤務費用	514百万円																																																								
利息費用	28百万円																																																								
数理計算上の差異の当期発生額	155百万円																																																								
退職給付の支払額	△244百万円																																																								
期末における退職給付債務	3,812百万円																																																								
退職給付債務	3,812百万円																																																								
未認識数理計算上の差異	△337百万円																																																								
退職給付引当金	3,474百万円																																																								
勤務費用	514百万円																																																								
利息費用	28百万円																																																								
数理計算上の差異の当期の費用処理額	38百万円																																																								
確定給付制度に係る退職給付費用	582百万円																																																								
割引率	0.86%																																																								

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度	2018年度
経常収益	550,495	579,934
保険料等収入	493,748	520,148
保険料	492,591	504,235
再保険収入	1,156	15,913
資産運用収益	53,817	57,106
利息及び配当金等収入	44,603	44,921
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	42,699	43,138
貸付金利息	1,617	1,675
その他利息配当金	287	106
有価証券売却益	9,209	12,184
有価証券償還益	-	1
為替差益	1	-
貸倒引当金戻入額	2	-
その他経常収益	2,929	2,679
年金特約取扱受入金	923	779
保険金据置受入金	1,519	1,436
その他の経常収益	486	462
経常費用	533,521	560,410
保険金等支払金	189,390	223,798
保険金	41,353	41,875
年金	16,924	18,339
給付金	19,878	21,920
解約返戻金	106,304	123,934
その他返戻金	3,735	3,846
再保険料	1,195	13,881
責任準備金等繰入額	247,798	233,692
支払備金繰入額	454	1,417
責任準備金繰入額	247,344	232,274
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	3,881	6,092
支払利息	63	-
有価証券売却損	1,944	4,794
金融派生商品費用	1,793	1,235
為替差損	-	8
貸倒引当金繰入額	-	3
その他運用費用	79	51
事業費	79,359	83,244
その他経常費用	13,090	13,582
保険金据置支払金	1,562	1,453
税金	6,599	6,963
減価償却費	4,323	4,821
退職給付引当金繰入額	601	337
その他の経常費用	2	6
経常利益	16,973	19,524
特別利益	1	0
固定資産等处分益	1	0
特別損失	885	1,135
固定資産等处分損	11	198
価格変動準備金繰入額	874	936
契約者配当準備金繰入額	9,214	7,842
税引前当期純利益	6,874	10,547
法人税及び住民税	2,132	3,634
法人税等調整額	△ 534	△ 1,055
法人税等合計	1,597	2,578
当期純利益	5,277	7,968

注記事項

2017年度	2018年度
1. 関係会社との取引による収益の総額は707百万円、費用の総額は69百万円です。	1. 関係会社との取引による収益の総額は1,464百万円、費用の総額は70百万円です。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券7,805百万円、株式等379百万円、外国証券1,024百万円です。	2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券8,960百万円、株式等695百万円、外国証券2,528百万円です。
有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券237百万円、株式等13百万円、外国証券1,693百万円です。	有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券345百万円、株式等459百万円、外国証券3,989百万円です。
3. 責任準備金繰入額の計算上、足上げられた出再責任準備金戻入額の金額は204百万円です。	3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は62百万円です。
4. 金融派生商品費用には、評価益2,166百万円が含まれております。	4. 金融派生商品費用には、評価損2,261百万円が含まれております。
5. 1株当たり当期純利益は1,782円86銭です。	5. 1株当たり当期純利益は、2,692円17銭です。
算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに5,277百万円、普通株式の期中平均株式数は2,960千株です。	算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに7,968百万円、普通株式の期中平均株式数は2,960千株です。
6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度	2018年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	6,874	10,547
減価償却費	4,323	4,821
支払備金の増減額(△は減少)	454	1,417
責任準備金の増減額(△は減少)	247,344	232,274
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	9,214	7,842
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 13	2
退職給付引当金の増減額(△は減少)	601	337
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 6	△ 11
価格変動準備金の増減額(△は減少)	874	936
利息及び配当金等収入	△ 44,603	△ 44,921
有価証券関係損益(△は益)	△ 7,264	△ 7,389
支払利息	63	-
為替差損益(△は益)	△ 1	8
有形固定資産関係損益(△は益)	19	7
代理店貸の増減額(△は増加)	△ 10	△ 59
再保険貸の増減額(△は増加)	354	△ 2,567
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 4,589	1,449
代理店借の増減額(△は減少)	△ 1,064	△ 265
再保険借の増減額(△は減少)	△ 20	△ 9
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,542	1,539
その他	3,720	△ 911
小 計	217,815	205,048
利息及び配当金等の受取額	45,402	45,762
利息の支払額	△ 63	-
契約者配当金の支払額	△ 9,519	△ 8,589
法人税等の支払額	△ 2,227	△ 1,896
営業活動によるキャッシュ・フロー	251,407	240,325
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 600,658	△ 637,289
有価証券の売却・償還による収入	243,944	362,382
貸付けによる支出	△ 69,433	△ 72,841
貸付金の回収による収入	67,552	70,414
売現先勘定の純増減額(△は減少)	-	468,782
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額(△は減少)	△ 4,848	△ 47,807
その他	121	365
資産運用活動計	△ 363,321	144,006
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 111,913)	(384,332)
有形固定資産の取得による支出	△ 586	△ 627
有形固定資産の売却による収入	1	0
無形固定資産の取得による支出	△ 8,425	△ 8,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 372,331	135,223
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△ 3,540	△ 1,194
その他	△ 734	△ 761
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,274	△ 1,955
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 125,198	373,594
現金及び現金同等物期首残高	290,010	164,811
現金及び現金同等物期末残高	164,811	538,405

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、要求払預金及び取得日から償還日までの期間が概ね3カ月以内の短期投資であります。

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	85,500	63,214	30,473	93,688	-	6,133	6,133	185,321	90,948	90,948	276,270
当期変動額	-	-	-	-	-	708	△ 4,248	△ 3,540	-	-	△ 3,540
剰余金の配当	-	-	-	-	-	708	△ 4,248	△ 3,540	-	-	△ 3,540
当期純利益	-	-	-	-	-	5,277	5,277	5,277	-	-	5,277
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 13,482	△ 13,482	△ 13,482
当期変動額合計	-	-	-	-	-	708	1,028	1,736	△ 13,482	△ 13,482	△ 11,745
当期末残高	85,500	63,214	30,473	93,688	708	7,162	7,870	187,058	77,466	77,466	264,524

2018年度

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	85,500	63,214	30,473	93,688	708	7,162	7,870	187,058	77,466	77,466	264,524
当期変動額	-	-	-	-	-	238	△ 1,432	△ 1,194	-	-	△ 1,194
剰余金の配当	-	-	-	-	-	238	△ 1,432	△ 1,194	-	-	△ 1,194
当期純利益	-	-	-	-	-	7,968	7,968	7,968	-	-	7,968
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	4,615	4,615	4,615
当期変動額合計	-	-	-	-	-	238	6,535	6,774	4,615	4,615	11,390
当期末残高	85,500	63,214	30,473	93,688	946	13,698	14,645	193,833	82,081	82,081	275,915

注記事項

2017年度					2018年度								
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)								
	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数		当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数				
発行済株式					発行済株式								
普通株式	2,960	-	-	2,960	普通株式	2,960	-	-	2,960				
合計	2,960	-	-	2,960	合計	2,960	-	-	2,960				
2. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額					2. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額								
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日		
2017年5月18日取締役会	普通株式	2,124	717円 64銭	2017年 3月31日	2017年 5月22日	2018年5月17日取締役会	普通株式	978	330円 56銭	2018年 3月31日	2018年 5月25日		
2017年11月16日取締役会	普通株式	1,416	478円 43銭	-	2017年 11月24日	2018年11月14日取締役会	普通株式	215	72円 85銭	-	2018年 11月22日		
(2) 基準日が2017年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が2018年度となるもの					(2) 基準日が2018年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が2019年度となるもの								
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日	決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2018年5月17日取締役会	普通株式	978	利益 剰余金	330円 56銭	2018年 3月31日	2018年 5月25日	2019年5月17日取締役会	普通株式	1,165	利益 剰余金	393円 75銭	2019年 3月31日	2019年 5月27日
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。					3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。								

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
小 計	—	—
(対 合 計 比)	(—)	(—)
正 常 債 権	379,097	547,860
合 計	379,097	547,860

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	484,904	505,779
資本金等	186,080	192,668
価格変動準備金	6,862	7,799
危険準備金	32,890	35,067
一般貸倒引当金	23	22
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	96,832	102,601
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	159,410	162,392
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	2,804	5,227
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	56,163	60,145
保険リスク相当額 R_1	17,411	18,220
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	11,658	12,950
予定利率リスク相当額 R_2	3,115	3,136
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	43,169	46,405
経営管理リスク相当額 R_4	1,507	1,614
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	1,726.7%	1,681.8%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(参考)実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	4,079,544	4,516,507
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	3,375,441	3,716,123
実質資産負債差額 (1)-(2)=(3)	704,103	800,383

- (注) 1. 実質資産負債差額は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 保険会社向けの総合的な監督指針II-2-2-6に基づき、実質資産負債差額から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額を控除した額は以下の通りです。
2017年度末：494,289百万円、2018年度末：513,539百万円

9. 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	帳簿価額	時価	差 損 益				
			うち差益	うち差損			
2017年度末	満期保有目的の債券	1,066,667	1,269,957	203,289	203,977	687	
	責任準備金対応債券	470,914	477,438	6,524	11,081	4,557	
	子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	
	その他有価証券	1,614,523	1,722,115	107,591	113,283	5,691	
	公 社 債	1,356,470	1,456,655	100,184	102,388	2,203	
	株 式	511	919	408	408	-	
	外 国 証 券	214,303	219,641	5,338	8,544	3,206	
	公 社 債	205,862	211,099	5,236	8,399	3,162	
	株 式 等	8,441	8,542	101	145	44	
	その他の証券	43,237	44,898	1,660	1,942	281	
	買入金銭債権	-	-	-	-	-	
	譲渡性預金	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
	合 計	3,152,105	3,469,511	317,405	328,342	10,936	
	2018年度末	満期保有目的の債券	1,111,044	1,343,649	232,605	232,681	76
		責任準備金対応債券	737,476	791,716	54,239	54,811	571
子会社・関連会社株式		-	-	-	-	-	
その他有価証券		1,585,033	1,699,035	114,002	116,976	2,974	
公 社 債		1,333,112	1,431,590	98,477	100,884	2,407	
株 式		243	327	83	83	-	
外 国 証 券		182,353	195,146	12,792	13,128	335	
公 社 債		168,876	181,193	12,316	12,533	216	
株 式 等		13,477	13,953	476	594	118	
その他の証券		69,322	71,971	2,648	2,879	231	
買入金銭債権		-	-	-	-	-	
譲渡性預金		-	-	-	-	-	
その他		-	-	-	-	-	
合 計		3,433,554	3,834,401	400,846	404,469	3,622	

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,055,766	1,259,744	203,977	1,105,170	1,337,851	232,681
公 社 債	1,055,766	1,259,744	203,977	1,105,170	1,337,851	232,681
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	10,901	10,213	△ 687	5,874	5,798	△ 76
公 社 債	10,901	10,213	△ 687	5,874	5,798	△ 76
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	356,317	367,399	11,081	701,966	756,777	54,811
公 社 債	356,317	367,399	11,081	701,966	756,777	54,811
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	114,596	110,039	△ 4,557	35,510	34,938	△ 571
公 社 債	114,596	110,039	△ 4,557	35,510	34,938	△ 571
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

M&Aインシテランス

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,272,064	1,385,347	113,283	1,441,219	1,558,195	116,976
公 社 債	1,151,379	1,253,767	102,388	1,215,948	1,316,832	100,884
株 式	511	919	408	243	327	83
外 国 証 券	103,615	112,160	8,544	160,823	173,951	13,128
そ の 他 の 証 券	16,557	18,500	1,942	64,204	67,084	2,879
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	342,459	336,767	△ 5,691	143,813	140,839	△ 2,974
公 社 債	205,091	202,888	△ 2,203	117,164	114,757	△ 2,407
株 式	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	110,687	107,481	△ 3,206	21,530	21,194	△ 335
そ の 他 の 証 券	26,680	26,398	△ 281	5,118	4,887	△ 231
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	-	-
非 上 場 外 国 債 券	-	-
そ の 他	-	-
責任準備金対応債券	-	-
子会社・関連会社株式	-	-
その他有価証券	442	921
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	442	442
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	-	-
非 上 場 外 国 債 券	-	-
そ の 他	-	478
合 計	442	921

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

a. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、債券オプション取引、株式オプション取引です。

b. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針としています。

c. 利用目的

為替予約取引は、当社が保有する外貨建証券の為替リスクをヘッジするために利用しています。債券オプション取引、株式オプション取引は、購入を予定している証券を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。

上記のうち為替予約取引の一部について時価ヘッジを適用しています。

d. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)および取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)等が伴います。

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として資産運用のリスクヘッジを目的としているため、デリバティブ取引の持つ市場リスクは減殺され限定的なものになっています。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

e. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程、ヘッジ会計適用に関する規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

f. 定量的情報に関する補足説明

以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

②定量的情報

a. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	1,399	-	-	-	1,399
ヘッジ会計非適用分	-	△9	-	-	-	△9
合 計	-	1,389	-	-	-	1,389

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連1,399百万円)及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

b. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連
該当ありません。

○通貨関連

(2017年度末)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	差損益
			うち1年超		
店頭	為替予約 売建	5,647	—	202	202
	米ドル	2,265	—	61	61
	ユーロ	3,382	—	140	140
合計					202

(2018年度末)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	差損益
			うち1年超		
店頭	為替予約 売建	1,906	—	△9	△9
	米ドル	1,906	—	△9	△9
合計					△9

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。為替予約の差損益は、時価を記載しております。

○株式関連
該当ありません。

○債券関連
該当ありません。

○その他
該当ありません。

c. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連
該当ありません。

○通貨関連

(2017年度末)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建	外貨建資産	131,652	—	3,449
	米ドル		81,179	—	2,278
	ユーロ		50,473	—	1,170
合計					3,449

(2018年度末)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建	外貨建資産	68,877	—	1,399
	米ドル		4,134	—	14
	ユーロ		64,742	—	1,384
合計					1,399

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連
該当ありません。

○債券関連
該当ありません。

○その他
該当ありません。

10. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
基礎利益 A	12,806	15,573
キャピタル収益	9,210	12,184
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	9,209	12,184
金融派生商品収益	—	—
為替差益	1	—
その他キャピタル収益	—	0
キャピタル費用	3,738	6,053
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	1,944	4,794
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	1,793	1,235
為替差損	—	8
その他キャピタル費用	—	16
キャピタル損益 B	5,472	6,131
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	18,278	21,704
臨時収益	1	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	1	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	1,305	2,180
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	1,305	2,176
個別貸倒引当金繰入額	—	4
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△1,304	△2,180
経常利益 A+B+C	16,973	19,524

(注)

1. 基礎利益には、次の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	2018年度
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	16
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	△0

2. その他キャピタル収益には、次の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	2018年度
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	0

3. その他キャピタル費用には、次の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	2018年度
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	16
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—

4. 2018年度より、外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額及びマーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額に関して、経常利益の内訳の開示方法を変更しております。この結果、変更前と比べて当年度の基礎利益が15百万円増加し、キャピタル損益が同額減少しております。

11. 利源別損益

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
危険差損益 (注) ①	59,977	62,799
費差損益 (注) ②	△ 15,354	△ 13,086
利差損益 (注) ③	△ 2,273	△ 4,381
三利源合計 ④=①+②+③	42,348	45,331
その他損益 ⑤	△ 29,542	△ 29,757
基礎利益 ⑥=④+⑤	12,806	15,573

(注) 危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

- ①危険差損益：「予定死亡率等に基づく保険金・給付金支払予定額」と「実際に発生した保険金・給付金支払額」の差により生じる損益
- ②費差損益：「予定事業費率に基づく経費支出予定額」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
- ③利差損益：「予定利率に基づく予定運用収益(利回り)」と「実際の運用収益(利回り)」の差により生じる損益
(利差損益がマイナスの場合が「逆ざや」状態となります。)

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2018年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。

また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、ならびに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2018年度決算業績の概況

(契約の状況)

2018年度における個人保険および個人年金保険の新契約高は3兆1,145億円、解約・失効契約高は1兆8,284億円となり、この結果、2018年度末保有契約高は前期末に比べて7,262億円増加し24兆5,331億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は928億円、解約・失効契約高は688億円となり、2018年度末保有契約高は、前期末に比べて6,947億円増加し8兆5,546億円となりました。

また、個人保険および個人年金保険の2018年度末保有契約年換算保険料は前期末に比べて191億円増加し4,315億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が5,201億円、資産運用収益が571億円、その他経常収益が26億円となり、これらを合計した経常収益は5,799億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が2,237億円、責任準備金等繰入額が2,336億円、資産運用費用が60億円、事業費が832億円、その他経常費用が135億円となりました結果、5,604億円となりました。

この結果、経常利益は195億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は79億円となりました。

(責任準備金の状況)

当社は、保険業法に定められている標準責任準備金を積み立てており、2018年度の責任準備金繰入額は2,322億円となり、2018年度末の責任準備金は3兆3,760億円となりました。

(資産の状況)

2018年度末の総資産は前期末に比べて3,599億円増加し、4兆2,296億円となりました。

(2) 保有契約高および新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	2017年度末				2018年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比	前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	3,057	104.1%	23,095,256	102.7%	3,219	105.3%	23,847,513	103.3%
個人年金保険	182	97.9%	711,590	96.6%	177	97.0%	685,633	96.4%
団体保険	—	—	7,859,834	111.1%	—	—	8,554,605	108.8%
団体年金保険	—	—	302	92.9%	—	—	305	101.0%

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高

(単位：千件、百万円)

区分	2017年度					2018年度						
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	
個人保険	273	86.4%	2,629,277	112.0%	2,629,277	—	337	123.1%	3,107,244	118.2%	3,107,244	—
個人年金保険	1	28.3%	10,254	33.9%	10,254	—	1	74.0%	7,305	71.2%	7,305	—
団体保険	—	—	144,570	236.7%	144,570	—	—	92,813	64.2%	92,813	—	
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	369,326	103.2%	389,750	105.5%
個人年金保険	43,053	99.4%	41,754	97.0%
合計	412,380	102.8%	431,505	104.6%
うち医療保障・生前給付保障等	96,714	109.3%	107,852	111.5%

新契約

(単位：百万円)

区分	2017年度		2018年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
個人保険	38,333	76.4%	50,818	132.6%
個人年金保険	487	31.1%	325	66.8%
合計	38,821	75.0%	51,144	131.7%
うち医療保障・生前給付保障等	13,959	91.6%	17,729	127.0%

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		2017年度末	2018年度末	
死亡保障	普通死亡	個人保険	23,095,251	23,847,513
		個人年金保険	(258,134)	(262,223)
		団体保険	7,859,368	8,554,136
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	30,954,619	32,401,649	
	災害死亡	個人保険	(917,706)	(1,917,577)
		個人年金保険	(419)	(405)
		団体保険	(23,359)	(22,723)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(941,485)	(1,940,707)		
その他の条件付死亡	個人保険	(39,591)	(38,305)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険	(385)	(358)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
その他共計	(39,976)	(38,664)		
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(215,902)	(205,495)
		個人年金保険	637,872	607,289
		団体保険	10	4
		団体年金保険	-	-
	その他共計	637,883	607,294	
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(89,787)	(86,836)
		団体保険	(63)	(66)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(89,850)	(86,903)		
その他	個人保険	(-)	(-)	
	個人年金保険	73,718	78,343	
	団体保険	465	468	
	団体年金保険	302	305	
その他共計	74,486	79,117		
入院保障	災害入院	個人保険	(7,801)	(8,393)
		個人年金保険	(3)	(3)
		団体保険	(120)	(126)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(7,925)	(8,523)	
	疾病入院	個人保険	(7,940)	(8,519)
		個人年金保険	(4)	(4)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(7,944)	(8,524)		
その他の条件付入院	個人保険	(6,524)	(7,002)	
	個人年金保険	(1)	(1)	
	団体保険	(0)	(0)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
その他共計	(6,526)	(7,003)		

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2017年度末	2018年度末
障 害 保 障	個人保険	78,228	75,682
	個人年金保険	54	51
	団体保険	143,460	140,153
	団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	221,742	215,886	
手 術 保 障	個人保険	2,095,187	2,238,647
	個人年金保険	913	874
	団体保険	(-)	(-)
	団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	2,096,100	2,239,521	

(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2017年度末	2018年度末
死 亡 保 険	終身保険	3,793,976	3,709,402
	定期付終身保険	-	-
	定期保険	16,909,900	18,016,108
	その他共計	21,990,722	22,873,675
生 死 混 合 保 険	養老保険	162,359	153,860
	定期付養老保険	-	-
	生存給付金付定期保険	-	-
	その他共計	1,104,528	973,837
生 存 保 険		5	-
年 金 保 険	個人年金保険	711,590	685,633
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災害割増特約	492,288	466,861
	傷害特約	371,230	354,105
	災害入院特約	1,400	1,311
	疾病特約	1,063	1,004
	成人病特約	92	86
その他の条件付入院特約	5,119	5,547	

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

(6) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2017年度末	2018年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	71,345	69,586
	定 期 付 終 身 保 険		
	定 期 保 険	193,405	206,824
	そ の 他 共 計	353,110	374,514
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	9,822	9,168
	定 期 付 養 老 保 険		
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険		
	そ の 他 共 計	16,215	15,236
生 存 保 険		0	
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	43,053	41,754

(7) 契約者配当の状況

①個人保険・個人年金保険

a. 契約者配当の仕組み

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

(配当基準利回り)

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

(単位：%)

保険料払込方法	契約年月日	2017年度	2018年度
年払・半年払・月払	1999年4月1日以前	1.80 ~ 1.95	1.65
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.45 ~ 1.60	1.65
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	1.25	1.20
	2013年4月2日以降 2017年4月1日以前	0.75	0.60
	2017年4月2日以降	0.20 ~ 0.75	0.40
一時払	1999年4月1日以前	1.80 ~ 1.95	1.90 ~ 2.05
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.50 ~ 1.65	1.55 ~ 1.70
	2001年4月2日以降 2002年7月1日以前	1.25 ~ 1.40	1.25 ~ 1.40
	2002年7月2日以降 2013年4月1日以前	0.85	0.90
	2013年4月2日以降	0.70	0.70

(b) 旧あいおい生命契約

(単位：%)

該当契約	2017年度	2018年度	
5年ごと利差配当付養老保険 ^(注) (一時払かつ1999年4月2日以降契約の場合)	0.00 ~ 0.70	0.00 ~ 0.80	
上記以外の5年ごと 利差配当付契約	1999年4月1日以前	2.05 ~ 2.60	1.65 ~ 2.15
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.55 ~ 2.00	1.45 ~ 1.85
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	0.70 ~ 1.55	0.70 ~ 1.55
	2013年4月2日以降 2017年4月1日以前	0.55 ~ 1.00	0.35 ~ 0.80
	2017年4月2日以降	0.20	0.45

(注) 配当基準利回りは契約年月に応じて異なります。

b. 配当金の例示

2018年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〈例〉5年ごと利差配当付養老保険

30歳加入、30年満期、全期払、男性、年払、保険金1,000万円

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
1999年10月1日	20年	291,200円	0円	10,000,000円
2004年10月1日	15年	310,980円	0円	10,000,000円
2009年10月1日	10年	310,520円	0円	10,000,000円
2014年10月1日	5年	331,680円	0円	10,000,000円

(b) 旧あいおい生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
1999年10月1日	20年	289,690円	0円	10,000,000円
2004年10月1日	15年	311,960円	0円	10,000,000円
2009年10月1日	10年	311,380円	0円	10,000,000円

(注) 1. 経過年数とは2019年4月1日から2020年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。
2. 「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示しています。

② 団体保険

団体保険につきましては、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お払込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします(無配当型商品を除きます)。

2018年度決算におきましても、団体の規模、保険金支払い実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	2.7	3.3
個人年金保険	△ 3.4	△ 3.6
団体保険	11.1	8.8
団体年金保険	△ 7.1	1.0

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区分	2017年度	2018年度
新契約平均保険金	9,597	9,214
保有契約平均保険金	7,553	7,406

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	11.7	13.5
個人年金保険	1.5	1.1
団体保険	2.0	1.2

(注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	6.6	7.8
個人年金保険	3.4	3.1
団体保険	5.3	4.8

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)

(単位：円)

2017年度	2018年度
100,009	101,229

(注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件数率		金額率	
2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
1.72	1.80	1.21	1.26

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：%)

区 分		2017年度	2018年度
災害死亡保障契約	件数	0.05	0.06
	金額	0.07	0.05
障害保障契約	件数	0.29	0.18
	金額	0.09	0.11
災害入院保障契約	件数	3.93	3.96
	金額	80.04	78.52
疾病入院保障契約	件数	47.48	49.45
	金額	666.81	675.19
成人病入院保障契約	件数	15.33	16.96
	金額	351.59	415.66
疾病・傷害手術保障特約	件数	41.81	44.49
	金額		
成人病手術保障特約	件数	8.70	9.83
	金額		

(注) 入院保障契約の特約発生率(金額)は、 $\frac{\text{発生(支払)金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額} + \text{年度末保有入院給付日額}) \div 2}$ により算出した率です。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2017年度	2018年度
16.1	16.5

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2017年度	2018年度
6社	6社

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2017年度	2018年度
99.0	99.1

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2017年度	2018年度
AA+	9.74	8.84
AA-	40.18	42.75
A+	50.08	48.41
A	-	-

(注) 1. 格付はS&Pによるものに基づいています。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2017年度	2018年度
8	56

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	32.4	32.7
医療(疾病)	34.1	34.5
が	36.7	36.4
その他	14.2	14.1

(注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。
2. 発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	7,689	7,639
	災 害 保 険 金	71	34
	高 度 障 害 保 険 金	1,458	1,457
	満 期 保 険 金	85	196
	そ の 他	1,856	2,221
	小 計	11,160	11,549
年 金	105	123	
給 付 金	2,900	3,385	
解 約 返 戻 金	13,877	14,419	
保 険 金 据 置 支 払 金	10	12	
そ の 他 共 計	28,102	29,520	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	2,800,586 (2,800,586)	3,024,522 (3,024,522)
		(特別勘定)	(-) (-)
	個 人 年 金 保 険 (一般勘定)	309,170 (309,170)	315,383 (315,383)
		(特別勘定)	(-) (-)
	団 体 保 険 (一般勘定)	851 (851)	795 (795)
		(特別勘定)	(-) (-)
	団 体 年 金 保 険 (一般勘定)	302 (302)	305 (305)
		(特別勘定)	(-) (-)
	そ の 他 (一般勘定)	2 (2)	3 (3)
		(特別勘定)	(-) (-)
	小 計 (一般勘定)	3,110,914 (3,110,914)	3,341,011 (3,341,011)
		(特別勘定)	(-) (-)
	危 険 準 備 金	32,890	35,067
	合 計 (一般勘定)	3,143,804 (3,143,804)	3,376,079 (3,376,079)
	(特別勘定)	(-) (-)	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2017年度末	2,974,287	136,626	-	32,890	3,143,804
2018年度末	3,207,065	133,946	-	35,067	3,376,079

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

(単位：%)

		2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金 対 象 契 約	平成8年大蔵省告示 第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金 対 象 外 契 約	平準純保険料式	同左
積立率(危険準備金を除く)		100.0	100.0

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	519,258	2.00% 2.75%
2001年度～2005年度	572,920	1.50%
2006年度～2010年度	949,006	1.50%
2011年度	284,959	1.50%
2012年度	287,930	1.50%
2013年度	172,822	1.00%
2014年度	167,334	1.00%
2015年度	148,167	1.00%
2016年度	123,596	1.00%
2017年度	71,502	0.25%
2018年度	42,406	0.25%

(注)1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	合 計
2017年度	当期首現在高	317	180	10,331	0	-	2	10,831
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	14	19	9,482	0	-	2	9,519
	当期繰入額	0	0	9,196	0	-	18	9,214
	当期末現在高	302	160	10,045	0	-	18	10,526
		(301)	(160)	(31)	(-)	(-)	(-)	(493)
2018年度	当期首現在高	302	160	10,045	0	-	18	10,526
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	10	16	8,540	0	-	20	8,589
	当期繰入額	2	0	7,806	0	-	32	7,842
	当期末現在高	294	144	9,311	0	-	29	9,780
		(291)	(143)	(35)	(-)	(-)	(-)	(470)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由および 算定方法(注)
貸倒引当金	一般貸倒引当金	23	22	△0	
	個別貸倒引当金	91	94	3	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
退職給付引当金	3,137	3,474	337		
役員退職慰労引当金	22	10	△11		
価格変動準備金	6,862	7,799	936		

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表の注記事項(P107)に記載しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		85,500	-	-	85,500	
うち 既発行株式	普通株式	(2,960千株)	(-千株)	(-千株)	(2,960千株)	
	計	85,500	-	-	85,500	
資本 剰余金	資本準備金	63,214	-	-	63,214	
	その他資本剰余金	30,473	-	-	30,473	
	計	93,688	-	-	93,688	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	439,882	453,984
(うち一時払)	(41)	(60)
(うち年払)	(164,358)	(171,897)
(うち半年払)	(1,645)	(1,680)
(うち月払)	(273,836)	(280,345)
個人年金保険	27,352	25,281
(うち一時払)	(11)	(14)
(うち年払)	(6,002)	(5,424)
(うち半年払)	(175)	(155)
(うち月払)	(21,163)	(19,686)
団体保険	25,323	24,907
団体年金保険	11	10
その他共計	492,591	504,235

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
死亡保険金	22,370	11	5,598	—	—	4	27,985	27,559
災害保険金	71	—	0	—	—	—	72	70
高度障害保険金	1,799	—	559	—	—	—	2,359	1,570
満期保険金	5,783	—	—	—	—	—	5,783	7,294
その他	—	—	5,675	—	—	—	5,675	4,858
合 計	30,024	11	11,834	—	—	4	41,875	41,353

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
年 金	4,061	14,204	66	6	—	—	18,339	16,924

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
死亡給付金	1	568	—	1	—	—	571	527
入院給付金	8,958	5	4	—	—	0	8,968	8,031
手術給付金	6,271	3	—	—	—	—	6,274	5,679
障害給付金	38	—	1	—	—	—	39	34
生存給付金	2,284	0	—	—	—	—	2,285	2,301
その他	3,768	0	—	11	—	—	3,780	3,303
合 計	21,323	577	6	12	—	0	21,920	19,878

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
解約返戻金	118,178	5,756	—	—	—	—	123,934	106,304

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	10,323	1,290	6,976	3,347	67.6%
建物	984	70	452	532	45.9%
リース資産	4,128	688	2,642	1,486	64.0%
その他の有形固定資産	5,211	531	3,882	1,328	74.5%
無形固定資産	49,299	3,530	18,448	30,851	37.4%
その他	—	—	—	—	—
合 計	59,622	4,821	25,424	34,198	42.6%

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
営業活動費	35,181	36,731
営業管理費	5,460	5,432
一般管理費	38,717	41,081
合 計	79,359	83,244

(注) 1. 2017年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 351百万円
2. 2018年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 350百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 税	4,394	4,660
消費税	3,871	4,117
地方法人特別税	447	459
印紙税	74	82
登録免許税	—	—
その他の国税	0	0
地 方 税	2,205	2,302
地方消費税	1,043	1,110
法人住民税	—	—
法人事業税	1,074	1,102
固定資産税	20	20
不動産取得税	—	—
事業所税	62	65
その他の地方税	3	3
合 計	6,599	6,963

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

2017年度および2018年度とも該当する取引はありません。

(19) 借入金等残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2017年度末	借入金	-	-	-	-	-	-
	売現先勘定	-	-	-	-	-	-
	債券貸借取引 受入担保金	381,139	-	-	-	-	381,139
2018年度末	借入金	-	-	-	-	-	-
	売現先勘定	468,782	-	-	-	-	468,782
	債券貸借取引 受入担保金	23,687	-	-	-	-	23,687

4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)

(1) 資産運用の概況

①2018年度の資産の運用概況

a. 運用環境

2018年度のわが国経済は、相次ぐ自然災害に見舞われ、また、通商問題の動向や英国のEU離脱問題による海外経済の不透明性の影響を受けたものの、雇用情勢や設備投資に改善傾向がみられるなど、緩やかな回復基調をたどりました。

国内金利(10年国債利回り)は、期初に0.05%で始まった後、7月の日銀による長期金利の変動幅を拡大する方針変更により、一時0.15%まで上昇しました。その後は、世界経済の減速懸念が強まり、各国中央銀行が金融政策を緩和方向に転換したことを受けて、金利は低下基調をたどり、期末はマイナス0.08%となりました。

為替市場は、期初に対ドル105円台後半で始まった後、9月に世界的な株高や米金利上昇を受けて、一時114円台までドル高となりましたが、その後は、米中貿易摩擦への警戒感から株価が下落した影響を受け、年末に107円台までドル安が進みました。年明け以降、FRBが利上げ停止を表明し、株価が持ち直したことから、再びドル高基調となり、期末は110.99円となりました。

株式市場(日経平均株価)は、期初は2万1千円台前半で始まった後、世界的な株高や円安基調が好感され、一時2万4千円台まで上昇しましたが、その後は、米国株式の急落や円高進行を受けて、一時1万9千円台まで下落しました。年明け以降、FRBが利上げ停止を表明したことから、リスクオフムードが後退し、期末は21,205円となりました。

b. 当社の運用方針

[基本方針]

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。

[運用対象]

上記の基本方針に基づき、負債特性を踏まえ、当社は国内の公社債を主な運用対象としています。運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券等に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。また、保険約款貸付以外の融資については、現在行っていません。

c. 運用実績の概況

2018年度末における一般勘定資産の残高は、4兆2,296億円となりました。資産配分は公社債を中心に行い、その結果、公社債は3兆2,801億円(総資産に占める比率は77.6%)となりました。

また、2018年度は資産運用収益を571億円、資産運用費用を60億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.31%となりました。

②ポートフォリオの推移

a. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	164,811	4.3%	73,027	1.7%
買現先勘定	-	-	465,377	11.0%
債券貸借取引支払保証金	309,644	8.0%	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	3,260,140	84.2%	3,548,477	83.9%
公社債	2,994,237	77.4%	3,280,111	77.6%
株式	1,362	0.0%	770	0.0%
外国証券	219,641	5.7%	195,146	4.6%
公社債	211,099	5.5%	181,193	4.3%
株式等	8,542	0.2%	13,953	0.3%
その他の証券	44,898	1.2%	72,449	1.7%
貸付金	57,079	1.5%	59,506	1.4%
保険約款貸付	57,079	1.5%	59,506	1.4%
一般貸付	-	-	-	-
不動産	572	0.0%	532	0.0%
繰延税金資産	-	-	-	-
その他	77,597	2.0%	82,857	2.0%
貸倒引当金	△114	△0.0%	△117	△0.0%
合計	3,869,730	100.0%	4,229,662	100.0%
うち外貨建資産	230,398	6.0%	197,762	4.7%

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	△125,198	△91,783
買現先勘定	-	465,377
債券貸借取引支払保証金	24,189	△309,644
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	340,344	288,337
公社債	327,121	285,873
株式	48	△592
外国証券	△24,540	△24,495
公社債	△32,239	△29,906
株式等	7,698	5,410
その他の証券	37,715	27,551
貸付金	1,881	2,426
保険約款貸付	1,881	2,426
一般貸付	-	-
不動産	△48	△40
繰延税金資産	-	-
その他	9,354	5,260
貸倒引当金	13	△2
合計	250,535	359,931
うち外貨建資産	△19,283	△32,635

MS&A
Dイン
シテ
ア
ラ
ン
ス
に
つ
い
て経
営
に
つ
い
て商
品
・
サ
ー
ビ
スサ
ス
テ
ナ
ビ
リ
テ
ィ
取
組会
社
デ
ー
タ

(2) 運用利回り

(単位:%)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買 現 先 勘 定	-	0.02
債券貸借取引支払保証金	0.08	0.01
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	1.69	1.55
うち 公 社 債	1.64	1.55
うち 株 式	3.11 (3.11)	22.61 (22.61)
うち 外 国 証 券	2.12	1.46
貸 付 金	2.91	2.89
うち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-

一 般 勘 定 計	1.40 (1.40)	1.31 (1.31)
-----------	-------------	-------------

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	249,975	126,909
買 現 先 勘 定	-	343,867
債券貸借取引支払保証金	247,860	27,852
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	2,961,066	3,267,406
うち 公 社 債	2,716,004	3,025,170
うち 株 式	954	859
うち 外 国 証 券	222,884	190,703
貸 付 金	55,651	58,065
うち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	637	580

一 般 勘 定 計	3,578,929	3,898,612
うち 海 外 投 融 資	222,884	190,703

(4) 資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息および配当金等収入	44,603	44,921
商品有価証券運用益	-	-
金 銭 の 信 託 運 用 益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有 価 証 券 売 却 益	9,209	12,184
有 価 証 券 償 還 益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為 替 差 益	1	1
貸倒引当金戻入額	2	-
その他運用収益	-	-
合 計	53,817	57,106

(5) 資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
支 払 利 息	63	-
商品有価証券運用損	-	-
金 銭 の 信 託 運 用 損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有 価 証 券 売 却 損	1,944	4,794
有 価 証 券 評 価 損	-	-
有 価 証 券 償 還 損	-	-
金融派生商品費用	1,793	1,235
為 替 差 損	-	8
貸倒引当金繰入額	-	3
貸 付 金 償 却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	79	51
合 計	3,881	6,092

M&Aグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

(6) 利息および配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	42,699	43,138
公社債利息	37,017	38,258
株式配当金	29	23
外国証券利息配当金	5,391	4,251
貸付金利息	1,617	1,675
不動産賃貸料	-	-
その他共計	44,603	44,921

(7) 有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国債等債券	7,805	8,960
株式等	379	695
外国証券	1,024	2,528
その他共計	9,209	12,184

(8) 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国債等債券	237	345
株式等	13	459
外国証券	1,693	3,989
その他共計	1,944	4,794

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	1,968,530	60.4%	2,213,343	62.4%
地方債	163,323	5.0%	183,243	5.2%
社債	862,383	26.5%	883,523	24.9%
うち公社・公団債	478,944	14.7%	489,309	13.8%
株式	1,362	0.0%	770	0.0%
外国証券	219,641	6.7%	195,146	5.5%
公社債	211,099	6.5%	181,193	5.1%
株式等	8,542	0.3%	13,953	0.4%
その他の証券	44,898	1.4%	72,449	2.0%
合計	3,260,140	100.0%	3,548,477	100.0%

M&Aグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度末							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)		
有価証券	55,788	211,532	289,051	308,733	407,004	1,988,029	3,260,140	
国債	7,594	93,991	102,708	95,582	139,413	1,529,239	1,968,530	
地方債	506	13,836	10,159	11,986	59,516	67,316	163,323	
社債	47,424	83,440	164,235	125,355	123,068	318,859	862,383	
株式						1,362	1,362	
外国証券	262	20,262	11,948	75,808	85,006	26,353	219,641	
公社債	262	20,262	11,948	75,808	85,006	17,810	211,099	
株式等	-	-	-	-	-	8,542	8,542	
その他の証券	-	-	-	-	-	44,898	44,898	
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	
有価証券	79,946	203,822	304,556	226,266	371,114	2,362,771	3,548,477	
国債	22,288	86,800	88,539	80,971	137,083	1,797,659	2,213,343	
地方債	7,770	11,438	11,017	32,033	40,902	80,079	183,243	
社債	42,379	92,153	176,762	98,360	84,886	388,981	883,523	
株式						770	770	
外国証券	7,508	13,428	28,236	14,901	108,241	22,829	195,146	
公社債	7,508	13,428	28,236	14,901	108,241	8,876	181,193	
株式等	-	-	-	-	-	13,953	13,953	
その他の証券	-	-	-	-	-	72,449	72,449	
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2017年度末	2018年度末
公 社 債	1.31	1.22
外 国 公 社 債	2.18	2.08

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水産・農林業	-	-	-	-	
鉱業	-	-	-	-	
建設業	-	-	-	-	
製 造 業	食料品	-	-	-	
	繊維製品	-	-	-	
	パルプ・紙	-	-	-	
	化学	-	-	-	
	医薬品	-	-	-	
	石油・石炭製品	-	-	-	
	ゴム製品	-	-	-	
	ガラス・土石製品	-	-	-	
	鉄鋼	-	-	-	
	非鉄金属	-	-	-	
	金属製品	-	-	-	
	機械	-	-	-	
	電気機器	-	-	-	
	輸送用機器	-	-	-	
精密機器	-	-	-		
その他製品	-	-	-		
電気・ガス業	-	-	-		
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸運業	-	-		
	海運業	-	-		
	空運業	-	-		
	倉庫・運輸関連業	-	-		
	情報・通信業	-	-		
商 業	卸売業	-	-		
	小売業	-	-		
金 融 ・ 保 険 業	銀行業	444	32.6%	327	42.5%
	証券・商品先物取引業	475	34.9%	-	-
	保険業	440	32.3%	440	57.1%
	その他金融業	2	0.2%	2	0.4%
不 動 産 業	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	
合 計	1,362	100.0%	770	100.0%	

M&Aグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

(16) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
保 険 約 款 貸 付	57,079	59,506
契 約 者 貸 付	50,784	53,181
保 険 料 振 替 貸 付	6,294	6,324
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	- (-)	- (-)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	- (-)	- (-)
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
消 費 者 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	57,079	59,506

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2017年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-
	建 物	620	28	7 (-)	69	572	40.2%
	リ ー ス 資 産	2,724	113	- (-)	682	2,155	47.6%
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-
	その他の有形固定資産	1,292	558	4 (-)	576	1,269	73.3%
	合 計	4,638	700	12 (-)	1,328	3,997	59.3%
	うち賃貸等不動産	-	-	- (-)	-	-	-
2018年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-
	建 物	572	36	5 (-)	70	532	45.9%
	リ ー ス 資 産	2,155	18	- (-)	688	1,486	64.0%
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-
	その他の有形固定資産	1,269	591	0 (-)	531	1,328	74.5%
	合 計	3,997	646	6 (-)	1,290	3,347	67.6%
	うち賃貸等不動産	-	-	- (-)	-	-	-

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円、棟)

区 分	2017年度末	2018年度末
不 動 産 残 高	572	532
営 業 用	572	532
賃 貸 用	-	-
賃貸用ビル保有数	-	-

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
有 形 固 定 資 産	1	0
土 地	-	-
建 物	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
そ の 他	1	0
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	1	0
うち賃貸等不動産	-	-

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
有形固定資産	11	6
土地	－	－
建物	7	5
リース資産	－	－
その他	3	0
無形固定資産	－	192
その他	－	－
合計	11	198
うち賃貸等不動産	－	－

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

a. 外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	211,099	96.1%	181,193	92.8%
株式	5,559	2.5%	8,534	4.4%
現預金・その他	－	－	－	－
小計	216,659	98.6%	189,727	97.2%

b. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	－	－	－	－
現預金・その他	－	－	－	－
小計	－	－	－	－

c. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	－	－	－	－
公社債(円建外債)・その他	2,982	1.4%	5,418	2.8%
小計	2,982	1.4%	5,418	2.8%

d. 合計

(単位：百万円)

海外投融資	219,641	100.0%	195,146	100.0%
-------	---------	--------	---------	--------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円)

区 分	外国証券						非居住者貸付		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
2017年度末	北米	105,949	48.2%	103,460	49.0%	2,489	29.1%	－	－
	ヨーロッパ	83,518	38.0%	80,447	38.1%	3,070	35.9%	－	－
	オセアニア	－	－	－	－	－	－	－	－
	アジア	－	－	－	－	－	－	－	－
	中南米	2,982	1.4%	－	－	2,982	34.9%	－	－
	中東	－	－	－	－	－	－	－	－
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際機関	27,191	12.4%	27,191	12.9%	－	－	－	－
	合計	219,641	100.0%	211,099	100.0%	8,542	100.0%	－	－
2018年度末	北米	53,925	27.6%	47,733	26.3%	6,191	44.4%	－	－
	ヨーロッパ	88,527	45.4%	86,185	47.6%	2,342	16.8%	－	－
	オセアニア	－	－	－	－	－	－	－	－
	アジア	－	－	－	－	－	－	－	－
	中南米	5,418	2.8%	－	－	5,418	38.8%	－	－
	中東	－	－	－	－	－	－	－	－
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際機関	47,273	24.2%	47,273	26.1%	－	－	－	－
	合計	195,146	100.0%	181,193	100.0%	13,953	100.0%	－	－

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	154,114	71.1%	61,898	32.6%
ユ ー ロ	53,619	24.7%	66,788	35.2%
カ ナ ダ ド ル	—	—	22,091	11.6%
オーストラリアドル	8,925	4.1%	38,948	20.5%
合 計	216,659	100.0%	189,727	100.0%

(28)海外投融資利回り

(単位：%)

2017年度	2018年度
2.12	1.46

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会 員 権	24	—	—	—	24	
そ の 他	106	106	—	—	106	
合 計	131	106	—	—	131	

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V-9. 有価証券等の時価情報(会社計)」の内容と相違ありません。V-9をご参照ください。

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制

35ページに掲載しています「リスク管理体制」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

32ページに掲載しています「コンプライアンス(法令等遵守)の取組み」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積み立てがそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定にしたがい、保険計理人がこれを確認しています。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

44ページに掲載しています「金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について～生命保険相談所のご案内～」をご参照ください。

5. 個人データ保護について

37ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

28ページに掲載しています「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をご参照ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

ディスクロージャー誌 三井住友海上あいおい生命の現状 2019

2019年7月発行

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 経営企画部

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

TEL:03-5539-8300 (大代表)

URL:<https://www.msa-life.co.jp>



www.msa-life.co.jp

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

【MS】B9587 【AD】99-587 12,000 2019.07.19 (改)62

